

経済科学通信

1999. 3 No.89

1981年5月20日第4種郵便物認
SSN 0385-065X

本社人材開発本部

各員 各位

不況のゆくえ

先般弊社より、号をお知らせしたとおり、当社は極めて厳しい現状の中で、企
業の生き残りと、本業の体質強化を第一義に、中期重点戦略の策定と
実行に全力を傾注し、経営改革を行って参ります。

今回の早期退職優遇措置は、営業改革などの、経営改革に先がけ、社外での新しい
進路を選択する機会を提供すると共に、現段階で可能な
皆さんに、今後の新しい進路を選択するための総合的な支援策であり、現段階等を
い出していただいたものであります。

最大限の配慮を行ったものであります。

今後、来る[月]日からの募集に向け、説明会、個別面接等を
従業員の皆さん一人ひとりに、今回の早期退職優遇措置の内容を
自らの今後を真剣に考えていただくため、当措置に関する
説明会、個別面接に臨んでいただくようお

沖縄問題／法制審議会／生命保険契約／

江沢民来日／台北市長選／韓国歴史論争／

イタリア政局／ドイツ連邦議会選挙

21世紀市民社会の可能性と課題を探る

●46判上製カバー・2500円(税別)

新世紀市民社会論

基礎経済科学研究所編

「資本主義の自由主義的再編」が世界大で進行し、市場化の徹底は伝統的・権威的な社会関係を露骨な利害関係にとって替えつつある。この過程ですすむ「国家・企業・家族の相対化」の中に21世紀市民社会の可能性を見い出し、その課題を探る。企業活動の市民的監視や各国の経験も検討される。



I—新世紀市民社会への日本の課題

- 1 「資本主義の自由主義的再編」の時代の市民社会●二一世紀市民社会の可能性 [神谷章生]
- 2 ポスト福祉国家政治と市民的自立 [日口定]

〔コラム〕大蔵省・日銀接待の経済学的意味 [鶴田廣巳]

II—企業活動の市民的監視

- 3 企業活動の市民的監視●株主オンブズマンの経験から [森岡孝一]
- 4 政治資金に対する市民的監視 [醍醐聰]
- 5 従業員=市民による企業自治とその条件●ダールの経済民主主義論を題材として [上田道明]

本書の主な内容

- 6 英国における政府の「説明責任」と特殊法人 [小堀真裕]
- 7 ロシア・民主主義的な社会への挑戦 [新美若】
- 8 「開発独裁」の終焉と市民社会形成への条件●試行のつづく東南アジア諸国 [和田幸子]
- 9 民族を超える「市民」の可能性 [大西弘]

●21世紀の[世界像]の核心に迫る!

〈南〉から見た世界 全6巻



編集委員=木畠洋一／姫田光義／古田元夫／北川勝彦／栗田禎子／清水透
世紀の転換を迎える今、21世紀の「世界像」の核心に、〈南〉の世界の実情、〈北〉の世界との緊張関係をとおして迫る新シリーズ。地球社会の現在と明日をビビッドにとらえる。46判・各巻2500円(税別)

- 1 東アジア・北東アジア 姫田光義編
中華世界の内と外なる〈南〉 *好評発売中
- 2 東南アジア・南アジア 古田元夫編
地域自立への模索と葛藤 *6月刊行
- 3 アフリカ 北川勝彦
国民国家の矛盾を超えて共生へ *3月刊行

- 4 中東 栗田禎子編
多元的中東世界への序章 *4月刊行
- 5 ラテンアメリカ 清水透編
統合圧力と拡散のエネルギー *5月刊行
- 6 グローバリゼーション下の苦闘
木畠洋一編 *7月刊行 全巻完結 /

経済科学通信

Letters of Economic Science

第89号（1999年3月）

TOPICS 2

沖縄問題／議員立法と法制審議会／生命保険契約／江沢民来日発言／台湾「三合一」選挙／韓国歴史論争／イタリア政局／ドイツ連邦議会選挙

SPECIAL EDITION 特集	不況のゆくえ	
世紀末世界経済の深層と21世紀への曙光	関下 淳	17
アジア危機の原因と展望—回復は今年から—	大西 広	24
韓国経済の構造改革とその行方	趙 容來	33
ロシア金融危機と経済政策の動向	溝端佐登史	41
平成不況に見る循環と構造	岩下 有司	52
百貨店業界に吹き荒れるリストラの嵐	落合 修二	59
世界大恐慌論の問題点	増田 和夫	64

投稿論文

資本主義の「極限の発展＝未来社会への移行」について	梅垣 邦胤	71
父子家庭における仕事と家事の両立問題		
——経済的問題を中心に——	山田 亮	79

現代社会批評

メディア王マードックの日本上陸とユニバーサルアクセス権		
——スポーツ争奪戦の行方——	森川 貞夫	86

政治学入門

ドイツ政治学の最近の動向		
——ラディカル派の議論を中心として——	北村 浩	90
書評		95
岩田勝雄編『21世紀の国際経済』／角谷新一・西山賢一・御園謙吉著『経済・経営系学生のためのエクセル入門』／森田成也著『資本主義と性差別』		
誌面批評		101
基礎研だより		70, 100, 104

◆沖縄問題の現在

県知事選

昨年末、沖縄に稲嶺保守県政が発足した。本土から見れば、稲嶺氏が、初めて軍事基地の新設を容認する知事として立ち現れてきたのは明らかな事実であろうが、沖縄県内での理解は必ずしもそうではなかった。

稲嶺氏は、選挙期間中、大田氏ができなかつた基地問題の解決を自分ならできると主張した。さらに、国策に起因する全国的な不況を「(大田) 県政不況」と規定して、現在の不況を解決するとしたのである。このような子供だましの主張を真に受けて投票した県民を嗤うことは簡単だが、それほど不況が深刻に受けとめられ、その打開を言う者にすがろうとする県民が多くなったことを重視すべきであろう。ともあれ、「経済に強い稲嶺」に県民は期待し、県政の交代が起つた。

勿論、新しい知事が独力で景気回復を行ひうるわけもなく、また、基地問題にしても、普天間基地と那覇軍港を、民間の港湾と飛行場を新設して「期限付き」で軍民共用とするという案は、早々に米軍からの拒否にあった。このように、稲嶺知事は、県民要求も日米政府の要求も共に実現しえない政策を掲げて出発することとなつた。

稲嶺氏の勝利にもかかわらず、沖縄県民が「基地との共生」を選択したものでないことは、選挙の出口調査などでも明らかである。基地の縮小撤去こそ変わらぬ県民

総意であり、大田氏が過去の革新票の最高投票数を得たことにもそれは反映されている。一方で、96年の県民投票直後に米軍用地強制使用の公告・縦覧手続に応じたり、海上基地建設の事前調査を容認したこと、知事選挙直前に那覇軍港の浦添「移設」問題で大田与党の一部が容認と受け取れる言動をしたことなど、様々な「揺れ」が、支持層の不安や動搖を起こし、選挙結果に複雑に影響することとなつた。

基地と経済

それでは、いま「沖縄問題」の中心はなにか。沖縄の抱える「基地」と「経済」の二大課題は相互に独立した課題ではない。沖縄の経済発展の道筋としては、基地を撤去して地域の産業を発展させることと、基地を容認して、基地収入や、見返りとしてのODA的な援助によって経済を維持発展させることとの二つの路線がせめぎ合っているのであって、本質的には基地とそれに派生する課題の一部である。

この問題で、日米両政府は「基地との共生」を強いることで首尾一貫している。沖縄の経済問題が基地問題とならざるを得ないのは、沖縄本島の2割を基地に奪われて、都市計画も産業の導入も基地返還なしには不可能であることの大変な原因である。だがそれ以上に、福祉や教育、地域産業の振興などを切り捨てつつ、「安保」を受け容れた地域には、破格の地代や基地

交付金、(しばしば有害でさえある)公共事業を集中豪雨的に投下して、それに依存させるという、政府の強烈な財政誘導が地域をゆがめている全国的実態を見る必要がある。

ところで、「共生」を求められている基地と安保体制は急激に変貌している。新ガイドライン体制と、SACO(沖縄に関する特別行動委員会)路線の進行である。95年以来の激動は、政府を普天間基地など幾つかの基地の「整理縮小」を約束するまでに追い込み、日米でSACO報告が出された。沖縄県民の運動と、それに連帶する全国・世界の世論と運動の成果であることは間違いない。しかし、こうした要求を逆手にとって、米国が基地の再編強化策を実施させようとしているのが、現在の構図である。

橋本政権の目玉とされた普天間基地の「移設」も、2001年から海兵隊に新型の垂直離着陸機MV-22オスプレーが配備されることに伴い、この飛行機を活用できるハイテク基地を新設するということが米国の真意であった。都市の中心にあり老朽化した普天間基地では、危険な訓練を伴い、爆音を発生するオスプレーは十分に運用できないからである。オスプレーは垂直離着陸能力、航続距離、速度、輸送力などを飛躍的に強化した、今後の海兵隊の軍事戦略の中核を担う航空機であり、海外唯一の海兵遠征軍のある沖縄に、そのための航空基地を新設することが最優先課題であった。それ故、名護市民投票後も、日米政府は引き続き空港建設に全力を挙げている。

昨年、那覇軍港を、隣接する浦添市に「移設」するという問題がにわかに進行し始めた。浦添市は、

東シナ海に面した一等地を海兵隊の兵たん基地（キャンプ・キンザー＝牧港補給地区）に取られている。そこで、地元の商工会議所が、キャンプ・キンザーに隣接する沿岸を埋め立てて巨大港湾と諸施設を建設し、一部を（時限付きで）軍民共用として那覇軍港の機能を受け入れることを提案したのである。この計画では、水深が浅く（10m以下）、荷役設備もなく、都心で人目に付く那覇軍港に代わって、水深11～15mの12のバースと12の大形クレーン設備をもち、キャンプ・キンザーをはじめ海兵隊兵たん基地群に直結する巨大港湾がつくれられる。最新鋭のニミツ級原子力空母や、5万トン級の輸送船群からなる海兵隊事前集積部隊（「水上の補給基地」と通称される）などの大型艦船が寄港できる軍港が沖縄に初めて誕生することになる。また、現在ペルシア湾に出撃中の強襲揚陸艦隊も、極めて効率的に在来の基地群と結びつくことにな

る。世界の海の52%を攻撃範囲とする米太平洋軍の拠点となろう。

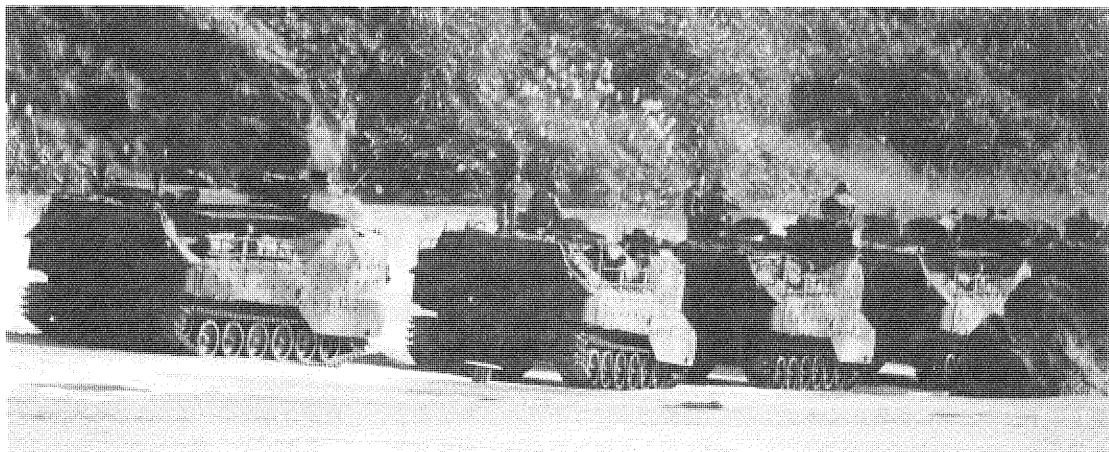
SACO報告に登場する在沖基地や訓練はすべて、その機能を強化しながら県内や本土（実弾砲撃演習など）に整理統合されつつある。その中心が、沖縄に米軍の空と海の玄関を作ることなのである。

新ガイドライン体制とは、一言でいえば、米国が世界で起こす戦争に、日本が自動的に支援・参戦する体制である。民間や自治体の動員や民用施設の接収が重大問題となっているが、有事に中心的に活用されるのが国内の基地であることは当然である。いまの沖縄の基地問題の焦点が、新ガイドラインとSACO完全実施にあるのは必然であり、政府が、沖縄の基地の「整理縮小」に2兆円もの巨費を投じようとしているのは、何ら県民への配慮に由来する施策ではない。

したがって、沖縄問題とは決して「沖縄差別」のような局所・特殊な問題ではなく、むしろ日本の

抱える問題が凝縮されたものといえよう。そのなかで、安保問題にかかわっては、「軍民共用ならば民間部門も潤うからよいのではないか」という論理を持ち込み、振興策も絡めつつ地元の要求と合意を捏造して軍事基地を作るという、かつてない手法が登場したことが注目される。また、経済の問題では、構造的な不況にあえぐ地方を不毛な公共事業に一層依存させるあり方からの転換が切迫した課題となっている。これらを論じる紙幅はないが、1999年の沖縄からみて取れることは、新ガイドラインに代表される、日米財界支援を前提とした政治の矛盾がかつてない規模で顕在化し、その転換をもとめる自覺的運動と、対案を提起しうる理論の成熟が切望されているという事実であろう。

（龜山統一 日本科学者会議
沖縄支部事務局長）



昨年来の米軍統合演習「ビーチクレスト99」では、沖縄県の海域の4割を占める演習空海域に加えてさらに臨時の訓練空海域が設定された。写真は、名護市キャンプ・シュワブで上陸訓練を行なう水陸両用戦車部隊（撮影筆者）

◆議員立法による基本法制の改正 と法制審議会

近時の国会において、議員立法による基本法制の改正が相次いで行われている。いずれの改正も、経済的要請から迅速性が求められたものであるが、新たな立法の手法として活用されつつある。これと同時に、民法、刑法、商法等の基本法制の改正を実質的に担ってきた法制審議会の在り方を問う事態ともなっている。

法制審議会とは

現行の法制審議会は、法務大臣の諮問機関として昭和24年に設置されたが、その前身は明治期の「法典調査会」であり、百年以上の歴史を誇る。法制審議会の下には民法部会、商法部会、刑事法部会等の部会が置かれ、法務大臣の諮詢を受け、そこで事実上、学者、裁判官、検察官、弁護士等の委員により、基本法の立案・改正作業が行われている。例えば、平成5年の株主代表訴訟を提起しやすくした商法改正や現在継続審議中である「犯罪捜査のための通信傍受を導入する組織犯罪対策3法案」(いわゆる盗聴法案)もこの法制審議会において了承され、法務大臣に答申された後、国会に上程されている。

民法、刑法、商法等の基本法は、多くの下位の法律に影響を及ぼし、複雑極まりない法体系を構築している。このため、基本法制の改正に当たっては、学者や実務家の専門家集団による詳細な議論が不可

欠である。しかしながら、法制審議会は、結論を出すまでに時間がかかりすぎるとの経済界からの批判が強い。特に、経済界の要望が強い民商事法の改正には時間がかかるようである。過去の例では、前述の盗聴法案は1年で答申を提出したのに対して、平成8年の民事訴訟法改正は5年を費やしている。現在検討中の倒産法制の改正作業は、平成8年から検討し、当初、5年はかかると見込まれていたものを政治的配慮から前倒しして、平成11年中には答申を出す見込みとなっている。

なお、現在、法制審議会では、前述の倒産法制のほかに、少年法、民法の改正が各部会で検討されている¹⁾。

ところが、政府の中央省庁等改革推進本部は、法制審議会を廃止の対象として位置づけ検討している²⁾。これに対して学者（特に法制審議会委員・元委員）の反発は強い³⁾。

議員立法による商法改正

法制審議会による立案・改正作業は、当然ながら内閣提出法案についての作業であって、衆参両院の国会議員による議員立法には、何らの関係もない。

議員立法による基本法制の改正の先駆けたのは、平成9年のストック・オプション制度の導入であった。

「商法の一部を改正する法律案」

および「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案（株式消却特例法）」が平成9年5月16日に成立した。ストック・オプション制度の導入は、経済界が強く求めていたが、商法学者の反対が強く、法務省も消極的な姿勢だったため、法制審議会では検討されてこなかった。両法律案により、これまで特定の新規事業や放送・通信事業に限定されていたストック・オプション制度が、一般の株式会社に導入することが可能となるとともに定款で授權された範囲内で中間配当可能額の2分の1を限度として、取締役会の決議により自己株式を取得・消却することが可能となった。

法案成立前の5月12日、全国225名の商法学者が「開かれた商法改正手続を求める商法学者声明」を発表し、議員立法による商法改正自体には反対しないが、学者や法曹界が意見を述べる時間的余裕がなく、法制審議会の議論を経ていないことを批判した。これに対して、審議の過程において発議者は、法制審議会が開かれた議論だとは言えず、批判は見当違いだとして、基本法だからこそ国会が積極的に改正の是非について判断し、経済情勢の変化に迅速に対応することが必要と答弁している⁴⁾。

しかし、政府与党の打ち出す不況対策にもかかわらず、平成9年中に起こった三洋証券、北海道拓殖銀行、山一證券等の金融機関の相次ぐ経営破たんにより、我が国の経済は悪化の一途をたどっていた。

このため、平成10年3月31日の株価が反映される同3月期決算対策として「株式の消却手続に関する商法の特例に関する法律の一部を

改正する法律案」が成立した。本法律案により、前述の株式消却特別法上の配当可能利益を財源とする自己株式の取得・消却に加えて、会社の資本準備金を財源とする自己株式の取得・消却が認められることとなった。これにより商法上例外的に認められている自己株式取得の要件が、さらに緩和されることになった。

この法律案について、会社法の基本的な体系上問題があるとの批判に対して、発議者は、基本法であっても、その尊厳や重さを求めるよりも社会経済に対する使命を考え、迅速・的確に政治の責任において世の中の変化に機動的に対応するため、今後とも議員立法を検討していくと決意を述べている⁵⁾。

金融再生関連法案

さらに我が国の経済情勢が混迷する中で、金融国会と呼ばれた先の第143回国会においても、議員立法により基本法の改正が行われて

いる。いわゆる金融再生関連法案の一つである「競売手続円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」がそれである。本法律案の内容は、民事執行法の一部改正、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正および不動産登記法の一部改正を柱とするものであった。

柱の一つである民事執行法の一部改正では、強制執行妨害の排除として①執行手続を不当に遅延させることを目的とする執行抗告の簡易却下制度の新設、②目的物件に関する執行官・評価人の調査権限拡充、③買受けの申出をした差押債権者のための保全処分制度の新設、が行われるとともに競売手続の迅速化・簡素化として(1)売却の見込みのない場合の手続の停止・取消等の制度の新設、(2)配当期日における呼出状の送達手続の簡素化、(3)買受人のための移転登記の嘱託方法の改善、が行われた。

この法律案は、衆参両院におい

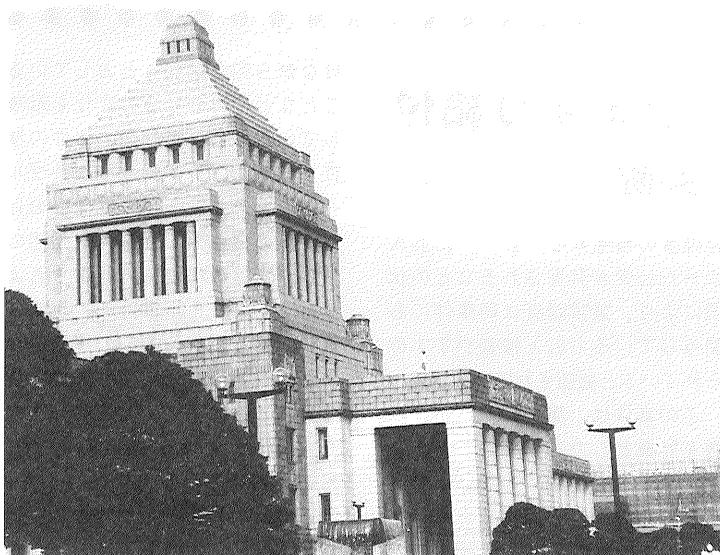
て他の金融再生関連法案と一緒に審議されたため、その審議のほとんどがいわゆる長銀問題、ブリッジバンク制度等の金融破たん後の処理スキームの議論に費やされ、ほとんど審議の対象にはならなかつた⁶⁾。なお、他の金融再生関連法案はいずれも衆議院において修正を受けたのに対し、本法律案は無修正で可決成立した。

借地借家法の改正と少年法改正問題

今後議員立法によって改正が検討されているものとしては、借地借家法および少年法の改正が挙げられる。

借地借家法の改正は、すでに議員立法として平成10年6月5日に「借地借家法の一部を改正する法律案」が提出されており、継続審議中である。これは、現在の借地借家法に定期借家権制度を創設するもので、確定期限で終了する借家契約を定めるものである。従来の借家契約と異なり、確定期限が過ぎた後の更新は、当事者同士の自由であり、借家人の保護に欠けると民法学者を中心に反対が強い法律案である。当初、法務省では、この定期借家権について検討はしてきたものの消極的姿勢をとっていた。しかし、前述の商法改正と同様、経済界等の要請を受け、議員立法により提出された。法務省は現在、本法律案の成否を見守るとの立場をとっている。これも内閣提出法案であれば、当然に法制審議会において改正作業が行われてしかるべき法律案である。

さらに、この議員立法の手法を使い検討されているもので、注目



すべきものは、少年法の改正である。

少年法の改正問題は、神戸の小学生連続殺人事件等の相次ぐ凶悪な少年事件を契機として盛り上がってきたものであるが、それ以前にも、最高裁判所および法務省内では、少年審判手続の在り方等をめぐって検討が行われてきた。

そこで、中村法務大臣は、少年法改正についてはその論点の性質に応じて、議員立法と法制審議会を使い分けることにした。すなわち、少年法の適用年齢の問題は、国民の基本的人権に密接にかかわる問題であるから国民の代表である国会、なかんずく与党自由民主党の議論にゆだね、その他の少年審判手続における検察官の関与や裁判官の合議制導入等の法技術的な問題は、専門家集団である法制審議会の議論を経るという方法をとった⁷⁾。

今後の基本法制の立法の在り方

以上のような例からも、議員立法による基本法改正は、その時々の経済社会情勢に対応した迅速な対応が可能であり、国会が本来持っている国民の負託にこたえる責務を果たすものといえる。しかし、国民生活に深く根ざした基本法だけに、その改正に当たっては慎重さが求められるが、これまでの議員立法の審議過程を見ると国会の場において必ずしも十分な議論が尽くされているとは言い難いのが現状である。また、法制審議会のこれまでの基本法制の立法における意義は十分に認められるものの、専門家集団による議論が、ときに国民の意識とかい離し、夫婦別姓導入を柱とした民法改正案のように現段階で国民に受け入れられない例もある。明治初期、戦後直後となる立法期である現在⁸⁾、真に国民の要請にこたえる立法の

在り方が問われている。

- 1) 法制審議会の活動状況については、法務省ホームページ参照。
- 2) 朝日新聞平成10年10月26日。
- 3) ジュリスト1147号 特集 法制審議会と立法の在り方 参照。
- 4) 第140回国会参議院法務委員会会議録第9号(平成9年5月15日) 参照。
- 5) 第142回国会参議院法務委員会会議録第5号(平成10年3月24日) 参照。
- 6) 審議の過程については、第143回国会衆議院金融安定化に関する特別委員会会議録および第143回国会参議院金融問題および経済活性化に関する特別委員会会議録参照。
- 7) 第143回国会参議院法務委員会会議録第3号(平成10年9月22日) 参照。
- 8) 日本経済新聞平成10年11月24日社説。

(後藤雅貴 参議院常任委員会調査員)

◆生命保険契約の締結および給付金・保険金支払の実際

生命保険会社の消費者対応の基本は営業職員による家庭訪問が原則

1998年7月に和歌山市の夏祭りでカレーに毒物が混入され、ご不幸にも4人の死者がいる事件が発生した。その後保険金詐欺罪や殺人・未遂事件で起訴されている某

容疑者の自宅から、カレーに混入されたヒ素が発見されるなどの状況により、某容疑者は同事件にも関与しているものと捜査がすすめられていると報道されている。

この事件は、第一に、不特定多数を対象とした殺人事件であること、政治・思想犯でもない一市民が5ヶ月の間に3回逮捕され、そのつど法的限界の20日の拘束を受

けながら完全黙秘をとおしていることなど今日の社会の変化を示唆していること、第二に、事件の捜査と報道において、オウム教グルーの起こした一連の事件における警察の捜査の行き過ぎや報道の問題、あるいは既に忘れられようとしている角川事件の、起訴・裁判による罪状確定前の捕縛連行の大々的なテレビ報道などの延長線上にある警察・報道の在り方の双方において、戦後の捜査、裁判、弁護、報道のあり方を問いかけ、今後の日本社会を問う問題を提起している。

しかし、ここで私が触れるのは、その一端として市井の関心を呼び起こしている生命保険会社の契約締結のあり方と、死亡保険金の支払い、とくに障害・医療・入院給付金の給付のあり方についてである。

生命保険の契約締結やアフターサービスは戦後一貫して、営業職員の人縁先と生命保険会社によって割り当てられた地域を、営業職員が家庭訪問により行うことを基本としてきた。窓口、いわゆる店舗は全国津々浦々に開かれていた（顧客に向けて開かれていた窓口【店舗】は近年の金融危機下のコスト削減のため多くを閉鎖しつつある）が、店頭を訪れるのは加入後の諸請求のためで、生命保険に加入（契約）したいと自ら店頭を訪れる人はまずいない。もしいたら病気持ちで加入資格のない人であるというのが実態であった。

新鋭機器と笑顔を装備したコマーシャル用の潇洒な契約者サービスセンターはかぎられた大都市だけに展開されている。

生命保険契約の締結（保険加入）について

生命保険会社には定款と約款がある。定款は会社の目的・組織並びにその業務執行に関する基本規則を記載した基本法である。約款はその一々の条項・細則である。契約者はこの権利・義務を了解して契約を締結している。たとえ電車の切符を自動販売機で購入しても日本国の法にしたがった定款・約款があり、それに同意して購入しているのであり、いざ何事かが発生したときには定款・約款がも

のをいう。

たとえばNTTは電信電話公社を引き継ぎ、電話の取り付け時に徴収した施設設置負担金72,000円を引き継いでいるが、電話の利用を停止しても返してくれない。定款・約款の第105条に「施設設置負担金の支払義務」として記載されているのだが、高額にもかかわらず定款・約款は電車の切符の購入時と同様加入者に交付されていないし、解約時の返金を記した条項はないのである。規制緩和で各種の電話会社が創設されそれらの会社は施設設置負担金を求めていないが、NTTはこの施設設置負担金を返却するとは言わない。

生命保険会社や損害保険会社は早くから保険加入時に定款・約款を交付し、近年では定款・約款の内容を承知して契約を締結し定款・約款を受領したと、記名捺印した文書を生命保険会社に提出する仕組みになっているから、良心的であり、かつ契約者は知らなかつたとは言えない。

しかし、損害保険の定款・約款も交通事故に遭遇してあわてて熟読する人が多いように、この多忙な時代に複雑で膨大な定款・約款を熟読し理解し記憶にとどめるのは実際難しい仕事である。

ここに生命保険に関して消費者が営業職員のサービス、つまり援助と指導に頼る基盤ができる。預金はまだ財布の代わりをするが、生命保険は死なないと元が取れない。消費者にとっては衣食住など必要な消費の順番からいうと不要の、無形の、後回しにしたい商品なのである。これが生命保険会社が高いコストをかけても生命保険加入の契機をつくるために営業職

員の家庭訪問販売を維持してきた理由である。

そして営業職員が十分な資質と知識を持っており、公正・適切に援助・指導できる状態にあるかが問題になる。

生命保険会社は第二次世界大戦後、定款に基づいて戦争死を保障しないという保険会社の威信が地に落ちた状態で、かつ弱小金融機関として出発し、銀行と同じく戦後経済の復興資金の調達者として急成長を目指した。さらに高度成長期にアメリカをも凌駕する生命保険業であることを目指してきた。ちょうど高度成長期の公害・労災の頻発と自動車社会の到来によるベトナム戦争の戦死者数を上回るといわれた交通事故被災者の発生は、貯蓄部分のある死亡保険（養老保険）の一巡下で販売の停滞し始めた生命保険会社にとって、災害保障・障害保障特約付きの高額死亡保障商品を開発、追加販売するのに追い風となり急成長を遂げた。

たとえ国民が当座の災害保障・障害保障のみを希望していても、災害保障・障害保障は収入できる保険料が少なく資本蓄積に結びつきにくいので、これらを主たる死亡・貯蓄保険に特約として付加する設計の商品が業界の希望であり、新商品の認可権をもっている大蔵省の国策であった。

やがてこれらの商品の加入者も一巡したが、政府の健康保険給付の自己負担化をはじめ社会保険給付の削減、高齢化社会の自己防衛策の推奨が保険業界を再び潤し、資金量において銀行と肩を並べる成長を達成した。そして「金余り」のなかで今日の不良債権問題にむ

すびつく外国債権、土地、株式を大量に運用する機関投資家に成長した。

この間主力商品の契約期間は30年から終身に移っているから、一層長期に安定した資金を運用できるので、銀行にくらべると不況を耐えて評価損が実質損に確定する危険を回避できる可能性が高い。

とはいっても、これらの保険契約の獲得は、商品開発だけでやすやすと達成できたのではない。世界一を目指して経営計画は、商品計画、広報、機械化、情報設備、内外労働条件整備、報奨・懲罰制度、転勤制度など、保険契約の増加に収斂するようあらゆる角度から緻密に計画を練り執行された。特に資金獲得の入り口である営業職員を効果的に動かせることは、生命保険会社の存亡を決するものである。30を超える職階による結果主義に基づく昇格・降格を実施し、賃金も完全な成果配分型に設計している。

N社の例で見ると営業職員は身分毎に達成すべき保険契約件数が定められており、かつその契約の2年間の保険料の収入、責任地域の契約の100%近い保険料集金率、諸請求・契約内容変更など保全手続きの受付、解約防止などの責任を負い、未達のときは賃金削減、降格させられ、解職にいたる。

営業管理職も営業職員も「アフターサービスはともかく、新規契約の獲得については賃金が減少してもいいからつらい思いをしたくない」としばしば思うのだが、これを許していくことは企業の業績は伸びないから、最前線の営業支部の管理はとりわけ厳しい。業績達成者の褒賞旅行や物品の授与などが

ある一方で、目標未達者には個人成績未達成の賃金削減・降格だけでなく、集団の目標管理とグループ責任を課せられ、「一抜け」はほとんど不可能ながんじがらめの制度がある。その制度は、最新の情報システムによる緻密な業績・労働管理と、最も封建的な人間関係と人権無視を統合した、今日問題となっている過労死を生む日本型企業社会システムの最先端をいく管理制度である。

会社は長い経験から、基幹職員に毎月4件以上の新規契約締結をその職務の義務とするには無理があり、自己契約や身内契約だけでなく架空契約が毎月1件発生している実態を熟知しながら、義務件数を3件以上と下げる怠慢な営業職員は2件しか獲得せず、1件の不良契約が混入するのは変わらないとの経営判断で、毎月4件以上の新規契約の獲得を課してきた。改善策として、架空契約発覚時の処罰の強化や、身内契約などの保険料支払い困難による短期の中断を回避するために継続期間義務の延長が図られるなど、労働や賃金の細目はますます複雑に懲罰的に変化してきた。

これらの経営計画・経営姿勢が営業職員の採用、労働のありかたを規定してきた。なるべく縁故・友人の広い営業職員を多数採用し保険契約を獲得させ、しかも縁故契約を加入し尽くして業績が落ちてたえず退職に追い込まれる営業職員をたえず補充採用するようにしないと、在職職員の減少は営業支部業績達成の重大な阻害要因となる。

事務職員が厳しい人員削減にさらされてきたのとは反対に、営業

職員の場合は人海戦術が一貫した経営戦略であり、営業職員の導入活動が保険契約の募集と並ぶ職務のもう一つの柱とされている。従業員の勧説義務を賃金の支給項目とすることは違法行為であったが法改正により合法となつたのである。

営業職員の大量導入・大量脱落による質の低下は、契約者サービスを後退させた。消費者の苦情の多発する実態を黙過できなくなつた大蔵省は、未熟な営業職員は新規契約欲しさのための解約誘導やアフターサービスの不十分さにつながると生命保険会社にたいする指導を強化したので、会社はそれなりの改革を実施してきたが、業績の伸長を最重点とする経営姿勢のもとでは根本的な解決はされようもなく、既存の矛盾の上にうなぎ登りの業績を築いてきたのである。

冒頭の某容疑者はこのような背景の下にN生命に入社し、保険契約高の多さゆえに珍重されてきた。某容疑者は賢明にも早期に、個人契約では同人契約が重なると保険料支払い能力から疑問を抱かれるが法人契約は盲点となっていることに気づき、連れ合いの白蟻駆除業者を契約者とした法人契約を主力とした。獲得契約が累積するにつれて同じ被保険者が多いことなど契約内容の統計的傾向に疑問を抱いてもよいはずの営業支部長は、至上命令として課せられている業績の達成の前には見えるものも見たくない。事務を受けて処理する事務職員はこの間の激しい要員削減とパート化のもとで、経験豊かなベテランは退職に追い込まれ、代わってマニュアル型の若い職員

とパート職員になっている。しかもコンピュータシステムに支配され重い責任を負わされた超過密な職務を秒刻みで遂行しなければならない事務職員が、鋭敏に契約の異常を察知するのは困難であるし、察知したとしても営業支部長の経営方針に口は挟めない。

このような全社的背景のもとで某容疑者は入社し、優績者として歓迎されながら問題の保険契約を提出できたのである。

給付金・保険金の支払いについて

まず内部事務体制の「合理化」要員削減、パート化が保険金・給付金支払いの査定能力、問題発見能力を低下させてている。

給付金・保険金の請求を最初に受け付けるのは通常営業職員である。N社は1997年度よりコスト削減のため基本的に営業所の店頭を閉鎖したので、契約者の不満を招かないように営業職員のアンテナ責任を強化したから、請求者自身が店頭に請求手続きに現れずに、某容疑者が給付金・保険金請求を受け付けててもなんら疑問はない。某容疑者も疑問を抱かれないよう、それぞれの請求権者の口座を開設し、請求権者本人に支払いが振り込まれるようにしていったと報道されている。

事務処理の受付者は営業支部の事務職員であるが、事務職員の体力が落ちてきていることは先に述べた。

この間内部事務は激しく「合理化」されてきた。給付金請求は営業支部から支社に転送され支社でベテラン正職員が査定する制度から、搬送で事務センターに集約することにより同種の大量単純事務に再編成し、マニュアルに基づき査定し、コード化した書類のパソコン入力で支払う流れ作業を、正職員の指揮のもとパート職員が処理する体制に「合理化」された。したがって保険契約の加入審査以上に個々の給付金支払いの査定は形式化され、同じ受付者の給付金請求の流れの中に問題があることを発見することはほとんど不可能になっている。提案制度の強化などを含めて一貫して事務の「合理化」省力化が進められ、再査のコストよりミスによるリスクのほうが小さければ再査なしも進められてきた。

このような状況のもとで某容疑者は死亡保険金・障害給付金・入院給付金請求を多数扱いながら、その連続性の中からただちに発覚するはずの問題点の発覚を免れてきたのである。

事件の再発は完全防止できるだろうか

筆者自身が給付金詐欺にたいして多額の給付金を支払った事件があった。NタクシーとM病院の医師が関与した、当たり屋による災害入院給付金と、糖尿病を主とした加入限度の1日2万円を給付限度の120日請求してきた詐欺事件で

あった。筆者は数件の査定で異常と判断し店舗責任者に報告したが、警察でもないのに立証困難であると退けられた。席の暖まる暇もない転勤を常態とする管理者としては、自分の在任中に問題発生のないことこそ「能力主義・成果主義」を生き残る重要な点なのである。その後も支払い続けた後警察事件となつたが、支払済みの給付金を回収したとは聞かされなかった。多数の保険料負担者の基金から支払われているので会社としては腹は痛まないし、多数の保険加入者はそのようなことが起こって負担させられているとは知る由もなかつた。詐取事件が多発し1日の給付金の最高限度は5000円に変更された。

業績主義・能力主義・成果主義の進行が地道に脇を固める熟練労働者を駆逐した。消費社会と情報社会がこれまでの社会の規範を変えつつある今日、新しく採用される労働者に従来のような問題洞察力を期待することはむつかしい。パソコンにプログラムとして組み込むにも事前に問題発生を予知する能力が必要であるがしばしばそれは難しく、事件発生を教訓に改良する形態とならざるを得ない。その上ソフトの開発が必要であり、かつコスト的に採用可能でなければ採用しない。

したがって、問題は根絶しにくく、種々の新たな問題発生の可能性を含んでいる。

(森井久美子 所員 元保険営業職員)

◆ 「国益」とは何か

——江沢民主主席来日発言の波紋

力への依存に代えて信頼関係を築いていこうと、誰しも望んでいた。しかし、国際政治の世界においてはそうはならない。

「過去の歴史認識」を中心に据えた江沢民主主席の来日は、日本社会に大きな波紋を残す形となった。思わず、1972年「日中共同声明」締結の際に、故周恩来首相が言い残した「前事不忘、后事之師（未來の為に過去を忘れるな）」の名言を思い出す。未来はやがて現実となる。問題の核心はどういう戦略に基づく「未来」なのか、である。

戦後、日本政府は对中国政策の戦略手段として、一貫して「政経分離」の方式をとってきた。政府の对中国「政経分離」政策の目的はむろん貿易拡大にあったが、こ

と日中関係において、残念ながら、北京政府がとる戦略とは雲泥の差がある。これは、昨年のアジア金融危機に対する北京政府の「人民元を切り下げるしない」表明からもあるいは、湾岸再危機の際に演じた「中国外交」からも容易に理解できよう。つまり、国益のためなら、一見中国とは何の利害関係もないイラクであっても、機会を逃さず、一瞬にして他のイスラム諸国との信頼関係を手中に納める。これぞ、国際戦略である。

対して、長期的な戦略ビジョンに欠ける日本はどうだろう。日本政府の読み違いはいまに始まることではない。50年代の日米講和問題でダレス使節団が来日した際に、時の吉田茂首相は将来の日中

関係に言及して、中国人はいずれ「戦争は戦争、貿易は貿易」という政経分離型の政治になるだろうと公言している（1951.1.29 第一回会談）。がしかし、日中国交回復から25年もの歳月が経ち、改革・開放以後の北京政府は、高い経済成長率を盾に、経済発展を着々と国際政治の領域に持ち込んでいるのである。北京政府にとって、日中関係は国益を守るうえでの不可欠な要素ではあるがしかし、それはあくまで世界における自らの政治力を高めるうえでの副次的なものにすぎない。

今回の江沢民主主席の来日発言は、中国古典でいう「クアン（柔軟さ）」と「モング（厳しさ）」の後者でしかなかった。かつて、鄧小平は日本の元陸軍軍人との会見（1977.10）で、日中戦争時の日本軍は、結果的に共産軍を助けたことにもなったとも言い残している。鄧小平の「柔軟さ」に対して、こんどの江沢民主主席はいかにも厳しい。ただ、忘れてはいけないことは、こと中国の対外戦略について言えば、「クアン」と「モング」はつねに並存しているのである。重要なことは、今回の「謝罪」問題は、いささかの機会をも逃さず、勝ち取れるのなら、キーワードの一つでも獲得するという、北京政府の長期的国際戦略の一環だということであろう。

（菅谷 音 京都造形芸術大学）



◆台湾の「三合一」選挙と「新台湾人」

1998年の12月5日に台湾で「三合一」（台北、高雄両直轄市の市長と

国会議員）選挙が同時に行われ、「現状維持」を主張し続けてきた國

民党が圧勝したことは各報道の通りである。独立主張の立場にある民進党は大幅に後退し、中国との統一を強調する新党は大失敗によって、「バブル政党」とも風刺され

てきた。

その「三合一」選挙、特に台北市長の選挙は、内外で注目的になつた。選挙の結果は国民党候補の馬英九氏が、民進党の現職である陳水扁氏を少しリードして勝利を収めた。なぜ台北市長の選挙が注目されたかというと、第一には台湾最大の都市台北市の市長選挙が2000年の台湾総統選挙に非常に関係をもつといわれるからである。また、住民は台湾人（本省人）が圧倒的多数を占める台湾と異なり、台北市は本省人と外省人がほぼ半々であり、両方から結合している家庭、そして安定を最重要視とする中産階級も一番多く居住する都市なのである。そのため、攻防の激しさは想像以上であった。その攻防は、候補者間の党派的対立よりも、むしろ本籍の違いによって成り立つ人間集団の対立から始まるといってよいだろう。本省人は国民党を嫌っている。彼らにとって国民党は、大陸中国で共産党との争いに敗れてから台湾へと移り、1980年代まで独裁統治をしいてきただ政党なのである。特に国民党が立てる候補者が大陸の本籍を持つならば、たとえその人がいくら優秀であっても絶対に投票しないという基本的立場をとっている。外省人は逆に、民進党の「台湾独立論」に対して不安を抱く。なぜなら、そのことが、大陸中国との戦争を意味するからである。したがって、候補者個人の主張はあまり問題にならない。いや、むしろはっきりした主張もないのである。つまり毎回毎回の選挙はただその二つの大集団の対立を表面化させる機会にすぎないのである。

そのような台湾の選挙はまだ民

主主義の初期段階のものであることに恐らく異論はなかろう。選挙の質についてはともかくとして、選挙に入ったとたん、社会全体が麻痺状態に陥る風景は恐らく世界においても稀であろう。各家庭内でも、親友同士の間でも候補者選びの違いが即刻けんかとなり、永久の決裂を招くことは日常茶飯事である。投票に際して、一般の人々は家庭内平和を保つため、一応家族の「長」の主張に従うが、最近では、それぞれの意志で投票する知恵をもち始めるようになっている。私自身も台湾に親しい知人を多くもっているが、そのある家族の「長」は、民進党の陳水扁氏の熱烈な擁護者で、家族全員に陳氏に投票するように強要し、皆も一応応じるようにしていた。しかし、最後に知人はやはり国民党候補の馬英九氏を選んだ。選挙の結果も予測とは全く逆で、現職候補であり、将来の大統領の候補者として最有力視される陳氏は、大きな実績と多大な人気にもかかわらず、落選した。そして、国民党の馬氏、いわゆる「新台湾人」の代表が当選したのである。

陳水扁氏はなぜ敗北したかといえば、外省人や中産階級などの支

持者を吸収していないだけでなく、本人の言葉の中に、彼らを拒絶する姿勢が示されていたと思われるからである。政治家としては非常に正直であるかもしれない。しかし、結局独裁時代の国民党に対する強い恨みをもつ人々、いわゆる「旧」台湾人の代表的存在から脱皮できず、反抗的なヒーローにしかなれなかった。もちろん、新時代のリーダーとしてはやはりまだふさわしくないということなのだろう。「新台湾人」というスローガンは国際的、本籍などを問わない以外にはどのような意味をもつか、まだだれにもわからない。結じて台湾の選挙は公共政策などの政策論議があまりみられず、人間同士の消耗戦に終始している。

台湾は、まさに民主主義の「途上国」の段階にあるが、それ故に、きわめて不安定な状態にある。恨みというものがいつ「危機」を生じるかは全くわからない。したがって、新時代の台湾政治家は人々を導いて時代を越えるビジョン、能力および知恵をもつ人でなければならないだろう。

（陳 緯 京都大学大学院）



李登輝（中央）と馬英九

(出所) 亞洲週刊1998. 12. 7. — 12. 13.

◆98年秋、韓国をゆるがした 「一事件」

98年10月20日過ぎから12月上旬まで、朝鮮日報社が大統領諮問政策企画委員会委員長・崔章集氏（高麗大学教授）に加えた攻撃とそれにたいする崔章集氏側の反論は韓国において大きな社会的関心事となり、主要な政治的争点といえるまでに沸騰した。この事件は韓国社会の様相をかいめ見せてくれ、また韓国の政治状況を示すリトマス試験紙という意味をも持ったものであった。今、一段落した段階でこの事件を振り返ってみたいと思う。

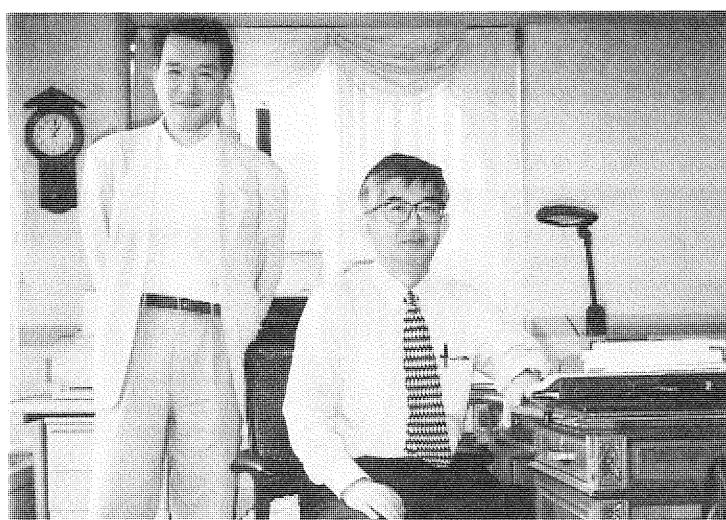
韓国の代表的政治学者である崔章集氏が金大中大統領の要請で政策企画委員長（大臣待遇）に就任したのは98年4月であった。私は93年、韓国に1年間滞在したとき、高麗大学で崔章集氏の大学院セミ

ナーに参加させてもらい、また、私は同氏の著書の日本語版（『現代韓国の政治変動』木鐸社、1997。なお本訳書に朝鮮日報社が攻撃対象とした「朝鮮戦争についての一つの解釈」が収録されている。以上のはか『韓国現代政治の条件』が近々、法政大学出版局から刊行予定）の翻訳者でもあり、同氏が委員長に就任したとき、はたして学者としてそれがいい選択なのか、惜しいという気持ちを抱いた。とはいへ同氏の民主主義論が金大中政権のもとで実現される方向に進めばと考え直した。こうした個人的に尊敬し知己の間柄ということもあって、10月下旬、この事件が起きたときには、格別、驚いた。この事件は以下の通りである。

10月20日発売の朝鮮日報社の総

合雑誌・『月刊朝鮮』11月号に「深層取材・第二建国運動に關係する大統領諮問政策企画委員長・崔章集教授の衝撃的朝鮮戦争觀、「6・25戦争は金日成の歴史的決断」‘南進は民族解放戦争、北進は恐るべき事態」という目次の朝鮮日報次長待遇の記者の記事が掲載された。そして表紙は崔章集という人名がもっとも大きく目に飛び込んでくるレイアウトであった。すなわち、朝鮮日報社は大統領諮問政策企画委員長・崔章集氏について、朝鮮戦争を北の民族解放戦争と考え、また連合軍が38度線を越えたことを恐るべき事態であるととらえ、したがってあたかも北朝鮮寄りの見解をとっている人物であるかのように描き、こうした人物が政府の要職に就いていることは許し難いことであると攻撃し始めたのであった。そして10月22日には『月刊朝鮮』編集局長が「思想検証」の必要を主張した。いわば朝鮮日報社は金大中政権をゆさぶる一環として崔章集氏への攻撃を開始したのであった。

こうした事態の中で崔章集氏は10月23日ソウル地方法院に『月刊朝鮮』11月号の発売禁止の仮処分と名誉毀損にたいする5億ウォンの損害賠償を求め、訴訟を起こした。また朝鮮日報社側がいかに自己の見解をゆがめているかを詳細に反論し、各新聞社もこの事件を大きく取り上げ報道した。そしてアメリカの韓国研究者による崔章集氏擁護の声明、さらに日本の知識人の、朝鮮日報社による歪曲・攻撃への憂慮声明、韓国政治学会の声明などが出され、市民団体・学術団体も朝鮮日報社の歪曲報道を批判した。朝鮮日報社側も連日、



98.4 委員長執務室にて。右・崔章集委員長、左・中村

『朝鮮日報』に各種団体や様々な人々の崔章集氏に対する非難声明・投書を掲載し、また海外の知識人に寄稿を要請し、それが『朝鮮日報』に掲載され、事態は国際的な言論戦の様相をも呈するに至った。

こうした事態の中で政界でも金大中大統領は「問題なし」と発言する一方、連合政権の一翼である自民連の金鐘泌首相は「問題あり、崔章集氏はピンクである」といった発言を行い、搔き立てをかけ、近い将来の議院内閣制問題をめぐるきしみが表面化した。他方、街中では、それまで学者としての令名は高かったものの、知名度は学界・知識人に限定されていたといつてもいい崔章集氏が、一躍著名人になった。大型書店では崔章集教授コーナーが設置され、同氏の著書が平積みされ版を重ねたという。またタクシー運転手であれば誰でもその名前を口にするようになり、酒場でもそれが主たる話題になり、高校生、市場のアジュン

マ（おばさん）までもが話題にするようになった。さらには北朝鮮が二回にわたって「崔章集教授の見解を支持する」という声明を出すという謀略的なハプニングまで発生した。

ところで事態は裁判所が崔章集氏の主張の正当性を認め、『月刊朝鮮』の販売禁止の仮処分決定を行って以降、他の政治的争点へと関心が移っていく中で次第に沈静化していった。この事件を振り返ってみて、一つは朝鮮日報社の執拗な攻撃に見られる守旧勢力の焦りと潜在的な強固さが浮き彫りになつたという点、二つは数年前、同様のやり口で朝鮮日報社が統一院長官・韓相完氏を攻撃し辞任に追い込んだ事件を考えれば、韓国の民主化はやはり前進しているという点。三つは第二の点と関連するが、きわめて広範な国民が関心を持ってこれを自由に論じたという点などの特徴がうかがわれる。同時に実は本事件が歪曲報道か否かというところに焦点があつたため、

充分に論じられなかつたが、その背後には韓国現代史をめぐる歴史認識が横たわっているといえよう。朝鮮日報側はこの点を旧来の冷戦反共主義という立場から一貫して攻撃したのに対して、崔章集氏を支持する陣営側は歪曲報道、論争の手続きという点に力点をおいたことは否定できない。冷戦反共主義的視角は崔章集氏本人が韓国において学問的に克服されなければならない問題として一貫して指摘してきたところであるが、この点をより掘り下げ、国民的歴史認識の合意を形成していくことが今後要請されるだろうと思われる。ともあれ、今日の韓国の政治・イデオロギー状況を知る上できわめて示唆に富み、今後学問的に掘り下げるべき論点を提示した事件であったが、残念ながら日本ではほとんど報道されなかつた。したがつて、このことからも日本の韓国報道の歪み・弱点がうかがわれるといえよう。

(中村福治 立命館大学)

◆イタリアの政局変動

伊初の旧共産党員首班 内閣誕生

1998年10月16日、イタリア大統領スカルファロは、プローディ内閣の総辞職を受け、次期首相候補に与党会派「オリーブの木」の主軸政党「左翼民主主義者」(DS)のダレーマ書記長を指名、21日から新内閣が発足した。DSは、イデオロギーの刷新を図った旧共産党多

数派（旧名称、左翼民主党PDS）である。その意味では、ダレーマ内閣はイタリア共和国初の旧共産主義者首班内閣となる。さらに、「イタリア共産主義者」(CI)から閣僚が2名任命されており、共産主義政党が閣内協力をを行うことも、戦後復興期の第四次デ・ガスベリ内閣以来、実に51年ぶりである。

とはいひ、今回の組閣の経過をみれば、新旧の共産主義者がキャスティングボートを握っているに

もかかわらず、社会主義的ないし急進民主主義的な政策が実現される見込みはとうていあり得そうにない。

組閣の経過

プローディ内閣は、10月9日の信任投票で賛成312、反対313のわずか1票差で否決され、同日、内閣総辞職をせざるを得なかつたが、その直接的原因は、次年度政府予算案を不満とする共産主義再建派(RC)の閣外協力撤回に起因する。これにより、下院では与党の過半

数割れに直面したのである。RCの協力撤回の理由は、政府がEU通貨統合に向けた巨額の累積債務削減のために、年金給付額の削減などの緊縮財政を断行しようとすることへの反発からであった（年金受給者層は、RCの重要な支持基盤である）。

RC内では予算案と閣外協力をめぐって、激論がかわされていた。ベルティノッティ書記長派が閣外協力拒否に固執していたのに対し、旧スターリン派の領袖コッスタッタラ国会議員の多数派は、中道左派政権崩壊により、フォルツァ・イタリアのベルルスコーニら右翼「自由の極」に政権を奪われかねないことを危惧し、方針転換を主張した。結局、コッスタッタ派国会議員は、RCを離党し、CIを結成し、「オリーブの木」支持に回った。

他方、「オリーブの木」は、多数派工作のために、CIのみならず「自由の極」の中道右派勢力の取り込みをはかった。信任投票直前にCIの信任と「イタリアの刷新」の与党鞍替えを実現したが、ベルルスコーニの説得により、「イタリアの刷新」は再び野党に寝返ってしまった（後に与党に戻る）。ダレーマ首班工作の過程にあっては、コシーガ元大統領率いるもう一つの中道会派「共和国民主連合」（UDR）の閣内協力を得た。

現在は、「オリーブの木」とCI、UDR、「イタリアの刷新」の四会派の閣内協力により、議会過半数を維持することに成功している。

今後の展望

こうした危機と不安定さのなかから辛うじて中道左派政権を維持したこともある、ダレーマ首相の基本政策は、国営企業の民営化、地方分権、脱税摘発強化など、プローディ政権の政策を基本的に継承するにとどまる。だが、かつてRCと確約した「週35時間時短法案」実現には、経済界の反対が強まっているにもかかわらず、前向きの態度を示している。いずれにしても、財政赤字と低成長率という困難を抱え、至上命題とされる通貨統合を目指しつつ、中道右派と左翼の要求を組み入れながら、構造改革を推進するという難題に直面していることは確かだ。

ダレーマ政権が総辞職や解散総選挙を行わず存続し得たとしても、発足の2年後には両院の任期満了に伴い総選挙が行われことになる。ポスト・ダレーマをめぐって、政権会派内で様々な戦略が練られている。

まず重要な鍵となるのは、「オリーブの木」の動向である。そもそも「オリーブの木」は、プローディを首相にすることを一致点に、市民運動や地域政党の運動に既存諸政党が相乗りした感がある。「オリーブの木」を辛うじて存続させ得たプローディの首相退陣により、「オリーブの木」は崩壊の危機にある。だが、プローディ自身は、「オリーブの木」の存続を強調し、政策的には二大勢力の対抗を明瞭にする単純小選挙区制導入のための憲法改革を提唱している。

ダレーマが首相に就任後、代わりにDS書記長となった前副首相ベル

トローニも、「オリーブの木」の存続を主張し、長期的にはDSを西欧型社民政党よりもアメリカ民主党のようなより中道的なイメージに刷新することを展望している。これに対し、ダレーマは、「オリーブの木」の枠組みを前提にした中道左派よりもDS主軸の左翼政権を構想している。「左翼民主党」を「左翼民主主義者」と名称変更し、党章から共産党時代のシンボルである釜とハンマー付きの赤旗を取り外し、代わりに旧社会党のシンボルであった赤いカーネーションにかえるなど、緑の党を除く左翼諸勢力の統一を促している。今後、ベルトローニとダレーマとの路線対立が深まる可能性もある。

さらに、反共主義者で知られるシーガは、旧与党キリスト教民主党の諸勢力を再結集し、中道勢力の再生を構想している。RCから分裂したCIがどういった選挙戦略を立てるのは不明である。政権諸勢力のみならず、野党に甘んじているフォルツァ・イタリア、北部同盟、国民同盟ら「自由の極」の動向も無視し得ない。経済的に豊かな北部の独立を主張するボピュリスト北部同盟と貧しい南部の利益を追求する旧ファシスト北部同盟との一時の「同盟」が、今後も矛盾なく存続し得るようには思えない。

諸勢力の力関係や戦略の種差性を鑑みれば、今後のイタリアの政局はどのような方向に進むかは予想が困難である。おそらく、本稿が活字にされた時点でも、すでに劇的な変化が生じている可能性も否めないと言えよう。

(岡林信一 立命館大学大学院)

◆赤緑連立政権の船出

—1998年ドイツ連邦議会選挙を振り返って—

緑の党が初の政権参加

9月27日に行われた連邦議会選挙の結果、16年間続いたコール政権が終焉し、SPD（ドイツ社会民主党）のシュレーダーを首班とする90年同盟／緑の党との連立政権が誕生した。今回の選挙結果で注目すべき点は①16年の間野党に甘んじてきたSPDがシュレーダーを首相候補に立て政権に返り咲いた、②連邦議会選挙で初めて与野党がすっかり入れ替わった、③緑の党が政権参加を果たした、④PDS（民主社会主義党：旧東ドイツの支配政党SED（社会主義統一党）の後継政党）が得票率5%のハードルを超えた等である。新政権の政策に関しては後述することにして、まず②、③、④との関連でドイツの選挙制度と政党システムについて触れておきたい。

ドイツの選挙制度は「候補者選挙を加味した比例代表制」と呼ばれる。確かに比例代表制と並んで小選挙区制が存在するが、基本的には比例代表制と考えてよい。有権者は小選挙区の候補者に第1票を、政党（正確には政党の各州の候補者名簿）に第2票を投じる。しかし、小選挙区では個人を選出する機会が与えられたに過ぎず、政党への議席配分はあくまで比例代表制に基づいて決定される。さらにドイツでは小党分立やそれによる政局の混乱を避けるため、連邦議会に議席を得るにはハードル

を越えなければならない。少なくとも3つの小選挙区で議席を確保するか、あるいは第2票において5%以上を獲得するかである¹⁾。

ドイツの政党システムはこのような選挙制度にも規定され、穩健な多党制が定着してきた。第二次世界大戦後4回目の選挙（1961年）以降、西ドイツ連邦議会の議席はCDU（キリスト教民主同盟）／CSU（キリスト教社会同盟：CSUはバイエルン州におけるCDUの姉妹政党）、SPD、FDP（自由民主党）の3党によって占められてきた。しかし、1983年の選挙で緑の党が議席を獲得したため4政党制になり、さらに1990年の東西ドイツ統一後初の選挙でPDSが議会進出を果たし、5政党制へ移行した。今回もこの5政党が議席を占めることになったが、独自色が褪せ、既にいくつもの州議会レベルで議席を失いつつあるFDPと、もっぱら旧東ドイツ地域だけで高得票率を誇るPDSの二党が今後連邦レベルで生き残れるのかどうかは議論のあるところである。

これまでの連立のパターンはCDU／CSUとSPDという2大政党の大連立、CDU／CSUとFDP、SPDとFDPの3通りであり、今回のSPDと90年同盟／緑の党の組み合わせ（赤緑連立：色は各政党のシンボルカラー）は連邦レベルでは初めてである。また、連立のパートナーが変わるだけで、どちらかの政党は政権に留まるというこれまでのパターンではなく、与野党

の総入れ替えによる新政権の誕生である。

緑の党は1970年代後半に環境保護政党として地方で発足した。1983年に初めて連邦議会へ進出し、後にはいくつかの州で政権参加も経験したものの、連邦レベルでは政権を担当したことがなかった。この度J. フィシャー等の現実派が赤緑連立に努め、ようやく国レベルの舵取りに参加することになった。

「新しい中道」

ドイツ統一の父となったコール首相ではあったが、旧東ドイツ地域の再建は彼の約束どおりにはいかず、財政赤字や依然10%を越える高失業率等の問題が山積する中、国民は彼を見切り、新たな政権に国政を委ねたのであった。このような荒海に船出した赤緑連立はいかに舵を取るのだろうか。

SPDは「イノベーション（刷新）と公正」をスローガンに選挙を戦った。財政難に苦しむドイツは古いたいタイプの福祉国家路線を歩み続けることはできない。そこで「経済、国家、社会におけるイノベーション」を実行し、個人が責任を引き受けることを求めるとともに、社会的公正も重視する。新保守主義とも旧来の社会民主主義とも違った「新しい中道」を標榜する新政権であるが、シュレーダー首相とそのブレインであるホンバッハ等はイノベーションを、ラフォンテーヌ党首兼蔵相と彼の周辺は公正を代表していると言われる²⁾。

前政権の路線・方針が大きく転換されることはないものの、個々の政策レベルでは新政権の独自色がみられよう³⁾。政府・労働組合・



経済界で構成される「雇用のための同盟」において雇用対策、税制・社会保障改革等に関する話し合いが始まったが、三者の歩み寄りは紆余曲折を経ることになる。投資促進と景気刺激のため税制改革が行われ、所得税と法人税の減税が実施されるが、優遇税制廃止で税収減の穴埋めをする。また、社会保険の労使双方の負担が軽減され、その財源をエコロジー税で賄う。その1つにガソリン税がある。緑の党は選挙戦でガソリンの大大幅値上げを打ち出したが、車社会のドイツからは猛反発を食らい、結局小幅増税（1リットルあたり6ペニッヒ）から始めることが合意した。最重要課題である失業対策の決定打は新政権にもなく、時短によるワークシェアリング、失業者雇用への補助金等で対応するしかない。若者の雇用対策など一致できる内容もあるが、労働時間の短縮やワークシェアリング等は企業側にはすんなり受け入れられるものではなく、調整が必要になってくる。

原発問題に関しては両党間で段階的脱原発で合意している。今後電力会社との話し合いが注目され

る。さらに二重国籍を定住外国人の2世以降に、地方参政権を定住外国人に認めて一致しており、多文化社会に向けて前進が見られよう。ユーロ等のEU政策、NATOの東方拡大等外交面でも前政権の路線が基本的に継承される。J. フィシャー外相が冷戦終結に鑑みてNATOの核先制不使用を提唱したもの、SPDのシャーピング国防相は独自路線を否定するといった一幕があった。新しい可能性を模索したこの提案の受け入れは難しい。

最年長の内相シラー（66才）と女性で最年少の保健相A. フィシャー（38才）以外は40代、50代という若き閣僚が構成する新政権は荒海に向けて出港したばかりである。社会民主主義が優勢のヨーロッパで、この68年世代は連立協定にある「21世紀へのドイツの道」を歩むことが出来るのか、世界が注目する。

1) 坪郷實「ドイツの場合【比例代表制下の安定した連立政権】」梅津實・森脇俊雅・坪郷實・後房雄・山田真祐『比較・選挙政治【90年代における先進5国の選挙】』ミ

ネルヴァ書房、1998年、97-98頁

2) 「イノベーションと公正」、「新しい中道」に関しては Andreas Wehr, »Innovation für Deutschland«, Die SPD auf dem Weg zurück zur Macht ?, in : Frank Unger / Andreas Wehr / Karen Schönwälder, New Democrats—New Labour—Neue Sozialdemokraten, Berlin 1998, S. 160-172, Bodo Hombach, Der Befreiungsschlag, in: Der Spiegel Nr. 41/1998, S. 40-43. Spiegel- Gespräch mit Oskar Lafontaine, "Es geht um Vertrauen", in: Der Spiegel, Nr. 45/1998, S. 27-29.

3) SPDと緑の党は10月20日に連立協定を締結している。ここでは「雇用のための同盟」等、諸領域において新政権が目指す政策・方向が示されている。Koalitionsvereinbarung vom 20. Oktober 1998 zwischen der SPD und Bündnis 90/Die Grünen für den 14. Deutschen Bundestag, Aufbruch und Erneuerung—Deutschlands Weg ins 21. Jahrhundert, in: Das Parlament, Nr. 45/1998, S. 6-10

(中谷 毅 愛知学院大学)

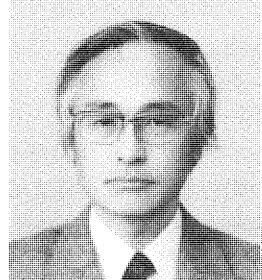
1998年連邦議会選挙結果：() 内は前回1994年

政 党	得票率 (%)	議席数 (人)
SPD	40.9 (36.4)	298 (252)
CDU/CSU	35.2 (41.4)	245 (294)
90年同盟／緑の党	6.7 (7.3)	47 (49)
FDP	6.2 (6.9)	43 (47)
PDS	5.1 (4.4)	36 (30)
その他	5.9 (3.6)	- (-)
計	100 (100)	669 (672)

注) Das Parlament, Nr. 41-42/1998, S. 1, Nr. 45/1998, S. 2 より作成。尚、超過議席の数が選挙毎に異なるため94年と98年の議席の合計は一致しない。

世紀末世界経済の深層と 21世紀への曙光

経済的富の偏りの上に作られている政治的力の横暴は世界の人々を平和と安寧に導かない。人間の英知がそれに対抗して、如何にして21世紀を新たな人類の幸福の地平となすかが課題である。



SEKISHITA Minoru

関下 稔

I

悲観的世界経済観の蔓延

いよいよ20世紀も終りに近づいたが、昨年はアジアの金融・通貨危機にはじまる連続的な金融危機と経済不安が地球上を覆い、「世紀末現象」とでもいうべき大変動に世界経済は揺れた。もちろん、20世紀の終わりと資本主義の終末とを結びつける因果関係は何もないはずだが、とかく時代を1世紀単位で考えがちな、安い便利主義的な常識感覚からすると、世紀の終わりは古い時代の終焉であり、新たな世紀の開始は新しい時代の到来だと予想することは、あながち奇異なことではない。事実、19世紀末にも終末観とでもいべき、ヨーロッパの行き詰まりを嘆く、極めてペシミスティック（悲観主義的）な風潮がヨーロッパで蔓延し、それにたいして、当時、日の出の勢いにあったアメリカにおいて

は「20世紀はアメリカの世紀」になるという、期待をこめた予想が流行したことがあった。これに擬えるわけでもないのだろうが、数年前には冷戦体制の終了もあって「21世紀はアジアの世紀」もしくは「アジア太平洋の時代」になるという楽観的な予想があちこちで飛び交っていた。その当時の雰囲気からすれば、21世紀は市場経済と資本主義的システムがグローバルに進展することによって、より一層繁栄が期待でき、その軸心はアジアの成長経済にあるという論調のほうがはるかに強かった。しかしこの1年半の事態の推移は、奇跡や期待よりは失望や落胆、あるいは警戒や懸念や失敗にウェイトがかかる、世紀末的、悲観的見通しが主流を占めるようになっている。

どうして、こんなに短期間に急激な評価の落差が生じたのであろうか。もちろんこのことの基底には、アジアにおける深刻な不況や金融危機の到来という事実があるが、それだけではなく、このことを考えていくと、当時はアジアの成長のみに着目して、その脆弱性やマイナス面を見ない、根拠のない楽観論が主流を占め、今

度は物事の否定的でマイナス面だけに流される、これまた根拠のない悲観論が頭をもたげているように思えてならない。もちろん、明るい話題や新しい芽がないわけではない。たとえば、ヨーロッパの共通通貨であるユーロの誕生や、アメリカにおける単年度ではあるが、財政赤字の解消や96ヶ月連続の景気指標の上昇などは明るい材料だと呼ばれている。しかしこれらとて、たとえばアメリカの場合、大幅な貿易収支の赤字を抱えながらのことであり、経済のファンダメンタルズからみれば、決して手放しで評価できないのが実状であり、そう考えると、世界を覆っているのは圧倒的な不況觀であり、世界経済の先行きに不安を覚えることのほうが支配的であるといえよう。しかしながら、こうしたところではなく、一般的には看過しがちなところに実はもっと未来的で積極的なものがあり、あるいは不況のしわ寄せを最も受けているところにそれを乗り越えられるプラスの要素が潜んでいると筆者は考えている。そしてそれらの要素に注目すれば、未来に向けた確かな足取りがみてくるはずである。そう考えると、いたずらに悲観的になることも、終末觀に取り憑かれる必要もないだろう。

この小論はこうした最近の世界経済を概観しつつ、その中の重要と思われる問題について、原理的な考察とその行く末を予想しようとするものである。その際、分析単位として、ここではとりあえず、現代社会を分析する際の中心的な概念として、政治的なパワー（軍事と外交）、経済的な富（マネーと物的な生産能力）、人間の英知（学術と科学・技術と精神）を置き、そしてそれらを繋ぐネットワークシステムとして、モノ（貿易）・カネ（金融）・ヒト（交通）・情報伝達（言語）を考えるという手法を用いてみたい。そしてそれらの動向を簡単に考察してみよう。なお、事柄の性格上、ここでの考察と叙述は概括的で断片的なものに、したがってまた多少紋切り型になることをご容赦いただきたい。その詳細な分析と客観的な資料の提示と証明は別の機会に委ねたい。

II

アジアの金融・通貨危機の 衝撃とその連鎖反応

第1の問題は富の二つの要素の中のマネーに関するである。世界経済の成長の軸心と期待され、金融経済の用語ではエマージング・マーケットなる新しい呼称さえつけられて、特別に注目されていたアジア経済が、ドルの引き揚げによるタイのバーツの暴落にはじまって、瞬く間にインドネシア、香港、韓国の通貨を次々と襲い、さらには日本にまで影響をもたらしたばかりでなく、しばらくすると、ロシアに飛び火し、また最近ではブラジルなどのラテン・アメリカ諸国にもその影響が出始めている。ここから、遠からず世界恐慌が招来するのではといった予測もでてきた。その原因は国際的な短期資本の跳梁にあるが、一説によれば、1兆3000億ドル、貿易取引額の50倍もの巨額の外国為替取引が行われているといわれ、こうした巨額のマネーが24時間休みなしに世界を駆けめぐっている。そして現在では、ヘッジファンドと呼ばれる、ハイリスク・ハイリターンを専らにする短期の投機資金が横行している。ここで考えるべきなのは、本来的には、モノ作りを基本とする実物経済の基礎上、これらマネーの取り扱いが行われる金融面があり、元来は銀行は控え目な仲介者にすぎなかったことである。しかしながら、資本蓄積の進行と独占体の成立は銀行を控え目な仲介者から万能の支配者に成長させた。このことは一国内部ばかりでなく、国際的な場でも現れている。資本主義が過剰生産と龐大な遊休貨幣資本の存在に悩み、国内での有利な投資機会を見つからないため、海外進出に向かわざるを得なかったのは、これまでの歴史が示すところである。企業の海外進出は多国籍企業を生み出したが——現在の段階は言葉の本来的な意味での多国籍（multinational）から国跨的

(transnational) ないしはグローバルな企業形態に発展しているが、ここでは便宜的に我が国で一般的になっている「多国籍」の言葉をあてることにする——この企業の多国籍化に応じた形で銀行の国際化が始まった。しかしユーロドラー市場を活用した銀行業の多国籍化は、途上国へのカントリーローンを主力舞台にして、世界的な金融資本の台頭を促し、かつその力の強大化を基礎に、実物経済と金融経済の転倒した姿を国際的に生みだすことになった。

しかしながら、こうしたことは1980年代までのことであり、90年代に入ってからの傾向は、短期資本の動きを活発化させ、デリバティブと呼ばれる特殊な活動を表面に押し出すようになった。こうした事態は、その淵源をたどれば、カジノ経済とかバブル経済とか呼ばれ、土地や不動産への投機や猛烈な企業買収合戦を繰り広げた末に、ブラックマンディでの株価暴落によって破綻した1980年代末から始まっている。それが今日あるような展開を示すようになったのは、1990年代に入ってからであり、それが大々的に進められるようになったのは、ニューエコノミーなる奇妙な名称を使ってその成功をしきりと宣伝しようとしたクリントン政権下でのルービン財務長官によるドル高政策の結果である。彼はしきりと「高いドルはアメリカの国益である」と主張してきたが、それは生産部面での高い競争力に裏付けられたものではなく、国際通貨としてのドルの特殊な役割と、マクロ経済調整の名の下に、同盟国にたいして、通貨・金融に関してアメリカ優位の国際協調政策を強要できるという、霸権国としての特権に依拠したものであった。その絶好の標的にされたのが日本であった。本来なら、財政赤字に苦しむアメリカには海外投資のための余剰資金はないはずで、逆に経済のファンダメンタルズの良い日本やアジア諸国には大量のドルが余っている。それを金利を高くすることによってアメリカに呼び込み、短期資本としてアジアへの投資資金として活用したのである。だから、アメリカのこの間の経済回復や好景気なるものは、通常、新製品の開発や既成製品の改良によるコストダウンと高品質化などの生産活動の活発化によるもので

はなく、株価高に引きずられた消費ブームと、その結果による税収の増加による財政赤字の削減の結果である。その反面、日本では低金利、株安、地価減少によって国内での有利な投資先を見いだせず、それらが短資となってアメリカに吸収されていったのである。だから日本経由でアメリカに滞留した短期資金がドルに転換され、ヘッジファンドとなってアジアに投資され、それが突如引き揚げられたことによって、アジアの危機が引き起こされ、さらには同質のものがロシアやブラジルに飛び火して、世界的な金融不安を招來したのである。

ところで、こうした短期ドル資金がアジアへ集中的に出ていった背景には、アジアの成長経済地域が外資、とくに長期資金に対する規制を行っているという事情がある。それは、国民経済の自立化の観点に立って、外国資本による買収や支配という、かつての植民地時代の苦い経験を想起したからであり、それを過度に警戒するあまり、国内資本の不足をこれら外国からの短期資本に依存しようとしたからである。だが、これがそもそもその躊躇の元であった。短期資本が本来的に浮動的で不安定なところにもってきて、これを動かしているのが多国籍銀行ではなく、ヘッジファンドと呼ばれる、その元手の何十倍もの取引を行い、濡れ手で衆のごとく高収益を得ていた投機資金であり、それらを操るいかがわしげな金融業者達だったからである。もちろん、これらの国々では国際金融市場にたいする十分な制度的、法制的対策が整備されていなかったこともある。しかし、外国為替取引に税金をかけたり、短資にたいして一定の在留期限を設けるなどの対応策を探ったりすれば、今度は外資自体が入ってこなくなるという懸念があるし、またこれらの国々が頼りにしていたIMFはもっぱら市場開放と自由化以外のどんな処方箋も用意しようとなかったし、IMFのコンディショナリティを遵守しない限り、資金供与はえられないのである。したがって、生産から金融への軸心の移動と転倒性、それも長期資本から短期資本への主力の転換、そして実物資本の何十倍もの架空の貨幣資本の跋扈を保証したのは、アメリカ政府であり、それを国際的に

補完したものはIMFだったとすれば、これは資本主義のギャンブル性の極地がここに露呈されたことになるし、アメリカ政府はこうした体質の増長を陰に陽に激励したことになる。

III

多国籍企業が開く新たなる グローバルな世界と成長の 基軸としてのベンチャー企業

第2の問題は富のもう一つの要素である生産力に関してである。ここでの考察対象は実体経済の中心を担う製造業の動向である。資本主義の発展は農鉱業（第1次産業）から製造業（第2次産業）へ、それも労働集約的な軽工業から、資本集約的な重化学工業へ、しかも現代にあっては多大な研究開発投資と精緻な技術体系を誇る技術・研究開発集約的なハイテク産業——在來的な重化学工業にたいして、われわれはこれを新鋭重化学工業と呼んでいる——へとその軸心を移動させてきている。そしてこれら新鋭重化学工業は、国家による成長産業育成のための戦略と、国家財政を含む厖大な研究開発資金の投入による科学と技術の商業化と、それ故にもつ軍事面への応用とこの後者からの要請とを、その誕生と生存のための必要条件としてきた。これらは今日では、アメリカのような霸権国を除いては到底、1国レベルでは担い得るものではない。否、そのアメリカにおいてすら、体制間対抗下で、大幅な財政赤字を生みだし、日本などの先進同盟国の支援なしにはそれを全うできなかっただのである。したがって、同盟国の支援を得るために、その必要性が自由世界（民主主義と市場原理と営業の自由）を守るための体制的な問題として語られてきた。しかしそこには、多くの詭弁と虚構がある。

たとえば、アメリカが霸権国であるのは、強大な軍事力（パワー）と高い技術水準に裏付けられた生産力と国際通貨ドルの力（富の二つの

要素）、そして成熟したデモクラシーにあるといったてきた。しかしながら、1990年代に入ってからのポスト冷戦時代の掛け声の中で、政治的・軍事的にはアメリカは唯一の超大国、霸権国となつたが、経済的に見ると、貿易収支の赤字累増という事実は、伝統的な国民経済の枠組みで見る限り——この言葉に留保がいるのは、後に見るが、企業の多国籍化が一般化している今日では、アメリカの総体的な力を正確に反映していないからである——アメリカの生産能力と競争力は回復していないことを雄弁に物語っている。今ここで、アメリカ（2億6千万人）、EU（2億9千万人）、日本（1億2千万人）という3大巨大経済圏を比較してみると、最も基礎的な経済指標といえば、GDP（国内総生産）でこそアメリカ、EU、日本の順であるが、それを1人当たりになおすと、今度は日本、アメリカ、EUの順であり、経常収支で見ると、さらに日本、EU、アメリカとなってしまう。モノ作りを基本とする経済の基礎過程を見る限り、アメリカは今や最強でも、そして最も富裕でもないのである。因みにいえば、日本がアメリカを1人当たりGDPで追い越したのは1989年であるが、このことは、日米逆転の転換点となった年として銘記されなければならないだろう。しかしながら、こうした冷厳なる事実があるにもかかわらず、アメリカ経済は1990年代に順調に回復し、好景気を維持してき、そして世界の霸権国としての位置を保ってきたと自画自賛してきた。これはまさに一個の壮大な虚構にすぎないのだが、この虚構をもっともらしく見せてきたレトリックの源泉は、強いドルと核軍事力と直接のモノ作り（ハード）ではない情報（ソフト）の新展開と、そしてアメリカ企業の世界的な展開と統合支配のメカニズムである（多国籍企業と多国籍銀行と国際的な金融投資会社）。

そこで今日的な企業の存在形態である多国籍企業についてみてみよう。企業の多国籍化は1960年代にアメリカ企業のヨーロッパ進出を嚆矢として始まったが、やがてヨーロッパ企業の対外進出や、遅れて日本企業の対米進出が大挙して行われるようになり、さらには近年ではアジアNIESの海外進出も活発化して、世界的な潮

流になった。そして今日では多国籍企業は経済のグローバル化の中心的な担い手であり、世界経済になくてはならない重要な役割を果たすようになっている。そして多国籍企業は世界中に子会社のネットワークを張りめぐらし、企業内貿易の太い線を作り上げている。この多国籍企業の形式的な国籍と実際の活動実態との乖離をみてみると、上で述べた留保条件の意味が分かるだろう。たとえば、日米間の貿易赤字の9割は実は在米日系子会社が生みだしているのである。そうなると、日米間の貿易の不均衡をなくすことなど日米貿易摩擦の両当事者にはほとんど無意味なことになり、そうなると、この貿易摩擦なるものは一体どんな意味をもっていたのかということにもなる。またこのことは、国際的に活動する企業や銀行を国民経済的な枠内でコントロールすることは至難の芸当であることを明らかにしている。

ところで、われわれが注目しているのは、こうした親会社—子会社間ネットワーク以外に、最近では新たな動向が現れるようになったことがある。それは戦略提携（ストラテジック・アライアンス）と呼ばれる、直接的な資本関係を持たない独立企業間——その多くは多国籍企業同士——の多様な提携である。われわれに馴染みがあるのはOEM（相手先ブランド）供給であるが、このことの背景には、日本の巨大メーカーの多くはアセンブラーとしての性格が強く、部品の多くを自社内で内製せず、下請け部品サプライヤーに依存してきたという事情がある。となると、肝心のモノ作りのレベルで親会社は優秀な製造技術を確保できているのかどうか疑問に思われる。もちろんこのことの背景には、世界的な規模での猛烈な競争と集積・集中があり、その対極には大型合併の波がある。苦境に陥ると合併で乗り切ろうとするのが、これまでの巨大企業の生き残り戦略であったが、これが果たして最善手であるのかどうかについては後に触れてみたい。さて戦略提携は異業種間でも同業種間でも行われているが、その要点はお互いの独自的な強みを認め合いながら、自社にない技術や製品、マーケティング能力などを相互に利用し合うシステムである。これは広

い意味では海外直接投資と技術のライセンシングとの間に横たわるグレイゾーンに属することになるが、両者の間には必然的な移行関係はない。企業がどのような手順を踏んで国際化していくかは一義的ではないが、たとえばトヨタは輸出、対外直接投資、アウトソーシング（資材や部品=中間財の域外調達）、技術提携（開発）、そして経営の国際化という順序を考えている。そして経営の国際化は最後の、そして最も困難な課題だとしている。この経営の国際化を学ぶためには、戦略提携は格好の舞台である。ここには弱肉強食のジャングルの法則ではなしに、相互の強みと弱さを認めて、共存・共生しようという新たな目があるからである。この点ではキャノンの事例は一つの示唆を与えてくれるだろう。

さて上にも述べたが、巨大企業は不況時には独占原理を働かせて大型合併で切り抜けようとする傾向が強い。現在は世界的な規模での大型合併ばかりであるが、はたして、これは最良の切り抜け策であろうか。私には大型合併は競争原理を歪め、革新と困難克服を回避する怠惰な方法に見えてならない。このことの対極には中小企業の不利益があげられるのが常であるが、では何故、絶えざる倒産と誕生の消長を繰り返しながらも、厖大な数の中小企業が常に存在するのであろうか。われわれは中小企業を巨大企業体制の犠牲者としてのみ、とりわけ日本では考えてこなかったのではないだろうか。しかし、巨大企業が初めから巨大であったわけではなく、また巨大企業が常に競争上有利なわけでもない。むしろ、新規市場が開拓されたり、新製品が開発されるのは、目立たない独立的な中小企業によって担われることが多い。いわゆるベンチャー企業である。次世代の成長技術と製品を見極め、成長産業を育成する戦略を持つようになったことが、戦後のアメリカ資本主義の特徴のひとつであり、それは、放っておけば過剰生産傾向と長期停滞を免れえない資本主義（独占段階）が、国家ぐるみで経済政策と戦略を国を中心とした政策として作らねばならない所以でもある。その意味では自由放任的なものではなく、ある種の計画的なものである。次世代の成長産業を見つけ、

そのためのベンチャー企業を育成するための金融市場を用意すること、そしてそれが導く成長メカニズムに依存すること、そこに秘密がある。したがって、経済計画とか経済戦略とかが国家の経済政策の重要な要素になったのは戦後のことであり、極めて今日的な用語である。そう考えると、中小企業は資本の集中集積の対極にある、時代から取り残され、淘汰される存在としてではなく、資本主義が維持、成長を遂げていくために不可欠な存在としてあるのであり、この中には未来に向かってわれわれがしっかりと継承しなければならないもの、たとえば不屈の起業家精神や絶えざる技術革新と技術向上への努力、独創技術の創造、労使一体的な共同作業や参加意識などがちりばめられている。そして経営と生産と財務の分権化への傾向は、今後、大企業体制が効率的に優位なものであるかどうかを根本的に問うことになろう。現下の不況の中で、総合（スーパー、デパート、ゼネコン、家電メーカー、商社など）と名の付く企業形態が最も脆く、危機に瀕していること、そして大企業の中に分社化の傾向が出だしたことなどはその現れと見ることができよう。

IV グローバライゼイションと アメリカン・スタンダード

第3の問題は知に関わることである。新製品開発が競争上の大事な要件になるにしたがい、研究開発の占める要素は大きくなり、科学や技術の商業化と呼ばれる事態が現れてきたが、これらを含めて、知的財産権と総称されるものが現代世界で重要になってきている。この中には、特許技術の買い取りやライセンシングをはじめ、製造上のノウハウや、場合によっては、一般にソフトと呼ばれる、幅広い知的営為の行為とその結果、あるいはそのやり方までが情報として売買されるなど、その対象が広がってきている。

だが知的活動とその成果が高額で売買されるのは、知的な価値を高める良いことだと手放しで喜べるだろうか。パソコンの普及とインターネットの登場も相まって、現代は膨大な量の情報が溢れかえり、それらを各種メディアを使って自由に取り出すことができるよう一見みえる。しかし多くの情報はそれを発信する企業によって意図的に加工されていて、一般の人々はこれら細切れにされた情報の一方的な受け手に成り下がっていて、本当に必要な生の情報を安価で入手したり、それらを基に、自らの知的関心に基づく自由な加工と新たな知的な価値の創造を生みだす能動的な存在、つまりは情報の創造者になりえているとは到底いえない。それどころか、むしろ情報量が多いことが、安易なパターン認識と即決的判断を優先させる傾向すらある。すると、来るべきコンピュータ社会では人間の創造性が極端に低下する危険すら出てくる。そのためには情報の独占者からの開放が必要となるだろう。

ところで、近年、経済のグローバル化とともに、グローバル・スタンダードが必要だという論議がでてきた。グローバル・スタンダードとは世界的な標準を意味するが、では世界的な標準とは一体何か。それには、現実の市場で最大の力を持った企業のやり方に従うデファクト・スタンダードと、ありうべき基準をしかるべき公的機関が成文化して示すデジタル・スタンダードの両方のやり方がある。しかしいずれの形を取るにせよ、その主要な提唱者がアメリカであり、覇権国であることからみて、実質的にはアメリカン・スタンダードを意味することになるし、露骨にそう主張することすらある。こうしたことが話題になりだしたのは、ポスト冷戦時代は資本主義間の競争の時代だという触れ込みで語られた、例のアルベルの「資本主義対資本主義」が提起した、欧米流資本主義とヨーロッパ大陸型資本主義との対比から始まるのかもしれない。これにアジアにおける儒教資本主義の礼賛などがミックスされて評判になったが、実際はもっと泥臭いというか、きな臭いというか、あるいは生々しいというか、直接の経済利害に絡むものである。というのは、その

戦略は世界各地、各国の資本主義の違いを牧歌的、ロマンティックに描くことが本筋ではなく、アメリカにとってもっとも利益のあがる、そして都合の良いやり方を他国に押しつけることが目的だからである。それは競争上有利になるばかりでなく、アメリカ企業はドルを使えるばかりでなく、アメリカン・スタンダードをそのまま外国で採用できることになる。その有利さは計り知れない。そしてこの手の問題の多くが、先程述べた生産や各種サービスの知的財産権に属する問題、とりわけ情報・通信に関わることに留意する必要がある。「知価」という言葉が新たに作られ、知を利益の対象とする新たな時代が到来しつつあるが、そこでは情報化時代といわれて、情報の洪水にわれわれは押し流されようとしている。問題は多くの人々が情報の創造者、発信者ではなく、その受動的な受け手にすぎず、画一的で規格化され加工された情報を一方的に詰め込まされているにすぎないことである。これでは知というものが本来有している、創造的、能動的でありながら、同時に普遍性と共有性を有している独特の性格を發揮すること

にはならないだろう。しかも情報産業を操る一部の人々は巨額の収入を得ている。たとえばビル・ゲイツ（マイクロ・ソフト社）の個人資産がバングラデシュやナイジェリアなど人口1億人を超える国のGDPよりも大きいという事実は、情報独占のものすごさを物語っている。そして、情報とその手段の独占ばかりでなく、物事の原理ややり方までがアメリカン・スタンダードに従わなければならぬとしたら、覇権国家アメリカの意味はまさに世界の「造物主」にまで登りつめることになるだろう。だが、現代世界の底流に流れるものは、それに反発し、逆流する流れであり、それが奔流になって現れるとき、アメリカがどうくい止めるかが当面の最大の課題である。冷戦体制の崩壊とグローバライゼイションの到来は、遮蔽物なしにアメリカが直接に、あらゆる困難を直接に受けなければならない事態を迎えたことを意味しており、これこそは唯一の覇権国アメリカに課せられた崇高な責務（ノーブル・オブリッジ）である。

（せきした みのる 立命館大学）

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

第86号 特集 規制緩和と労働

規制緩和と労働（伍賀一道）／労働の現場と規制緩和（千田忠男）／労働時間の規制はなぜ必要か（森岡孝二）／労基法改正と女子保護規定撤廃（中川スミ）／米国における規制緩和と労働市場の変容（仲野（菊地）組子）／ドイツにおける規制緩和と社会扶助（布川日佐史）

第87号 特集 國際金融システムとビッグバン

日本の对外投資とドル高の構造（奥田宏司）／米国的好況をめぐる諸説（伊藤国彦）／タイの通貨危機（西口清勝）／アジア経済危機と中国の香港（佐藤進）／どうなる日本の金融システム（山西万三）／地域経済から見た金融ビッグバン（松本朗）／地域国民のための金融・経済改革の道（海野八尋）

第88号 特集 What's NPO?

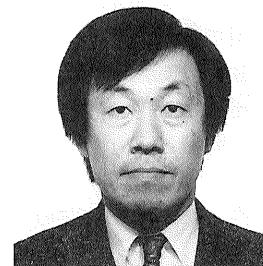
福祉社会の形成と非営利協同組織（川口清史）／特定非営利活動促進法と企業社会変革の展望（池田直樹）／福祉国家の再建－企業中心社会を超えて（横山寿一）／福祉国家の光と影（碓井敏正）／福祉国家の再編とジェンダー（中川スミ）／福祉観の転換と社会経済システム（吉川英治）／2000年代の人材育成戦略（モンテ・カセム）

87号まで1部1,200円、88号以降は1部1,300円、申し込みは事務所まで（075-255-2450）

アジア危機の原因と展望

—回復は今年から—

アジア危機発生後、筆者はその殆どの国の調査に入ったが、そこでは大変に厳しい現状とともに、回復に向けたいいくつかの指標の改善も知ることが出来た。ここでは統計と経済モデルを使って回復の展望を示す。



OHNISHI Hiroshi

大西 広

現在の「世界同時不況」がアジアから始まったことは言うまでもない。また、その「世界」の中でも我々日本人にとって一番関心の深い地域が「アジア」であることも言うまでもない。一昨年夏にタイで始まった東南アジア、韓国を中心とする「アジア危機」は今年で3年目となり、とくに昨年は、タイ、韓国、マレーシアが5ないし8%程度のマイナス成長、またインドネシアではさらに13~4%程度のマイナス成長ということで、各国ともに非常に苦しい時代を経験することとなった。筆者は危機発生後、タイ、マレーシア、韓国、フィリピン、中国をまわったが、たとえばマレーシアでは危機発生直後に政府支出の大幅カットを断行。筆者が滞在した国立大学では全員が平均20%程度の給与カットが行われた。いかに現在の日本の不況が厳しいものであっても、確かにこのようなところにまでは日本では至っていない。それだけにこれらアジア諸国の危機の厳しさをよく知っているつもりである。この大学では予算カットのために、予定していた国際学会の開催までキャンセルしている。

しかし、ここで問題なのは、この危機も3年目となり、当初の状況からは少しづつではあれ

回復への兆しが出て来ていることである。したがって、昨年に危機が始ったばかりのロシアや南米などとは異なるところであろう。本稿ではこのことを、通貨危機として始まった今回の危機の原因を探り、その原因の動向から危機自体の将来予測を行ない、その上で危機がどの程度続くものかを論じたい。

I 通貨危機の基本的要因： 競争力の喪失と貿易収支赤字

現在のアジアの経済危機には様々なメカニズムが複雑に交錯しているが、自身の成長力の喪失で長期不況を続けている日本を除くと、①タイに典型的なバブルの崩壊、②タイ、韓国に典型的な短期資本の流出による大規模な信用収縮の発生、③インドネシアに典型的な通貨下落によるインフレと社会不安、④IMFの緊縮政策による一層の経済縮小、⑤隣国の危機の国際的波及といったものが、危機の原因として挙げるこ

とができる。しかし、②の資本流出が通貨の下落期待を基礎としたものであることを考えると、②③④の3つはすべて為替レートの下落をさらにその原因としていることがわかる。また、⑤の要因も個別諸国（たとえば台湾）にとっては原因ではありえてもアジア危機全体から見ればむしろ結果と言うべきである。（経済危機（成長率の低下）と通貨の下落率との相関は図1を参照。相関係数は0.78。1%で有意）

そのため、ここではまず、為替レートの下落を引き起こした根本的な原因について考えてみることとした。

もちろん、この為替レートの下落も、それ自体が②③④によってもたらされたということも事実である。とりわけ、インドネシアの極端な通貨下落にはこのことが強く主張されなければならない。しかし、繰り返すが、たとえばこの通貨下落（あるいはそのまた原因であるところの貿易収支赤字や外貨準備の減少）の期待なくしてはあのように急激な資本流出はあり得なかったであろうから、やはり通貨下落がより先立つ原因であることに間違いはない。

そこで、この為替レートを決めるメカニズムに立ち入らなければならぬのであるが、こうした考察のために図2のような図を作成した。この図は、各国通貨の図の期間における最高値を1と規準化したものであるが、その相対比の変化には非常に興味ある特徴がみられる。というのは、すなわち、①94年初頭の中国の最初の通貨切り下げ、95年夏ごろからの円の下落を経て、結局現在までにすべてのアジア各国通貨が下落していること、それを時の経過の中で言うと、②94年には人民元安による中国の競争力、95年以降は円安による日本の競争力というようく強力な貿易上の競争者が現れたため、ASEANや韓国は国際貿易上かなり厳しい状況におかれていったこと、そしてその結果、昨年には通貨を維持できなくなった、というようにこの図を読むことができるからである。このことは、為替レートを長期において規定するものは国際競争力であること、あるいはそうした競争力を反映するところの貿易収支であることを示唆しているからである。このことは東アジア9

ヶ国・地域をクロスセクションで見た次の図3からも言うことができる。とくに、管理通貨制や強力な為替管理下にある人民元と香港元、そして政治的混乱で通貨の暴落を招いたインドネシア・ルピアを除けば、通貨の下落率と経常収支黒字率（赤字率）は驚くほど美しい規則性が観察される（この3通貨を除く相関係数は0.96、1%水準で統計的に有意、P値は0.1%と計算された）。

といつても、もちろん、それではなぜ、国際競争力ないし貿易収支の変化が何年もの時間差を伴わなければ為替レートに影響しないのかといった疑問も生じるであろう。これは、現在の為替レート下落がかなり急速に各国の貿易収支を改善していること、あるいは10月以前のドル高局面で米国の貿易収支が急速に悪化したことを見る時、なおさら疑問に感じられるに違いない。タイでは通貨危機後、輸入の減少で昨年10月に14年ぶりの経常黒字を計上。マレーシアと韓国は昨年、フィリピンは今年6月に貿易黒字に転換し、この内、韓国の黒字額は過去最大となった。また、インドネシアでも黒字幅が拡大している¹⁾。このように、為替→貿易収支への影響のスピードが速いのに、なぜ逆の貿易収支→為替の反応のスピードは遅いのだろうか。

その原因については、為替レート市場の不完全性を主張しておきたい。貿易収支以外の指標で各国の真の「競争力」を測ることはむずかしく（情報の不完全性）、それはとくに他国の国民にとってそうであろう（情報の非対称性）。また、一握りの国際的投機家が総取り引き量に比して非常に大きな額を短期間に取り引きできる（非競争的市場）²⁾。そして、最後に、今回のタイに典型的なように、ドルペッグ制などの方法で、為替レートが政策的にコントロールされていたことも為替レート市場の不完全性の基礎的な原因となっているようと思われる。とくにこのドルペッグ制は、実勢と離れた為替レートを長期に維持した基本的な原因となっており、それが今回の通貨下落をさらに厳しいものにしている³⁾。これらの諸性質は、国際商品市場（国際貿易）にはないものの為替レート市場にはある。それが<為替→貿易収支>のスピードと<貿易収支

図1 東アジア諸国の通貨下落率と経済成長率

98年成長率予測(各國政府見通し。但しSingaporeと台湾はIMF予測(93年4-6月)とADB予測(93年4-6月)の平均)

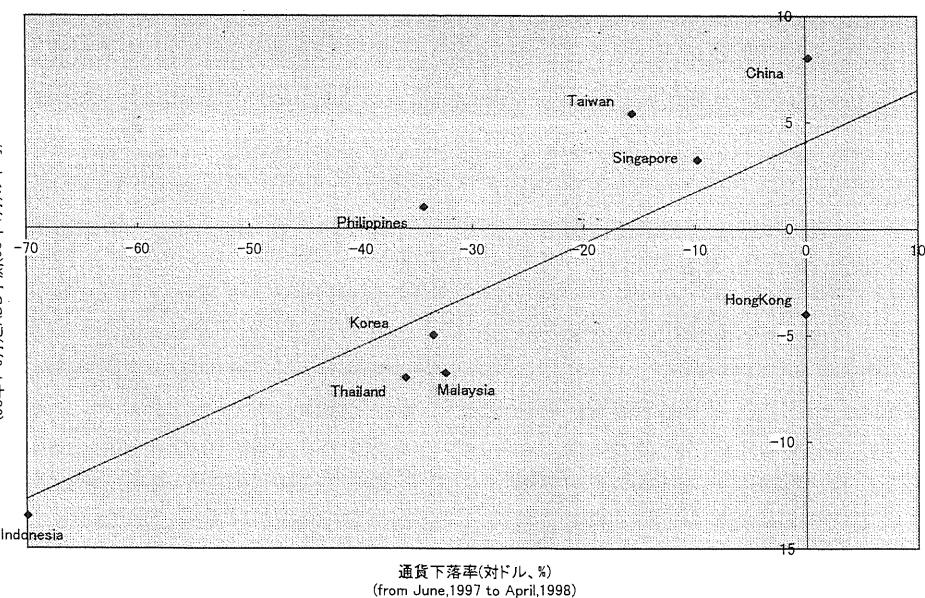


図2 各国為替レートの推移（最高レート時を1とする）

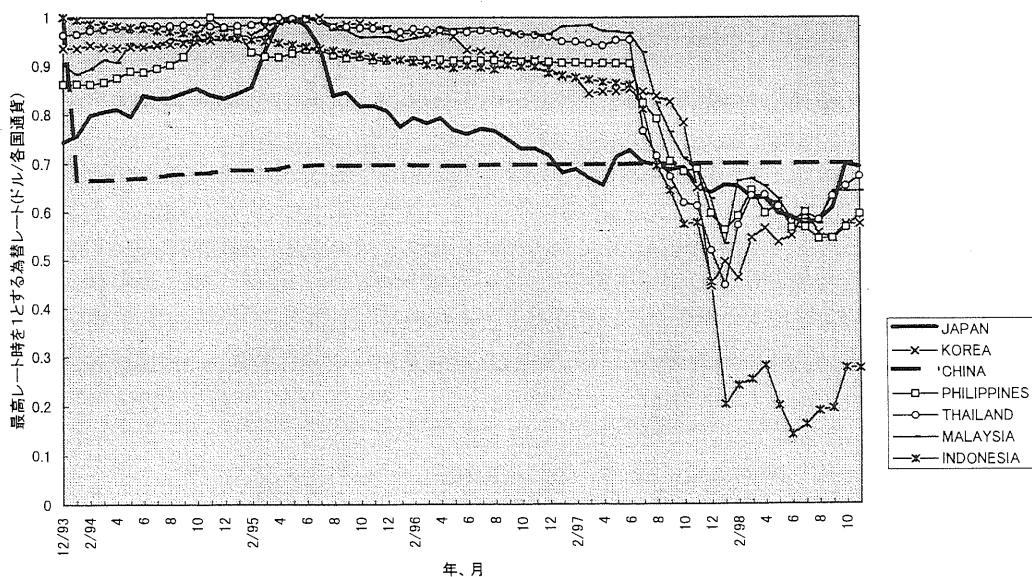
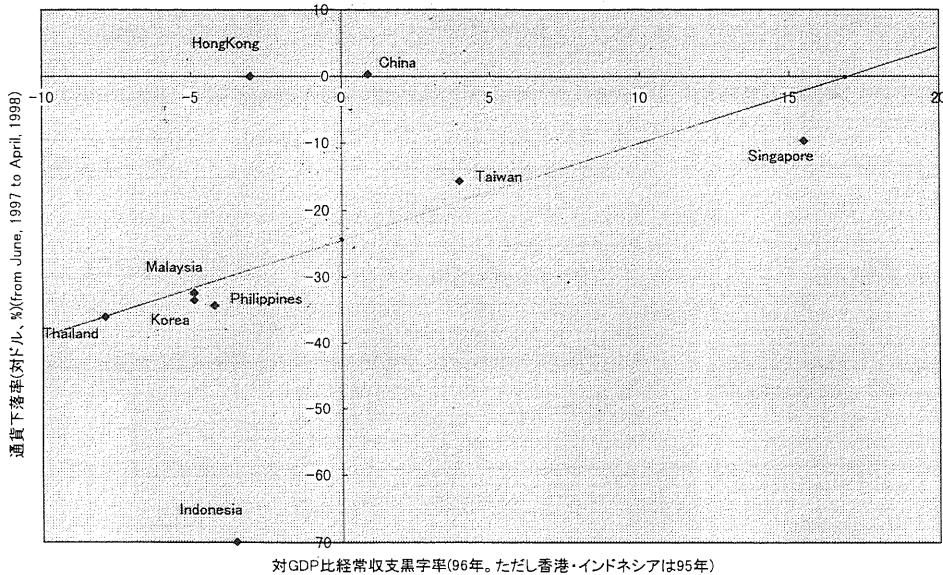


図3 東アジア諸国の経常収支と通貨下落率



→為替レートのスピードとの非対称性の原因であろうと思われる。

II 為替レートと実質成長率の長期予測

したがって、われわれが確認しなければならないのは、下落の時期こそ（前述の為替レートの調整スピードの遅さのため）予測困難であったとはいえ、その下落自身は貿易収支赤字の故に必然的なものであったと言えるということである。そして、もしそうであるなら、時期の特定化さえ求めなければ今後の推移も予測することが可能であるということになる。そこで、本報告では筆者が最近開発した「京大環太平洋計量経済モデル」という国際連結モデルを用い、各国別の貿易収支予測にもとづいた各國通貨の今後の動向を占ってみたい。

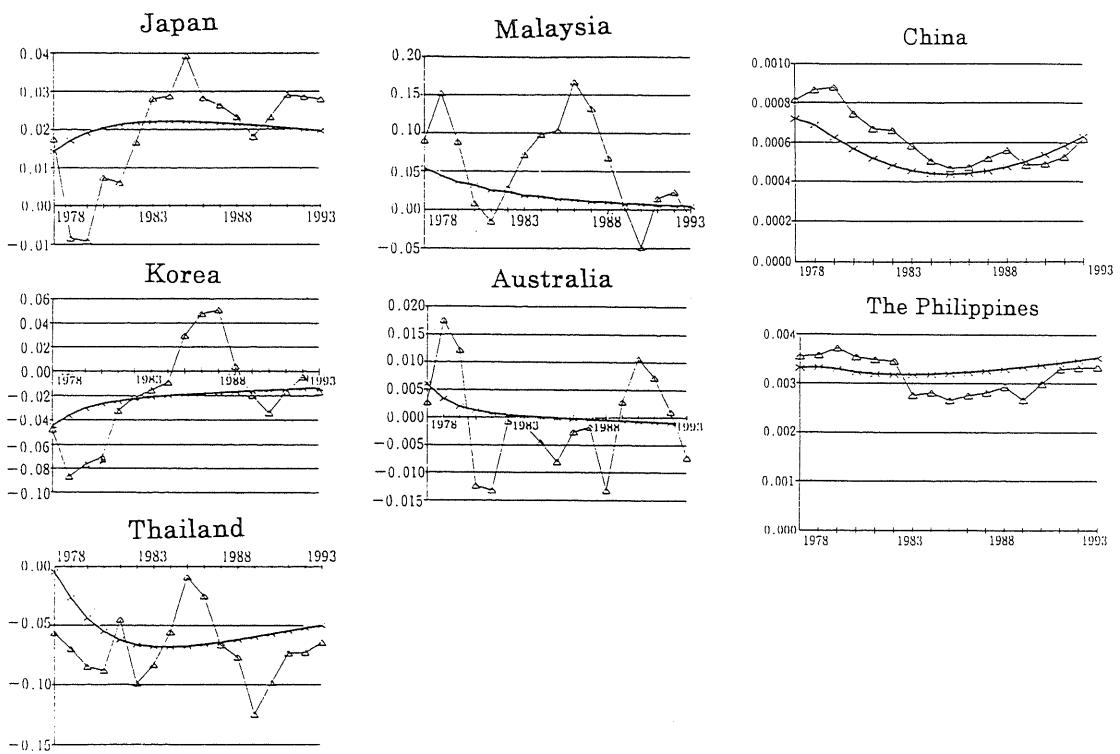
もちろん、こうした予測作業もどのようなモデルによってなされるかが非常に重要なものとなる。そこで、その詳しい解説ないし方程式リストは大西（1998a, 1998b）や京都大学環太平洋

データベース (<http://pacific.econ.kyoto-u.ac.jp/text/index.htm>) に譲ることとしても、その主要な特徴については次のとおり示しておきたい。すなわち、

- ①長期の変動を追うことに主眼を置いたモデルで、GDPは生産関数で決められている。
 - ②各国モデルの国際的連結は主に資本収支関数によっている。また、資本収支関数は各国利潤率=限界資本生産性の比率を説明変数とする関数を採用している。
 - ③米国、日本、韓国、中国、台湾、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、オーストラリアの10ヶ国・地域を対象としている。（ただし、本節の予測ではこの内、アジア諸国のみの結果を示す）
- この他にも7つのダミー変数を除き、基本的に外生変数を持たないことといった特徴もあるが、本稿との関わりでは以上の3つの特徴が重要である。

ところで、この中の第1番目の特徴は次の図4によって表現されている。図中では、△印で綴られたものが現実の経路を、そして×印で綴られたものがモデルの解の経路を示している。ここでは内挿期間において資本労働比率（これは本モデルで重要なキー変数である）のよう

図4 対GDP貿易収支率



な滑らかな動きをするものは比較的トレースができるが、対GDP比貿易収支比率のような変動の激しい変数は全体的な傾向しかトレースできないことがわかる。しかし、長期の変動を見るにはこれで十分と言えなくもない。以上のような意味で、現在のような急激な動きは本モデルで追跡できないものの、それでも今後の長期の変動は予測することができる。現在の危機が一時的なものなのかまだ持続するものであるのかは重要なことで、その意味で、本モデルを使った今後2025年までの長期予測の結果を次の表1、表2によって示してみたい。

まず、表1は本モデルが内生化しているアジア8ヶ国・地域の実質為替レート予測を示している。ここで「実質為替レート」とは各国のインフレ率を1995年を基準に同一として計算したものであるが、これは我々のような長期モデルで物価上昇率を内生化することが困難だからである。また、マクロ・モデル予測の一般的方法に従って、事後予測値を現実値と調整する「定

数項修正」が施されている。しかし、ともかく、こうして下記に示す予測を行ったのは97年12月であるが、その後1年余を経て、かなりよく予測しえていたことがわかる。

というのは、通貨危機後のボトム・レートからの早期の回復を（2000年の予測として）筆者はすべての諸国に対して行ったが、それがフィリピンを除き、ほぼ現実化しているからである。予期せざる政変にまで達したインドネシアの為替レート予測にはさすがにまだギャップが存在するが、日本、台湾、タイ、韓国などは驚くべき予測力と言えよう。筆者は本稿で為替レートを決める基本的要因は貿易収支であることを主張しているが、この予測もまたモデル上で貿易収支の将来予測を基礎になされている。先に述べたようにアジア諸国の貿易収支は為替の下落と経済の収縮によって急速に改善している。その効果が再び何年かのズレを伴いつつ為替レートの回復をもたらしつつある。タイなどはかなりそのスピードが速いと言えそうである。

表1 対ドル為替レートの将来予測

	現 実 値		将 来 予 測					
	ボトムレート	99年1月	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
日本	145	114	118	105	98	94	91	89
韓国	1739	1185	1124	1083	1053	1029	1011	1000
中国	8.29	8.28	8.23	8.39	8.28	7.91	7.41	6.87
台湾	34.9	32.3	32.5	33.5	32.5	32.7	33.0	33.5
フィリピン	43.8	38.4	32.6	31.9	31.5	31.2	31.1	31.0
タイ	55.7	36.5	38.1	37.1	36.3	35.8	35.4	35.1
マレーシア	4.61	3.80	3.36	3.30	3.26	3.24	3.23	3.23
インドネシア	14975	8450	3382	3439	3493	3534	3564	3586

表2 ドルベース実質経済成長率の将来予測

(() 内は5年前に比べた平均成長率)

	1995年現実値	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
日本	4711	4130 (- 2.6)	4488 (1.7)	4813 (1.4)	5115 (1.2)	5401 (1.1)	5673 (1.0)
韓国	456	440 (- 0.7)	558 (4.9)	666 (3.6)	767 (2.8)	863 (2.4)	958 (2.1)
中国	691	849 (4.2)	1273 (8.4)	2117 (10.7)	3623 (11.4)	6428 (12.2)	12328 (13.9)
台湾	261	292 (2.3)	350 (3.7)	399 (2.7)	443 (2.1)	483 (1.8)	523 (1.6)
フィリピン	74	84 (2.6)	117 (6.8)	161 (6.6)	224 (6.8)	314 (7.0)	446 (7.3)
タイ	167	153 (- 1.7)	213 (6.9)	288 (6.3)	384 (5.9)	503 (5.6)	653 (5.4)
マレーシア	80	74 (- 1.5)	93 (4.7)	114 (4.0)	120 (1.0)	128 (1.4)	195 (8.7)
インドネシア	201	139 (- 7.1)	184 (5.7)	257 (7.0)	381 (8.1)	411 (9.5)	1029 (11.4)

なお、この表では、インドネシアと台湾を除き、すべての諸国通貨の対ドルレートが長期に上昇するとなっている。この予測結果については、これら諸国の通貨が上昇するというのではなく、ドルが長期に下落するという予測と理解されたい。なぜなら、ドルの帰趨を決める基本的要因としての貿易収支が根本的に改善されると予測しえないからである。米国の対外債務はこの間1兆ドルを突破しているが、これは5%

の金利で500億ドル以上の利子返済が毎年必要なことを意味する。その返済なしにはこの対外債務が無限膨脹することになるが、その「500億ドル」を貿易収支でまかなうためには、日本が「ドシャブリ黒字」を経常していたころと同規模の貿易黒字を要する。これはまず不可能なことだから、結局米国はいざれ「国家破産」状態とならざるを得ない。この間始まったドルの下落傾向にはこうした背景があるが、ともかくこう

したトレンドはまだ始まったばかりだと考えられるからである。たとえば、日米金利は現在数倍の開きがある。この金利差は米国景気の後退でいずれ解消されると考えられる以上、こうした金利要因だけでも円／ドルレート調整のさらなる進行が予想される。ドルはまだ下がり切っていないというのが筆者の見解である。

そこで次に、こうした為替レート予測と関わるドル・ベースの実質成長率を予測した結果は次の表2に示されている。ここで「ドル・ベースの実質成長率」とは米国のインフレ率ですべての国の名目ドルベース成長率を調整したものであるが、これもまた先と同じように長期モデルで物価上昇率を内生化することの困難からとられた措置である。そこで、この表を詳しく見ると、次のようなことがわかる。

というのはまず、1997年以前の高成長にも関わらず、タイ、マレーシア、インドネシアと韓国では、1995-2000年期間の平均成長率がマイナスとなってしまっていること、しかし、その後は、中～高成長を取り戻せるということである。したがって、この意味で今回の危機は基本的に短期的なショックと考えるべきである。ただし、これら4ヶ国の中でも韓国の回復力は弱く、今回の危機は長期的な成長率の低下過程で生じたものと見ることができる。先進国ほど基本的な成長率が低く、途上国ほど逆に高いものと予測されたこの表では、韓国は準先進国として成長率の低落過程にあるものと理解される。

なお、中国の2000年までの成長率予測は余りに低く計算されているが、このひとつの原因是1995年当時7.80元／ドルだった為替レートの現在までの下落にある。ただし、それを考慮しても予測に問題があることを否定できない。アジア危機の影響もやや過大に評価した可能性がある。

以上総じて、一部の例外もあるが、今回の危機は根本的なないし長期の危機とは言えない。ファンダメンタルと乖離した為替レートの調整とそれによる混乱と見るのが正しく、これを本質的なアジア経済の弱体さを示すものと捉えるべきではない⁴⁾。

III 資本逃避に関する シミュレーション

以上、今回のアジア危機の基礎過程としての為替レートの動向をその根源的な原因としての貿易収支から予測した。そして、その結果は為替レートに関する限りは現状で安定し、ないし回復過程に入るというものであった。

しかし、もし為替レートの今後がそのようなものであったとしても、すでに「アジア危機」に様々な要因が複合して存在するようになっている以上、上記の為替予想だけで今後の経済成長率を占うことはできない。

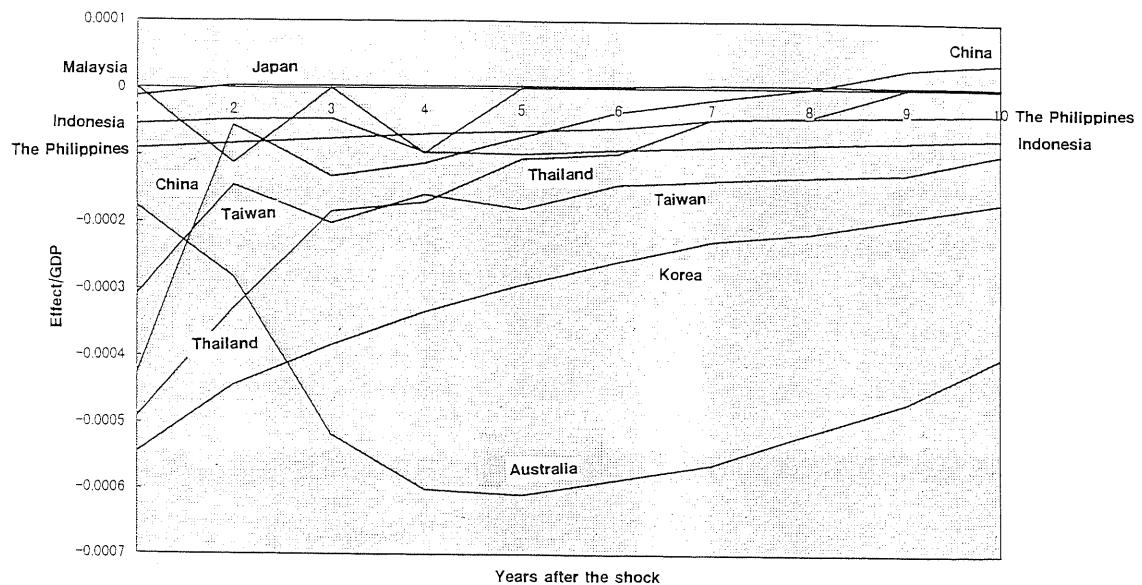
そこで、本節では、冒頭に述べた危機の各種原因の内、②の資本逃避に関するものを独自に取り出して我々のモデルで分析することとした。これは、我々のモデルが国際資本リンクモデルとして構築されているために分析が可能となっているものであるが⁵⁾、ここでは各国利潤率の差（ないし限界資本生産性の差）にもとづいて資本が国際間で移動、それによって各国の成長率が変動するというメカニズムを表現している。まず、我々のモデルに含まれる諸国すべてを対象に、そこで利潤率の上昇＝生産性の上昇が他国にどのような効果を及ぼすかを次の表3によって見てみよう。ここでは10のすべての国・地域で生じた利潤率上昇＝生産性上昇の他国のGDPへの影響の方向を+ -で示している。

見られるように、一部の例外を除いてほぼ他国にマイナスの効果がもたらされている。当該国（ここでは左欄）での利潤率＝生産性の上昇は他国から資本を引上げさせ、それによって他国の成長にマイナスの効果を与える。そして、この場合、われわれの興味をそそるのは、この表の最上欄、米国での利潤率＝生産性の上昇が（日本を除く）他国に与えているマイナス効果である。米国でのここしばらくの好景気が「生産性の上昇」と国際投資家に認識されるか、ある

表3 生産性ショックの他国・地域への効果の方向

影響を受ける国 影響を与える国	米国	日本	韓国	中国	台湾	フィリピン	タイ	マレーシア	インドネシア	オーストラリア
米 国		+	-	-	-	-	-	-	-	-
日 本	+		+	+	+	-	+	0	-	+
韓 国	+	+		-	-	-	-	-	-	+
中 国	-	+	+		-	-	-	-	-	-
台 湾	-	-	+	-		-	-	-	-	-
フィリピン	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-
タ イ	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-
マレーシア	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-
インドネシア	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-
オーストラリア	+	+	+	-	-	-	-	-	-	-

図5 米国生産性上昇の他国GDPへの影響



いは、他国通貨に対するドルの安定がドルベースでの資本収益率を米国においてのみ高めたことによって米国は他国に投下した資本を回収しようと動いたはずである。この典型は短期資本への依存率の高かったタイと韓国である。したがって、このシミュレーション・テストを今回の資本逃避を表現したものと見ることができる、というのが筆者の考え方である。

さらに、米国による他の9の国・地域のGDPへの影響を単に+/-としてだけではなく、その程度と時間的な推移を計算すると、いっそう

興味深い結果を得ることができた。次の図5がその結果であるが、これは1994年において1000億米ドル（1995年価格）の生産性上昇が米国において生じた時の効果を示している。

そこでこの結果を吟味すると、まず初期において韓国とタイで最もマイナスの効果が大きくなっているのが非常に興味深い。危機の発生時点における資本流出という現象がこの2国において最も明確であったからである。

さらに、図5で次に注目されるのは、初期においてマイナス効果の大きい中国が後にプラス

効果へと転じていること、そしてその逆に初期においてマイナス効果の小さいオーストラリアではその後このマイナス効果が拡大していることである。この2国におけるファンダメンタルな成長力の相違が反映しているものと思われる。

最後に、こうした経路の比較として興味深いもうひとつのものは、タイにおけるマイナス効果と台湾におけるマイナス効果とが初期と後期で逆転していることである。これはタイの方が立ち直りが速いこと（為替レートのそれについては前節でも述べた。図においてはほぼ2年で立ち直っているが、これは他機関の予測と符号する⁶⁾）、あるいは台湾におけるファンダメンタルな成長力がタイに及ばないことを示している。もちろん、タイの危機にはバブル崩壊の影響もあるのでこのようにうまくいかない可能性もある。しかし、資本逃避の影響のみを他から区別として取り出すならば、図中5年目以降ではオーストラリア、韓国、台湾といった先進国、準先進国が最も大きなマイナス効果を示しているというのは注目される。現代世界を長期的視野から見ると先進国ほど基本的な成長率が低くなっているが、このような潜在的なレベルの成長力の相違を反映した結果と言えよう。

以上総じて、通貨については今後安定ないし回復が見込まれるもの、資本逃避に代表される成長制約要因は国によりまだ影響を及ぼしつづけるものと思われる。とりわけ、こうした資本逃避の影響がASEAN諸国と韓国など準先進国で異なるという結果は興味深い。各国での政策対応はこうした長期的推移予測と齊合的になされることが望ましいと思われる。

- 1) 通貨危機に陥った過去の50の諸国を調べたIMF(1998)の研究では、危機発生後直ちに貿易収支が改善し、1年の後には輸出や外貨準備も増大する。現在の危機も基本的には同じ経過を辿っている。
- 2) こうした為替レート市場の不完全性については、本山美彦(1998)参照。
- 3) しかし、この「ドル」の本国米国が貿易相手国としてアジアで決定的な比重を占めているならば、日本円や中国元の低下もそれほど大きな問題とならな

かったであろう。逆に言うと、日本や中国との国際競争力の変動がタイの国際収支により大きく影響するのであれば、タイバーツが「ペッグ」すべきだったのはこれら国の通貨に対してだったとも言える。その意味で、ユーロに対応するアジア通貨が本来は望まれる。すぐにアジアでそのようなことができないにしても、ドルの秩序ある後退が米国の抵抗をはねのけてなされる必要があろう。

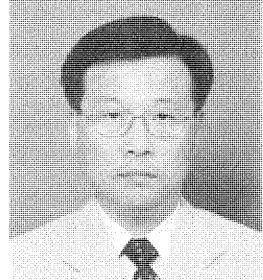
- 4) 同様の見方は、Sachs(1997)やRadelet & Sachs(1997)によても述べられている。
- 5) 筆者のモデル以外では竹中・千田他(1986)のモデルが国際資本リンクモデルとしてアジア太平洋地域を対象としている。しかし、このモデルの作成が非常に古いため、現在の分析には使用できない。
- 6) タイ・チェラロンコン大学ナロン・ベップラート准教授は今年年央には底入れし、通年で0%成長と予測している(『日本経済新聞』98年12月7日)。これはタイ危機発生後丁度2年でプラス成長に達することを意味する。タイ政府の今年の成長予測は1%，アジア開銀のそれは0.5%であり楽観的となっている。

参考文献

- International Monetary Fund, 1998. *World Economic Outlook*, May 1998, IMF, Washington.
- 本山美彦, 1998, 「日本の金融危機とアジア」, 韓国慶北大学校経済通商学部編『世界資本主義の変動と東アジアの経済危機』所収。
- 大西広, 1998a, 『環太平洋諸国の興亡と相互依存—京大環太平洋モデルの構造とシミュレーション』京都大学学術出版会。
- Ohnishi,H., 1998b, Capital Linkage for Long-term Multicountry Modelling and its Properties, *Proceedings of the Third Conference of Statistical Computing of the Asian Regional Section*, Manila, Dec. 3-4, 1998.
- Radelet, S. and Sachs, J., 1997, Asia's Reemergence, *Foreign Affairs*, Nov./Dec. 1997.
- 竹中平蔵他, 1986, 「最適政策協調の計量分析——サックス型世界モデルによる外挿シミュレーション——」『フィナンシャル・レビュー』1987年6月号。
- (おおにし ひろし 所員 京都大学)

韓国経済の構造改革とその行方

韓国はこの1年間で7年前の経済水準に後退した。危機の現実は厳しい。IMFプログラムは財閥改革よりも労働者へのしわ寄せ強化に使われ、韓国もまた市場至上主義に呑み込まれつつある。



CHO Yonre

趙容来

I はじめに： 韓国経済の成功と挫折

去る30余年間、韓国経済は世界でその類例を見ないほど大変なスピードで発展を成し遂げてきた。1961年から始まった経済開発5ヶ年計画はそれまでの後進農業国の韓国を一気に工業国へと転換させた。たとえば、61年から96年までの年平均実質GNP成長率は8.39%であった。その間韓国経済は、光州民主化闘争などで実質成長率がマイナス3.74%を示した80年の政治的な激変期を除けば、絶え間なく高成長を続けてきた。韓国経済はいわゆる圧縮成長経済のチャンピオンだったのだ。

もともと圧縮成長は韓国のみの現象ではない。圧縮成長は韓国をはじめ、台湾、シンガポール、香港からなるアジア新興工業経済群（Asia NIEs）と、アジアNIEsを追いかけてきた東南ア

ジア諸国連合（ASEAN）の国々の急速な経済発展を象徴するものである。こうした東アジア諸国の成長ぶりは、先進諸国の中でも注目を集めてきた。その中でも韓国経済は人口および経済規模の側面から他の国々とは区別され、もっとも関心の的となつたし、後進国の経済発展モデルとして脚光を浴びてきた。

しかし、圧縮成長を謳歌していた韓国経済は97年に入ってから突然転がり落ちてしまう。周知のように一昨年11月韓国経済は外資の適期返済不能状態に陥り、国際通貨基金（IMF）の緊急救済金融を受けざるを得なくなつた。かかる韓国経済の急転ぶりは、その理由はともかく、これまで賛美されてきた「経済成長モデル」としての韓国経済が結果的には「経済崩壊モデル」にすぎなかつたことをはっきりと物語るものであった。

そこで問題になるのが、ここ一年以上続けて提起されてきた韓国経済の構造改革のことだ。ただ、韓国の構造改革の問題点はそのはじまりが自生的ではなく韓国に対するIMF当局の履行条件（conditionalities）からはじまつたことに

ある。そして、このことは、今の危機の持つ意味も、あるいは、現在推し進められている韓国の構造改革の性格をも規定する。その内容は二つに分けられる。

一つは、改革の方向を決定した主体が韓国の政府や企業ではなくIMF当局だったので、当然改革の最終のゴールもやはりIMFの意図に合致するものになるしかないことである。すなわち、韓国はこのIMFの履行条件を受容することによってIMFの主張する新自由主義の経済論理に完全に包摂されたことになる。

もう一つは、今度の韓国経済の急転落にはヘッジファンドと称される国際短期資本の破壊力のせいもさることながら、それに適切に対応できないほど韓国経済の構造的な内部欠陥が非常に大きかったことである。いいかえれば、韓国経済は圧縮高度成長から減速成長へのソフトランディングに失敗したことを意味する。なぜなら、30年あまりの成長構造の中にひそめられていた諸問題を解決しうる構造転換を自ら行なうことができたならば、今日のような経済危機にまでは陥らなかつたはずであり、また他律的な改革にまでならなかつただろうからである。

振り返ってみると、韓国経済が直面していた国内外の経済環境は90年代初めを境にして急変していた。国内的にはバブル景気は終わり、国際的には冷戦体制が崩壊して世界単一経済体制としてのグローバル資本主義が勢い良く突っ走り始めていた。とくに、この時期に世界金融システムの統合とともに短期投機資本は自由な移動をより加速化しつつあったが、韓国経済はそれに対するいかなる対応もできなかつた。その結果がまさに韓国経済の挫折であり、IMF経済危機のはじまりであった。すなわち、今度の経済危機は韓国経済が国際経済環境の変革と旧来の成長基調の変化に対する変容と受容にまったく失敗したことに由來したといえよう。

韓国における経済危機は始まってもう一年以上経ったが、その対応としての経済構造改革は当初から他律的に展開され、以後徐々に改革の方向は修正されてきた。以下では、経済構造改革とその行方について考えてみたい。その前にまずここ一年間の韓国経済の凋落ぶりの現実を

捉えてみる。それはIMF中心の構造改革の限界を暴露することでもあり、今後の韓国経済の方針づけともかかわる問題である。

II IMF救済金融体制下の 1年

(1) IMF救済金融体制下の功過

最近、外貨危機に陥ったアジア諸国に対するIMFの救済金融対策の功過論が国際社会の話題になっている。それは危機に陥っていた国々に求めたIMFの政策に対する二つの問題提起である。一つはIMFの支援能力自体の問題であり、もう一つはIMFの危機対応政策の整合性の問題である。前者はIMFの救済資金を遙かに上回る短期投機資本の自由な動きをコントロールしない限りIMFの存在はただの無用の長物にすぎないという見解であり、IMF自体の改造や、IMFを補完できる新しい国際通貨システムの工夫が必要だという主張を背景にしている。後者の場合は、IMFそれ自体に対する問題よりもIMFを実質的に牛耳っているアメリカの新自由主義に対する批判である。すなわち、新自由主義の伝道師としてのアメリカはIMFを通して危機に陥っていた諸国に対して市場開放と既存の不公正取引慣行を根絶させようとしている。前者の論議は本稿の範囲を越えているので省略するが、ここでは後者に対する韓国での動向を見ることにしたい。

韓国がIMF救済金融体制に正式に入ったのは97年12月3日だった。が、IMFの介入によって安定するはずだった韓国の外貨危機はより深刻な局面となった。というのは、当時IMFが何よりも先になすべきことは、海外の対韓国債権銀行團を説得して韓国が背負っている債務の再調整を主導することであったが、IMFは正反対の道を歩んでしまったからである。IMFはいわゆる「IMF処方箋（=IMF履行条件・IMFプログラム）」の中で韓国経済の構造的な問題点を羅列し、

表1 IMFの対韓国経済政策の変化

	金融政策	輸出政策	内需促進策
IMF意向書 (97.12.3)	<ul style="list-style-type: none"> 通貨政策：緊縮基調 98年インフレ率5% 高金利政策 金融構造調整 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易自由化 資本自由化 	<ul style="list-style-type: none"> 緊縮財政を通した財政の黒字基調（GDPの0.8%） 税収拡大：交通税、特別消費税の引上げ。法人税、附課税、所得税の範囲拡大 歳出予算の縮小
1次修正 (97.12.24)	<ul style="list-style-type: none"> 高金利政策：金利30%以上 利子率上限線の撤廃 ノンバンク及び銀行の正常化法案提示 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入先多角化品目の段階的廃止（99年6月まで） 貿易関連の補助金廃止（98.3まで） 	
2次修正 (98.1.8)	<ul style="list-style-type: none"> 金利安定の土台作り 外貨資金調達の強化 		<ul style="list-style-type: none"> 財政赤字は不可避 税収拡大のための税法改正案
3次修正 (1四半期の政策協議： 2.17)	<ul style="list-style-type: none"> コール金利を市場の状況にしたがって引下げることを認める 市場金利は市場需給状況に従う 通貨増加率の上向調整 銀行構造改革専担チーム 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出補助金などの三つの補助金廃止法案 その他の補助金の改善方向提示 輸入形式承認の手続き簡素化計画提示 	<ul style="list-style-type: none"> 財政赤字認める <ul style="list-style-type: none"> - GDPの0.8% - 社会保障支出に限る
4次修正 (2四半期の政策協議： 5.6)	<ul style="list-style-type: none"> コール金利、引続いて引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨保有高の一部、中企支援 輸出換手形担保制度 輸出換手形買入のための外貨保有高から3ウォン支援 原資材輸入支援：IBRD10億ドル 	<ul style="list-style-type: none"> 財政赤字（GDPの1.2%、1.75%まで拡大可能） <ul style="list-style-type: none"> - 特消税引下げ
5次修正 (3四半期の政策協議： 7.28)	<ul style="list-style-type: none"> 通貨の伸縮運営、金利引下政策 通貨供給余力確保：本源通貨はすでに合意した水準の5兆ウォン 通貨増加率上向調整 金融構造調整：5の退出銀行、14のノンバンク、4の生保社、2つの投資信託会社 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易金融拡大 支援対象を5大財閥企業を除いたすべての企業に拡大。ただ20億ドルの中、10億ドルは中小企業支援 	<ul style="list-style-type: none"> 財政赤字拡大（GDPの4%） 中企輸出及び住宅貸出支援 消費者金融の拡大（1兆） <ul style="list-style-type: none"> - 住宅、耐久消費財など - 割賦金融債券の流動化 セーフティ・ネットの拡充 設備資金支援の拡大
6次修正 (4四半期の政策協議： 10.29)	<ul style="list-style-type: none"> 本源通貨供給限度廃止 M 3に対する拘束性なくす 伸縮的金利引下げ政策基調 IMF借款償還可否自立決定（99.2） 		

(出所：財政経済部)

韓国政府にその問題点の改善を強力に要求した。それはむしろ債権銀行団の韓国経済に対する不信感をつのらせ、彼らの資金回収動機をより刺激させた。このことは韓国が救済金融体制に入った直後、国家モラトリアム事態直前にまで迫られてしまった原因であり、また以後の構造改革の特徴でもある。

IMFの履行条件は韓国経済の抜本的な改革を目指しており、内容は主に以下のようなことである。経営不振状態にある銀行とノンバンクの整理および閉鎖を中心とした金融構造改革、銀行のM&A（合併・回収）と株式市場の制限撤廃などの資本市場の開放、財閥改革を中心とした企業構造改革、政府予算の縮小と公企業の民

営化を含む縮小財政、賃金の引き上げ抑制および雇用調整（解雇）策などの労働市場柔軟化の確立がそれだ。の中でも危機克服のためにIMFが取った最も大切な政策は高金利・高失業政策であった。

たしかに外貨の流動性不足から始った危機を乗り越えるには外貨をいかに確保するかが問題となる。そこで一度退いていった外資を再び引き寄せるために高金利政策を取ったわけだが、すでに韓国経済に対して不信感を持っていた外国資本が高金利政策だけで資本投資を再開すると期待したのはナンセンス極まるものであった。その結果は、ただウォンが大きく暴落したばかりであった。たとえば、97年11月末と98年1月末を比較すると、為替レートは1ドル1026ウォンから1705ウォンとなり、コール金利は14.1%から25.6%と激増していた。それに金融機関はBIS比率8%を守るのが負担となつたため貸し渋りが蔓延化し、資金供給は極端に萎縮される一方で、企業の倒産はより急増した。またも企業倒産によって再び金融機関の不良債権の規模はますます増大するという悪循環が続き、企業と金融機関は共に困難に陥った。その過程での失業者の急増は避けられず、経済はパニック状態になった。

かかる状況を省みれば、IMFプログラムは部分的な成功にすぎなかつたといえよう。IMFの処方は「最短期間で為替市場の安定回復」を目指して緊縮財政・通貨政策、高金利政策、ウォン低評価の為替政策であった。が、あまりにも極端な政策運用はむしろ民間企業の倒産をより加速化した。韓国はこれまで比較的健全財政を保ってきたので、深刻な緊縮措置はIMFのもともと間違った政策であったとの国内外からの批判にぶつかり、IMFは高金利・緊縮財政政策を修正せざるを得なくなつた。すなわち、表1からも分かるように、98年2月から高金利政策は修正され、以後持続的に金利の引き下げが容認された。また、財政政策も初期の財政赤字不可論から景気浮揚の必要性を認めて赤字規模を漸次拡大し、98年6月にはGDP対比5%までの財政赤字を認めるようになった。ようやくIMFプログラムの緊縮基調は変わつたが、緊縮政策による

経済萎縮の波はそう簡単に反転できるものではなかった。それは本格的な経済不況のはじまりであった。

ただ、IMFプログラムは初期の政策失敗という側面が多くあつたとしても、外貨危機を乗り越えられるための直接的なきっかけを作り出した事実は認めざるをえない。とくに、これまで論議だけにとどまっていた韓国経済の構造改革に火をつけたことは大変重要なことだといえよう。しかし、IMFプログラムがもたらした韓国経済への悪影響も見逃すわけにはいかない。改革の強度や速度が韓国の現実に不適合であり、それは結果的に韓国の産業基盤と成長の潜在力を壊した。何よりも韓国経済の長所である労使の信頼、銀行に対する信頼、企業間の信頼などの無形の資産がことごとく消失されたことは、今後の韓国経済の体質が新自由主義という市場至上主義の画一的範疇の中にすっぽりと吸い込められたことを意味する。この点からすれば、IMFプログラムをいくら「半分の失敗、半分の成功」といってもIMFの本来の目的は完全に成功したことになる。

(2) 経済不況の深化とその反転

IMF体制下の1年間、韓国経済は想像を絶するほどの大きな変化を経験した。IMFプログラムの緊縮政策と救済金融支援によって、外貨危機はとりあえず抜けられたようにみえる。だが、その対価はあまりにも大きかった。外貨危機の克服問題と構造改革の推進とが同時に進行なわれる中で実物経済は最悪の沈滞状況を示した。IMFですら当初98年経済成長率を2.5%と予測し、また、民間消費増加率は1.4%，固定投資増加率は-14.2%と展望していたが、97年11月末現在の98年度の推定値はそれぞれ-6.4%，-11.7%，-28.3%と大きく下方修正された。

表2の98年度四半期別マクロ経済指標の推移をみれば、すべての指標は悪化していたことが分かる。唯一にプラスを示している指標は経常収支だが、それはあくまでも総輸入の対前年同期比のマイナスが物語るように急激な輸入減少に支えられたものにすぎない。ただ、総輸出の

表2 98年度の経済現況の推移

(前年同期対比、%)

	1997年度	1998年度				
		第1四半期*	第2四半期*	第3四半期*	第4四半期*	年間**
国内総生産	5.5	-3.9	-6.9	-6.8	-6.0	-5.9
総消費	3.5	-9.7	-12.9	-11.8	-9.3	-10.9
総固定投資	-9.8	-23.0	-29.8	-28.3	-23.4	-26.2
設備投資	-11.3***	-40.7	-52.4	-46.3	-32.0	-43.0
建設投資	2.7	-7.7	-13.2	-15.8	-19.0	-14.4
総輸出	16.1	26.4	14.4	8.9	3.3	12.4
総輸入	-14.8***	-25.3	-23.1	-20.9	-11.2	-11.2
経常収支 (億ドル)	-81.7	108	109	96	88	402
消費者物価	4.5	8.9	8.2	7.0	6.0	7.5
全製造業 平均稼働率 (%)	79.9	67.3	67.1	65.5	98年10月 67.6	-
失業率 (%)	2.6	5.7	6.9	7.4	98年10月 7.1	7.3

(出所：韓国開発研究院、「経済動向」1998.12

*は暫定値、**は推定値、***は97年第4四半期。)

対前年同期比の指標がプラスではあるが、第1四半期から後々に減少傾向を表わしているので、98年中無理やりに輸出を増やしてきたと思われる。

また、全製造業平均稼働率も減少しており、第3四半期の65.5%は97年の平均稼働率79.9%と比べて14.4ポイントも低い。同じく総固定投資と設備投資および建設投資の対前年同期比の指標も大きく減少している。このような稼働率の低下と新規投資の縮小はそのまま国内総生産の減少とつながり、それはまた失業者の増大を意味するものとなる。

しかし、第4四半期から実物経済はわずかではあるが、これまでとは異なる変化を見せている。つまり、すべての指標が減少傾向から反転を見せている。たとえば、平均稼働率は第3四半期で底を見せており、10月からは反騰している。また、総輸入の減少傾向も鈍化している。問題はこのようなことをどう解釈するかだ。すでに政府は韓国経済が回復はじめたとの見解を披露し、IMF管理体制の脱出（韓国ではこれを「IMF卒業」という）を自慢げにいっている。しかし、こうした認識は多分に政治的な意味合いをもつ。すなわち、50年ぶりに与党と野党の政

権交代が成し遂げられ、98年2月から政権党となった国民会議と自民連が自らの経済政策の成功を賛美する意図が秘められていると思われる。だが、経済の回復はまだまだ沢山の難問を抱えているので簡単に予測できない。

ことに、韓国の経済危機は外部からの経済環境に適切に対応できなかったことからはじまったという事実を思い起こすべきである。今の国際経済環境は決して楽観できない。アメリカ経済はいつ転落するか分からぬし、円は現在円高局面にあるけれどもいつ円安に変わるか予測もできない。ブラジルをはじめとする中南米の経済はいつどの方向に問題をもたらすか。また、99年1月1日から誕生したユーロの波及効果はまだはっきりしていない。等々で、世界経済は全く不安定そのものである。そんな中でいくつか反転しているマクロ経済指標を拾い上げて楽観論をいうのは信憑性に欠けている。それに、何よりも現在韓国が直面している構造改革の諸問題はまだまだ進行中にある。問題は構造改革の内容だからだ。

III 韓国経済の構造改革

(1) 構造改革の方向：誰のための改革か

すでに見えてきたようにIMFプログラムの表面的な目的は「為替市場の安定回復」にあったが、IMFは所詮アメリカによって左右されてきたし、アメリカの資本をはじめとする国際資本の利害に密接な関係を持っている。国際資本の利害からしてこれまで韓国経済に求められたことは大きく二つだった。その一つは韓国企業、特に財閥企業の透明性の問題であり、もう一つは資本の利害を極大化するための労働市場の柔軟化問題、すなわち、整理解雇の日常化などである。この二つは国際資本の開放化の主張の核心であり、また、これらを貫徹することによって国際資本は完全自由体制を達成する。ただ、この二つの問題は似ているようでもまったく利害関係を異にするので、これまでなかなか推進できなかつた。が、今度の経済危機は新しい契機を提供した。今度のIMFプログラムの中身がまさにそれだったからだ。

しかし、問題はそう簡単ではない。このIMFプログラムに対する認識は財閥企業と一般勤労大衆とが大きく異なるからだ。たとえば財閥企業の場合は、IMFプログラムが求めていた労働市場の柔軟化については資本の論理を貫徹するためにかつてから推進してきたことと一致するので、双手を上げて賛成の立場をとる。すでに96年12月26日に当時の与党であった新韓国党所属議員だけで国会本会議で可決した新労働法の内容は、まさに財閥企業が求めてきた労働市場柔軟化を中心とした労使改革法であった。もちろん、この新労働法は、労働組合と一般国民の世論の反対にぶつかり、修正せざるを得なかつたが、今になってみればIMFプログラムを先取りした立法だったことが分かる。そこで論理は、韓国の慢性的な「高費用・低効率構造」をなくす

ためにも労働者の高賃金問題の解決と解雇の日常化を目指すべきとのことだった。

にもかかわらず、財閥企業はIMFプログラムのもう一つの目的、すなわち、財閥企業経営の透明性の確保の件については反対の態度で一貫した。彼らは、これまで韓国の成長を牽引してきた財閥を改革することはこれからの韓国経済の破滅ともつながるので、いくら財閥改革といっても最小限度にとどめるべきだと思っていた。そこで、むしろ財閥企業などはIMFプログラムをIMF信託統治にたとえて民族主義的に頑固な態度で立ち向かった。このような態度は財閥改革を遅らせた原因でもあった。いわば、IMFプログラムといつても労働市場柔軟化は当たり前だと言いながらも、経営の透明性などを含めた財閥改革については消極的な態度をとるなど、矛盾した対応をなしていた。

一方、一般勤労大衆は財閥とは全く反対の認識を持っていた。すなわち、彼らは韓国経済の危機の元凶はほかでもない財閥企業の放漫な借り入れ経営だと見なしていた。すると、何よりも財閥企業に対する改革が先決すべき問題となる。この場合、自分自身に求められていた労働市場の柔軟化などの改革問題も財閥改革が同時に進行なわれるならば、やむを得ないことと見做す。

結局、IMFプログラムは財閥企業と一般勤労大衆の受け入れ方の格差はあるものの、韓国経済の回生のための回避できない選択だと思われるようになった。それはIMFの本来の目的が貫徹されたことを意味するから、韓国の構造改革は第一義的にはIMFのための改革であるともいえよう。それに、問題なのは財閥改革の鈍いスピードである。というのは、改革プログラムといわれても、組織的な抵抗なく労使間の整理解雇規約を呑み容れた労働界から見れば、財閥改革の遅延は当然一般勤労大衆に怒りをいだかせた。労働界だけがIMF経済危機の被害者ではないかという労働界の不満と不信感は社会的問題を起こし、もうすでに社会的な亀裂ははじまっている。

(2) 構造改革の中身とその行方

現在推進されている構造改革は、金融構造改革、企業構造改革、公共部門構造改革、労働市場の構造改革、資本市場の開放、規制改革の六つの部分に分けられている。ここではそれぞれの改革部門に対するこれまでの成果と意味について見てみる。

まず、金融構造改革であるが、今度の危機が金融部門のシステム欠陥から引き起こされたという認識から経済構造改革のもっとも重要な位置を占めている。回生の不可能な金融機関として5の銀行、ノンバンク1社、リース10社、保険会社4社がすでに整理閉鎖された。また、回生可能であると判断された金融機関は各金融機関の自助努力を前提にして政府による不良債権の買い入れおよび増資支援などを通して構造調整を行なっている。それに優良金融機関を中心とした合併も行なっている。

企業構造改革は主に5大財閥企業の改革である。その内容は、昨年1月に政府と財界が合意した「財閥企業大原則」、すなわち、企業経営の透明性の改善、相互債務保証解消（2000年3月まで）、財務構造改善、核心分野の設定と中小企業との協力強化、支配株主および経営陣の責任強化であるが、問題はその実践である。その中でもっとも焦点となったのが「核心分野を中心とした事業構造改編」である。たとえば、精油、石油化学、航空機、鉄道車両、発電設備、船舶用エンジン、半導体、自動車の七つの分野に対する関連財閥グループ間の調整も、原則合意があつてから1年ほど経った昨年12月7日によく青写真ができあがった。この分野の改革はまだ始まったばかりである。

企業構造改革の問題は、このような異種事業の交換（“big deal”といわれている）の効果についてはまだ確認できないにもかかわらず、このビッグ・ディールが財閥構造改革のすべてかのような政府・財閥グループの認識である。ビッグ・ディールなどが成立しても常に問題として指摘されてきた韓国財閥グループのオーナー中心所有・支配構造は変わらない。たとえば、

昨年末の時点で韓国の30大財閥グループの内部持ち株率（特殊関係人と系列社の持ち分の合計）は44.5%であり、7%程度の外部の友好持ち株のみを確保すれば簡単に経営権を掌握できる構造がある。実際、財閥総帥の持ち株率は30大財閥グループ平均で3.1%にすぎない。にもかかわらず、彼らはグループ全体を所有・支配している。このような問題点を解消せばには真の財閥改革は無意味である。結局、財閥改革の核心は「財閥企業5大原則」を如何に実践するかにかかっている。

つぎに、公共部門の構造改革は、政府組織の改編および縮小、公企業の民営化および経営革新などを行なっているがまだ進行中であり、本格的な実践はこれからである。また、資本市場の開放に関連して積極的な外資誘致政策をとつて制度改善と法令整備を行なっており、比較的に他の改革分野より進んでいると思われる。同じく、規制改革をも推進しており、総規制の件数の内、48%を廃止、22%を改善、残りの30%を維持するとの計画を立てている。昨年すでに達成率70%を示しているが今後も国際的な標準にふさわしい措置をとり続けると思われる。

最後に労働市場の構造改革であるが、これは賃金の引き上げ抑制および雇用調整策などの労働市場柔軟化の確立を目的にして着々と推進されている。この改革はすでに定着しているが、問題は改革後の後遺症を如何に乗り越えるかだ。ことに、韓国の場合には社会的なセーフティ・ネットが不完全なのでその影響はすさまじい数の失業者という問題となっている。

この一年間に正規職労働者の場合は10人中1人、非正規職労働者は4人の内1人が働き場をなくしている。98年11月の雇用動向（統計庁）によれば、失業者の数が7月に165万人を記録した以後減少傾向を示したが、またも4ヶ月ぶりに増加して約156万人となった。公式的な数値だけでは失業率が7%台で上下しているが、公式統計から抜けている日雇い労働者や失望失業者、また就業者に分類されていても事実上の失業者などを含むと少なくとも20%台の失業率、すなわち、300万ないし400万人にもなると思われる。

失業動乱はまだまだ終わっていない。韓国労

働研究院の予測によれば、この春、公式的な失業率は8%，公式失業者は200万人に達すると見込まれている。ということは、実際の失業率は30%台、失業者500万人の時代が目の前に始まるこことを意味する。これまで無数の人々が馴染んだ職場から追われて生の挫折感を味わったし、新規労働力は卒業と同時に失業者の群れに合流している。その中で家庭が崩壊し、人間関係が壊れ、生の希望はなくなっている。職場で生き残った者は職を維持するために文句もいえず、手当てもない残業や特別勤務をさせられている。構造改革の最大の難題となっている失業者問題を如何に解決するかがこれからの韓国経済の行方を決めるものとなろう。

IV 終りに：韓国経済の行方

韓国経済はこの1年間、7年前の経済水準にまで後退した。危機の現実は厳しい。それでも、IMFプログラムに従って行なっている韓国経済

の構造改革は、曲なりにもかねてから国際資本が求めてきた方向へと一歩一歩進められている。構造改革はまだ完了されたとはいえないが、「自由化」という言葉が象徴するように、金融市場の完全自由化、自由な国際資本の直接進出、国際・国内資本の連合の自由とその過程で行なわれる国際資本に対する国内資本の順応化の貫徹などの国際資本の目標達成はそれほど遠くない。これから韓国経済は、財閥改革のいびつな方向とは反対に労働者に対する要求事項はすべて完了したことからも分かるように、より厳しい資本主義の世界に成り変って行くであろう。

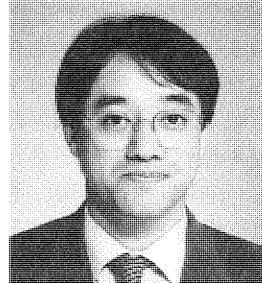
一方、今年の韓国経済の成長率について政府は2%，韓国銀行（中央銀行）は3.2%だと予測しているが、内外の経済環境は好ましくないので楽観はできない。何よりも財閥改革の鈍い展開はもっとも大きな不安要因である。それに、政府の構造改革で経済が成長軌道に入ったとしても、87年以後活発になった労働組合はすでにつぶされかけており、それにともなう貧富の格差はもっと広げられるだろう。市場至上主義の新自由主義の波は韓国を完全に包摂してしまった。

（ちょ よんれ 韓国国民日報社論説委員）



ロシア金融危機と 経済政策の動向

1998年8月17日ロシア金融危機は、世界同時不況に結びつく深刻なものであった。金融危機の基盤には、国際・対外債務依存体質とミクロレベルでのレントシーキング・利益取得行動があるが、危機打開の道筋は、なお不透明である。



MIZOBATA Satoshi

溝端佐登史

はじめに

1998年のロシアの10大ニュースの第1位は「1998年8月17日金融危機」であり、このほかにも物価上昇、デノミネーションの実施、鉄道スト、大銀行の倒産といった経済問題が連なる(*Moskovskie Novosti*, 1998, No. 51.)。1997年の公式統計は、92年の市場移行以来初めて、わずかであってもGDPのプラス成長を記録し、低インフレからの安定化の兆しを示していただけに、98年の経済危機はロシア国民の市場にたいする意識を市場移行前の状況に引き戻した感さえもある(*Kommersant*, 1998, No.49.)。

8月のロシア危機がこれまでのロシア経済に生じた危機と大きく異なっていたのは、それが「エマージング市場」と呼ばれる新興市場不信から世界同時不況に連動していたことである。危

機の直接の要因のひとつに、世界的な投機的短期資本、ヘッジファンドの流入があり、それを容認してきたIMFの経済政策思想「ワシントン・コンセンサス」を含め、ロシア危機は世界経済における自由市場のあり方そのものを問いかねる契機になった。少なくとも、グローバルスタンダードが強調される世界経済のなかで、ロシア危機により、自由化一辺倒ではなく市場規制の考え方、政府の役割が見直されざるをえない。

ところで、ロシア金融危機は政治上の変動を伴った。98年には2度も首相が交替し、それゆえ金融危機も99年下院選挙、2000年大統領選挙を見据えて、ポスト・エリツィン体制の模索のなかで生じた。危機にたいする処方箋とそのための組織再編は、政治変動が金融危機の契機であり結果であったことを示している。

本稿では、ロシア金融危機がどのような背景で発生したのかという危機要因を概観し、その後打ち出されているブリマコフ政府の経済政策の行方を考察する。この考察により、ロシア経済が92年以来7年間の市場移行でどのような構

造の市場を形成したのか、その市場像も明らかになろう¹⁾。

I 1998年8月17日金融危機

ロシア金融危機が表面化しはじめるのは97年秋以降のことである。東アジア通貨危機が伝播し、低下した国債利回りは再び上昇した。石油価格や原材料価格の急落から貿易収支は赤字に転じ（98年第2四半期）、国内の外貨準備高は急速に減じ、政府・中央銀行の金融コントロールは急速に悪化した。98年上半期には通貨ルーブル切り下げが輸出産業から求められ、金融市場の動搖は続き、一部の大手銀行が政府管理に移った。首相交替など政治不安定さも政策の不安定さ、先行き不安を強めた。98年7月の財政再建を盛り込んだ危機脱出プログラム採択は下院審議において難航し、IMF・世界銀行による緊急融資総額226億ドルも政治不安から減額を余儀なくされた。

金融危機はこうしたロシア経済のパフォーマンス悪化、政治不安、財界との思惑の擦れ、世界経済の影響などをうけて、さらに国民のルーブル離れ（ドル取得行動）から、8月17日ロシア政府・中央銀行共同声明による緊急通貨・金融対策の形で世界を揺るがすことになる。この声明の内容は次のようになる。

①ルーブルの対ドル目標相場圈を1ドル=6.2ルーブルの上下15%の枠内からその枠を6.0-9.5ルーブルに拡大し、実質的にルーブルの切り下げ、変動制に転じた。②資本取引を制限し、とくに非居住者による1年未満ルーブル資産への投資制限。③民間の対外債務支払いの90日間凍結。④99年末までに償還を迎える短期国債の新規国債への借り換えと国債取引の一時停止。⑤銀行間決済を安定化させるため銀行制度を再編する。

共同声明の内容は為替政策、国債政策、銀行制度にかんする大幅な変更であり、当初の内外

における安定化をもたらすという希望的観測にもかかわらず、実質的にはデフォルト（債務の返済不履行）に相当するもので、貸手の外国金融機関や外国市場の不信は急速に強まり、地方政府（例えばノボシビルスク州政府）レベルでも地方債取引停止と税制面の特典の廃止など財政の非常措置が実施され、危機はロシアのすべての地域経済を飲み込むものであった²⁾。

金融危機は政治危機と連動した。首相はキリエンコからブリマコフにかわり、大統領の権威は失墜し、国民の政治不信は強まった。政府の構成では、市場移行を推進する改革派が抜け、かわって政府の市場介入を主張する共産党の影響力が強まり、かつてゴスプランを指揮したマスリュコフが第1副首相になり、92年移行初期の通貨政策を緩めたゲラシチェンコが中央銀行総裁に返り咲いた。また、大統領選挙をめぐり、新たな政党の形成や政界再編が進み、権力をめぐる不安定さは強まっている。

II 金融危機の背景としての 「1995年構造」

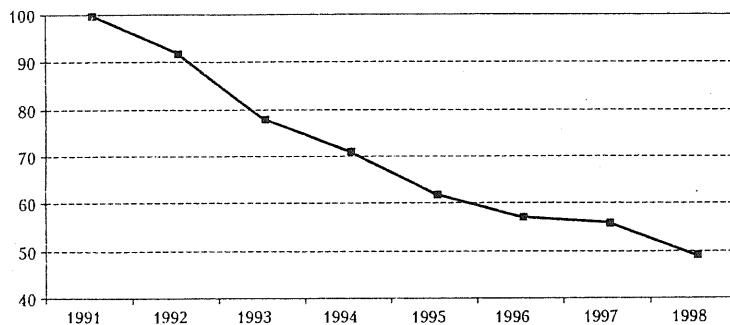
（1）危機要因の形成

金融危機を引き起こす直接の契機は政府の経済政策選択にあり、東アジア通貨危機や石油価格下落などの国際的要因が危機を深化させたと言えようが、危機の根本要因は1998年までに形成されてきたロシア市場の特質に求めることができる。

92年以来のロシアの市場移行を概観すると、一貫して生産・投資は低下しているが、95年頃を境にしてインフレが終息し安定化を示している（図1、表1）。98年に生じた金融危機はこのインフレ終息下の生産・投資低下という「1995年構造」のうえに生じたものと言うことができる。

ロシアは92年からショック療法型の市場移行

図1 ロシアのGDPの変化（1990年にに対する%）



(注) 1998年は予測値。

〔出所〕 V. Morozov (1998) *Anatomy of Crisis—"Postponed Inflation" Policies, Voprosy Ekonomiki*, No. 9, p.31.

表1 ロシアの経済実績 1992～1998年

	1992年	93年	94年	95年	96年	97年	98年
実質GDP(年間変化)	-14.5	-8.7	-12.6	-4.0	-5	+0.4	-4.9
非国家セクター(% GDP)	25	52	62	72	72	70	
工業生産高(年間変化)	-18.8	-16.2	-22.8	-4.7	-5	1.9	-4.6
農業生産高(年間変化)	-9	-4	-12	-8	-7	-1.4	-8.8
投資額(年間変化)	-40	-12	-26	-13	-18	-6.0	-5.1
小売り物価年平均変化	2,509	840	215	131	21.8	11.0	56.4
連邦予算赤字(% GDP)	-13.8	-10.4	-9.8	-5.2	-7.9	-7.0	-3.0
失業率(%) (年末)							
-登録失業者数	0.8	1.2	2.4	3.4	3.4	2.8	2.5
-ILO基準実質	5.6	5.7	7.5	8.8	9.3	8.9	11.6
年平均最低生活水準以下人口(%)	28.6	22.5	24.7	21.4	22.4	28.6	
貿易収支(US\$ 10億)	10.6	15.4	17.0	20.4	26.9	19.8	2.7
対外債務(US\$ 10億)	78.2	83.7	93.6	103.8	134.6	133.1	151.5
年平均為替レート(R/\$)	222	933	2,205	4,562	5,124	5,960	22.0
人口(年末, 100万人)	148.7	148.5	148.3	148.1	147.5	147.2	

(注) 1998年は10月時点の統計数値で、変化は対97年1-10月比較。為替レートは98年にデノミネーションで1/1000になっている。

〔出所〕 Goskomstat RF『ロシアの社会・経済状態』, 1-10 1998 (ロシア語), 『ロシア統計年報』(各年度, ロシア語), *Russian Economic Trends*, Vol. 7, No3, 1998.

政策を実施するが、国内の政治・経済界の圧力、ルーブル圏の維持、企業間の未払い額の膨張などの要因から緊縮政策は弛緩し、93年には政府もショック療法を採用しないことを明言した。しかし、インフレの昂進と通貨不安から³⁾、94年末に国家規制とともに再び安定化政策が重視

され、おおよそ95年以後引き締め政策、為替の目標相場制への移行による安定化が功を奏してインフレは終息の兆しを見せた。財政の収支均衡が指向され、その不足分は中央銀行の通貨発行ではなく、非インフレ的財源、すなわち短期国債(GKO, OFZ)、ユーロ債、国際金融機

関からの借入などにより補填された。しかし、国債は高い利回りで発行され、形成されはじめたばかりの金融機関にとって国債は有利な投機対象となり、国内の民間遊休資金を吸収するクラウディング・アウト効果から実体経済への投資はさらに減少し、安定化政策は投資低迷、実体経済の加速的な縮小・国際競争力の低下を不可避的に伴うものであった。国債は1年末満の短期国債で、「狂暴な利潤」を保証することにより、8～10%といわれる工業部門の利益にたいする投資家の関心を引き下げてしまったのである⁴⁾。

1994年時点では財政赤字の67%は中央銀行の融資により、国債による補填は20%以下であったが、95年には63%が国債により、1/3以上をIMFを中心とする外国からの借入が占めた。国内金融市場に占める貨幣や銀行間信用の比重は急減し、かわって国債の比重が急増し、国債残高の対GDP比率は95年末3.5%から97年末に13.5%になっている。

「1995年構造」は通貨面では安定化政策とそれを保証する国債・対外債務依存体質であるとすれば、それはミクロ面での経済主体の変動を伴っていた。いずれの市場移行諸国でも、民営化が経済主体形成に大きく影響してきた。ロシアの民営化ではバウチャーによる無償譲渡とインサイダー支配が主要な特徴であったが、95年連邦政府が所有する企業の株を担保に信用供与を受け取る担保型民営化が実施されている。主には石油や資源・運輸関連の戦略的企業の株が企業自身か有力銀行に政府への貸し付けと引き換えて（担保期間内）譲渡され、銀行は企業にたいする支配力を強め、銀行を中心とする金融集団（金融・産業グループ）が形成された。また、担保型民営化に先立ち、有力銀行は政府の特権銀行としての利益を確保することに成功していた。このような集団の形成は、実体経済の成長ではなく、政府にたいする働きかけを強め（レント・シーキング）、株や債券の取得による利益の拡大（バブル）を指向するものであり、発言力を強めた金融集団はロビーとして経済政策に影響した（溝端佐登史、1998）。「95年構造」では、金融業務を通じて金融機関が利益を取得

し、国債によって政府が財源を補填するが、いずれの場合も資金が実体経済に向かわず、投資循環を生まないために、「95年構造」は利益・資金供給経路を絶たれると貨幣循環の破綻という「動脈硬化」を引き起こす脆弱性を内包していたのである。

（2）危機要因の累積

「1995年構造」は96～98年にその脆弱性を露呈した。

まず、マネーサプライ面では、97年1～7月期のM₂の伸びは+25.9%で、同期の消費者物価の伸びは9.6%であったが、8～12月期のそれは各2.5%，1.4%と引き締められ、さらに98年1～3月期は各月-2～3%程度になり、きわめてタイトな経済政策が講じられた。その意味では、政府の通貨政策は失敗し、国内の貨幣流通比率は先進国の対GDP比70～75%に比べ、ロシアは10%と著しい貨幣不足状況を引き起こした⁵⁾。

財政破綻はきわめて深刻なものであった。

歳入については、50%程度の徴税率で、政府は96年10月に税非常事態委員会を設置して、多額の税未納者に強制力を行使して徴税しようとしたが、税の未納額は増加を続け、ヤミ経済化を助長した。連邦予算歳入分の対GDP比は92年16%から97年12%に、さらに98年1～9月期10%まで低下し、地方を加えた統合予算も各々31%から28%，21%に低下している。しかも、財政収入にしめる貨幣比率は表2に見られるように（とくに地方政府において）低下した。「1997年に全連邦の徴税分のうち貨幣化比率は60%以下で、のこりは相殺形態であった。ロシアにある連邦主体の89地域のうち12では貨幣支払いが連邦税支払いの40%以下の水準であった。これらの地域にはロシア最大の納税者が立地し、ケメロボ、ニジニノブゴロド、ペルミ、スベルドロフスクを基盤とするいくつかの最大かつもっとも温情主義的な企業も含まれていた。地域レベルではパートーや相殺が出回っている（C.G. Gaddy and B.W. Ickes, 1998b, p.3.)」。このような納税方法は98年1月大統領令により停止さ

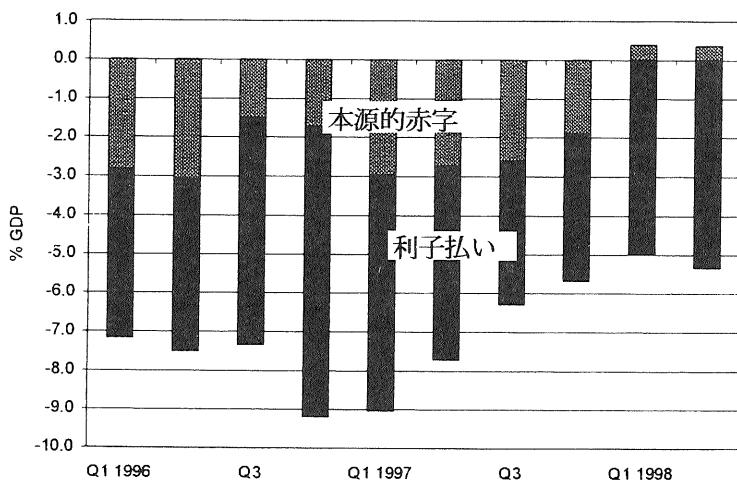
表2 ロシアの徴税状況（1995～1997年）

	1995年	1996年	1997年
徴税総額	366.0 (100.0)	333.6 (100.0)	333.6 (100.0)
貨幣による徴税	189.9 (51.9)	184.9 (55.4)	134.7 (40.4)
非貨幣による徴税	59.5 (16.3)	59.6 (17.9)	59.0 (17.7)
徴収されなかった税	116.6 (31.9)	89.0 (26.7)	104.0 (31.2)

(注) 金額は1997年ルーブルで兆ルーブル、括弧内は徴税総額にたいする比率%。

〔出所〕 C. G. Gaddy and B. W. Ickes, Why Are Russian Enterprises Not Restructuring?,
The World Bank, *Transition*, Vol. 9, No. 4, August 1998, p. 3.

図2 連邦財政の赤字（対GDP比：%）



(注) 本源的赤字は財政赤字 - 利子払い。原出所は財務省, Goskomstat。

〔出所〕 *Russian Economic Trends*, Vol. 7, No. 3, 1998, p. 27.

れたが、貨幣納入化が進んだわけではなかった。さらに、国債による財政赤字補填も危機に立ち至った。国債の財政補填能力は償還の負担増から急速に低下した。1993年に国債100ルーブルが予算に74ルーブルをもたらしたが、97年には15ルーブルとなり、98年上半年には国債は予算には何も貢献せず、ただ利子支払いのために発行されたに過ぎなかった。つまり、利子払い分を除けば98年上半年には財政黒字（対GDP比

0.6%）であったが、利子払いが財政を悪化させたのである（図2）。しかも、国債保有者構成に重大な変化が生じた。当初外国投資家の国債保有には制限があったが、96年7月中央銀行は非居住者の国債市場への参加を容認し、急速に短資が流入し、そして返済危機の発生から大量に流出した。GKOという国債を意味するロシア語略称も世界的に通用することになった。表3によると、97年に外国投資は証券投資に集中し

表3 ロシアの外国投資構成

	1994Q1		1995Q1		1996Q1		1997Q1		1998Q1	
	bil.\$	%								
直接投資	0.1	10	0.2	12	0.4	7	0.5	7	0.6	8
証券投資	0	1	0	3	1.4	25	6.2	87	3.6	47
その他	1.2	89	1.4	85	3.9	68	0.4	6	3.4	45
合計	1.3	100	1.6	100	5.8	100	7.1	100	7.6	100

(注) Q1は第1四半期。bil.\$は10億ドル。

〔出所〕 *Finansovie Izvestiya*, 11 August 1998.

ていることが鮮明になる。98年5月央には非居住者の国債保有比率は32%になっており、国債市場は著しく不安定になった (A. Lyasko, 1998, p.7.)。

一方、歳出は92年に統合予算（連邦+地方+予算外基金）で対GDP比36%から97年44%に増加し、地方予算歳出の当該比率は13%から17%に上昇した。歳入に比して放漫な財政支出が維持され、地方政府予算による国民経済費（産業補助金）、社会政策負担は急増した。その結果、連邦政府歳出に占める国債利子払い分は95年19%から98年10ヵ月間29%にまで増加し、地方政府歳出に占める住宅補助金は95年26%で98年10ヵ月間22%と高い水準を維持した。

歳出における補助金、地方財政の比重の大きさのうえに、連邦政府についても、地方政府についても、予算実施の際に財務省の統制力は、とくに国防省や内務省など影響力の大きい官庁にたいして低かった。省庁は財務省から予算配分を確保するために、賃金および供給者への未払いの自然増、関税収入を原資とする関税ファンドのような用途を指定された収入源の取得、政府と供給者との間でのバーターや相互決済（相殺）といった手段で、予算制約を緩めることが可能となり (*Russian Economic Trends*, July 1998, pp.5-6.)、このことが財政赤字を強めた。財政赤字要因は徴税率の低さだけに求めることはできず、中央政府内部、地方政府における予算制約の弛緩が存していた。

さらに、企業・金融機関の財務・取引にも変化が生じた。表4によると、企業間（供給者との間）の不良債権・債務は1995年を境に急増し

ている。企業間取引では、バーターの比重が急増し、それは98年には販売額の半分を越えている。98年12月にバーター決済と相殺は80%の水準に至ったとも言われる⁶⁾。実体経済は貨幣経済と乖離度を強めたのである⁷⁾。つまり、企業は財政・金融政策に反応して、高い税率を含めた市場での取引コストの高騰を回避して、未払い・バーター・手形などを利用した取引の非貨幣化を押し進めたのであり、貨幣は実体経済から金融セクターに一方的に汲み出された。商業銀行はキャピタル・ゲインの取得を目的として企業（株）を取得し、さらに高いインフレと外国為替投機、国債や政府にたいする特権的な金融業務から利益を取得し、実体経済との間での資金循環は形成されなかった (A. Nekipelov, 1998)。このような経営環境はさらに、資本の国外逃避、ヤミ経済化、買収・腐敗構造を伴っていた。

ところで、98年ロシア金融危機をもたらした「1995年構造」の破綻をIMF流の自由主義政策の破綻——IMFの政策助言・審査能力とその圧力は批判されようが——と片づけてしまうわけにはいかない。A. Nekipelov (1998) は「95年構造」を疑似市場と呼び、V. Morozov (1998) は「猶予されたインフレ」と特徴づけている。後者の見解では1995年以後のインフレ抑制の財政・金融政策（安定化）は実際にはインフレを引き延ばすだけの処方箋であり、それどころか将来世代の所得を負担にした処方箋であった。A. Illarionov は政府の政策は自由主義政策の破綻ではなく、赤字財政に依存する社会主義政策の破綻だと主張する (*Izvestiya*, 13 November

表4 未払いとバーターの変動（期末）

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998Q2
未払い総額（対年間 GDP比：%）	5.2	11.5	13.3	23.4	29.1	43.6	
内訳							
供給者への未払い	3.4	6.8	6.5	10.7	12.8	19.6	
税未払い	n.a.	2.3	3.1	4.6	6.0	8.4	
予算外基金への未払い	n.a.	n.a.	0.9	4.2	5.7	7.8	
賃金未払い	0.6	0.6	0.7	1.5	1.5	2.2	
銀行信用	3.4	5.4	4.9	5.4	6.1	10.7	
バーター（販売総額比：%）	6	11	18	26	40	47	52

(注) 未払いの原出所はGoskomstatで、バーターの原出所はRussian Economic Barometer。

[出所] *Russian Economic Trends*, Vol. 7, No. 3, 1998, pp. 75-76.

付表 ロシアの商業銀行上位10行（数字は預金総額で、100万ルーブル）

	1998年4月1日	1998年10月1日
1. ズベルバンク(貯蓄銀行)	138,487	ズベルバンク(貯蓄銀行)
2. インコムバンク	6,544	インコムバンク
3. SBS-Agro	6,516	SBS-Agro
4. モストバンク	2,544	ロシースキー・クレジット
5. メナテブ	1,720	モストバンク
6. ロシースキー・クレジット	1,534	メナテブ
7. プロムストロイバンク	1,350	オネクシムバンク
8. アフトバンク	1,041	プロムストロイバンク
9. ガスプロムバンク	807	ヴォズロジネニエ
10. モスピジネスバンク	736	ヴネシュトルグバンク(外国貿易銀行)
		947

[出所] *Ekonomika i Zhizn*, 1998, No. 30, *Finansovaya Rossiya*, 1998, No. 48.

1998.)。このような「95年構造」の形成はそれを指向する銀行や省庁の利害を反映しているという意味で、ロシア金融危機は政治的性格を帯びたものと解することができよう。

Izvestiya, 29 December 1998.) が、その予兆を銀行の行動に読み取ることができる。すでに、98年5月に上位行にあたるトコバンク(Tokobank)は債権者への支払い困難に陥り、中央銀行は一時的管理やライセンス取り上げに着手した。AnimabankとInkasbankは合併を発表し(*Segodnya*, 28 June 1998.), サンクト・ペテルブルグ市でも3銀行が持ち株会社の設立に合意した。また、インペリアルバンク(Imperial bank)も債務不履行となり、資産第2位行のSBS-Agroが一部支払いを滞らせた。危機直前の8月14日SBS-Agroとインコムバンク(Inkombank)は中央銀行から資金供与を受けている(*Russian Economic Trends*, 1998.3, p.39.)。こうして、「95年構造」で肥太った金融機関は98

金融機関と地方は金融危機にどのように対処したのであろうか。

金融危機は98年8月以前に、キリエンコ政府の成立とともに、予測されていた(*Finansovie*

III

金融危機の予兆と結果

年上半期に破綻をきたしていたのである。

一方、地方政府は危機に独自に対応し、そのなかには連邦政府にとって違法行為も含まれていた⁸⁾。金融危機以前でも、地方政府は価格統制や民営化政策、産業政策を打ち出していたが、危機以後、地域の産業政策（例えばケメロボ州）に加え、地域独自の危機回避処方箋が講じられた。例えば、スペルドロフスク州、カリーニングラード州、サハリン州では非常事態が宣言され、スタプロボリ州では地域検疫制度により不足食料品の域外流出が制限された。ボログダ州では食料品販売量の制限、アルハンゲリスク州では食料品と洗剤への価格統制、モスクワ州内の食料品販売の上限、アルタイ地方やハバロフスク地方での連邦予算への納入拒否。ロシアには連邦を構成する89地域があるが、98年8～9月に価格統制を講じた地域数は32（36%）にも及び、独自措置には上記のはかに、地域の銀行・決済制度の形成、地域のアルコール独占、地域の債務見直し、歳出削減、自然独占料金規制、自前の外貨準備の形成、外国への人道支援アピールがある。もっとも、地域の独自性は地域間対立だけに結果したわけではない。沿ボルガ地方ではサマラ、カザン、ニジニノブゴロドなどが都市連合を形成する広域地域再編の動きを見せている（*Nezavisimaya Gazeta*, 3 November 1998.）。

8月17日金融危機は一方で「95年構造」を改革するという側面でポジティブな効果をもつ。「国債ピラミッドの破産と金融・外貨市場で基本的に投機に従事する銀行の破産は金融・商業領域での覚醒の開始を意味する」（N. Shmelev, *Ekonomika i Zhizn*, 1998, No.44.）。しかし、覚醒は速効的なものではなく、政治危機と相まって経済パフォーマンスは悪化した。通貨が増發され、抑えられていたインフレ率は上昇し、ルーブル切り下げは輸入に依存する食料品⁹⁾の値上げを招いた。97年に落ちついたGDPは98年に再び低下し、99年も低下の見込みである。ただし、低下は均質的なものではなかった。89地域中マガダン州など24地域では低下していなかった。地域間格差は広がっている（*Segodnya*, 15 December 1998.）。為替レートは低下し（99年

1月央には1ドル=22ルーブルとわずか5ヵ月間に1/4近く下落した）、財政赤字は改善されていない。最大の問題であった国債は、5%分を貨幣による償還、20%分を期間3年ゼロクーポン債（税未納分に転用できる）、70%分を4～5年の期間の国債への借り換え、5%分を非償還になり、解決したとは言いがたい。また、未払いにたいしては通貨発行に加え、相殺、罰金破棄、市場での負債売却、手形による債務繰延べなどの措置があり、バーターを公式化するための産業決済用通貨の「バータールーブル」の導入や決済機関としての「バーター公社」の設立も提案されている（*Segodnya*, 27 November, 15 December 1998.）。

IV 金融危機後の経済政策と 金融機関の再編

金融危機後のプリマコフ政権は市場移行路線を維持しつつも、国家（政府）介入を強め、安定化を促す処方箋を講じている。IMFとの交渉上、ロシア政府が98年10月に提起した処方箋は「わが国の社会・経済状況の安定化についてのロシア連邦政府および中央銀行の措置について」であった。

プログラムによると、危機は政府の経済政策の失敗および国家管理制度の弱さに起因し、経済を健全化するため国家の役割、国家による中小企業および競争環境創出支援が必要となる¹⁰⁾。そのうえで、5つの措置、①住民の生活条件の正常化、②経済の安定機能条件の形成、③実体経済の回復と発展、④国家の強化が提起されている。①には、生活必需品の輸送料金の引き下げや閑税引き下げなどの生活保証、最低賃金の物価スライド制や賃金・給付保証、薬価格規制や反独占規制などが含まれる。②には、インフレ抑制、変動制の為替レート、外貨の強制売却分の引き上げ（75%に）などの通貨制度安定化措置、銀行の再編措置および再編機関の形成、

国債の再編措置、税率の見直しなどによる予算過程の再編が含まれる。③には、減税による税制の改善¹¹⁾、未払いの再編、投資拡大、保険市場の発展、ロシア開発銀行の設置など企業と市場の機能を正常化させる措置、実体経済の発展を促す関税政策など対外経済政策措置、直接投資誘致措置、経済効率を引き上げ、実体経済への投資を促進する民営化政策が含まれる。概して言えば、国家の経済管理領域を拡張し、実体経済の回復とそのための投資促進政策（産業政策）、住民の生活条件の正常化に焦点があてられている。このうち、ロシア開発銀行は日本の経験をモデルとして経済省の主導で設立され、実体経済への投資、産業政策の実施を目的とする¹²⁾。

危機にたいする処方箋の中心は金融機関の整理と管理にある。国債・株の急激な減価あるいは失効から、銀行資産は縮小し、内外の信用は失墜し、多くの銀行（大規模なものを含め）は危機状態に至った。金融市場での投機行為は限られていたので比較的打撃が小さかった地方銀行にも、中央銀行の支援が必要となった。それゆえ、金融危機後のロシアの銀行はおしなべて政府の支援を欲していた。政府はまず銀行を経営状態によって次のように分類している。①十分な資本を有し、困難な状況にない安定銀行、②金融危機のために問題化したが地域経済にとって必要な銀行、③金融危機以外の要因で問題化した資本喪失銀行、④資本不十分な破産銀行。このうち、①は追加資本と投資家との交渉を、②は資産再評価、リストラ、株の売却を、おこなうことで維持される。他方、③は個別に選別されて、債権者・投資家の手にわたり、④は99年7月までに整理される。それぞれの分類に該当する銀行数は、①862行（56%）、②398行（26%）、③15行（1%）、④275行（18%）で、ドラスチックに銀行の整理が実施される。

銀行を再編するために金融機関再生委員会（Agency for Restructuring of Credit Organizations: ARCO）が創設された。ARCOは資本金100億ルーブルで創設される政府機関で、その支配株は政府（連邦資産基金）に属し、銀行再編に株主として加わる。銀行から取得し

た不良債権を管理し、銀行にたいして破産手続きを進める。ARCO理事会には政府、中央銀行の代表者が参加しており、その活動は3～5年となっている。

危機後、実際には銀行にたいし実施された国家管理は次のようになる。

まず、銀行にたいする国家管理、国有化が実施された。主要な銀行（インコムバンク、メナテブ、モストバンク、SBS-Agro、プロムストロイバンク、モスピジネスバンク）の預金者を保護するために、預金業務が禁じられ、ズベルバンク（貯蓄銀行）に預金が移転された。12の大銀行に監査があり、ロシースキークレジットやメナテブは事業を再編し、SBS-Agroの支配株（75%）は国有となり、Alifaも国有化された。一方、地方では、金融再編のために相次いで企業連合（プール）が形成された。例えば、サンクト・ペテルブルグ市では3プールが形成され、銀行救済の4つの分類のうちの②の事例として市政府が株を取得した。サマラ州でも銀行・決済プールが形成され、州の金融市场安定化が図られている（*Finansovie Izvestiya*, 27 August, 26 November 1998.）。

次いで、大部分の銀行資本が脆弱であるために、銀行は集中化された。モスト、メナテブ、オネクシムバンクといった金融・産業グループを形成する中核銀行でさえ、経営悪化から持ち株会社を形成してロスバンクに合併した。最大株主はオネクシムである。プロムストロイバンクは15行で銀行連合を形成した（*Segodnya*, 17 September 1998.）。さらに、銀行は生き残るためにロビー活動を強めており、例えば、インコムバンクはロシア産業家・企業家連盟と結びついている（*Izvestiya*, 1 December 1998.）。

おわりに

ロシア金融危機は、新興市場経済に共通する国際的な短期資本移動を引き金としている点で

それを容認するIMFの政策スタンスにたいする批判を示唆するが、同時に金融危機の基盤にあるロシア市場構造から、IMF、自由主義にたいする批判はきわめて限定的であることが明らかになる。仮想経済、いんちきの市場経済(Phony Capitalism, G. Yavlinsky, 1998)あるいは疑似市場と呼ばれるロシア経済は資金循環と実体経済の間での乖離が著しく進み、短期国債への傾斜と取引の脱貨幣化が生じた。95年の経済政策と政治動態に反応して経済主体が行動した結果形成された「1995年構造」が金融危機を招いたと言うことができよう。それゆえ、金融危機の芽はすでに危機以前から存し、それが1998年8月17日危機に結実したのである。

金融危機にたいする処方箋は、政府・国家の役割を重視する路線であり、政府介入による金融の安定化が指向されている。しかし、それは国有化に直結するわけではない。政府は銀行を選別して、市場経済の担い手として再生する意向を表している。政府介入の考え方は地方レベルでも採用されており、国家主導型の経済成長経路の指向はロシア全体に共通する考え方と言える。ただし、地域間経済格差は中央と地方の対抗、地方間の対抗を伴う。これにたいし、経済主体もまた危機に対応して行動しあじめている。産業政策型の政府金融にかかわるとともに、金融機関の整理・統合が進み、政府との結びつきも再編されている。

ロシア金融危機は経済主体間の関係を再編して、脱「95年構造」過程に入ったと言えようが、生産・投資の低下に歯止めがかからず、実体経済における投資循環は形成されたとは言いがたい。金融危機は住民預金や資金の喪失を招いたが、それ以上に金融機関・政府の信用・信頼性の失墜は大きく、危機の代償は高価なものになっている。そのうえ、脱「95年構造」過程を支える政治状況と世論はあまりにも不安定である。ポスト・エリツィンをめぐる政党再編はすでに開始しており、権力闘争の感は免れない。また、実質所得の低下と失業増から国民の不安感、政府にたいする不信感はなお大きく、議会、政府が選挙対策から安易にポピュリスト行動を取れば、「95年構造」は温存されよう。それゆえ、脱

「95年構造」はその形成過程と同様に政治構造に大きく依存する。

注

- 1) 本稿は1998年12月19日比較経済体制研究会（関西大学）における研究報告にもとづいている。ロシア金融危機を取り扱ったものとして、佐藤経明（1998）とA. Aslund（1998）がある。
- 2) A. Lyasko, 1998, p.22.地方債の返済不能はサハ共和国、タタールスタンなどに認められる (*Finansovye Izvestiya*, 1 December 1998.)。
- 3) 1994年10月のルーブル大暴落"Black Tuesday"はロシア政府にマクロ安定化政策を採用させるひとつの転機となった。
- 4) N. Shmelev, *Ekonomika i Zhizn*, 1998, No.44.
- 5) V. Morozov, 1998, L. Abalkin, *Ekonomika i Zhizn*, 1998, No.31.
- 6) *Segodnya*, 15 December 1998. V. Morozov (1998, p.27) はバーターが取引の70%を占めると言う。
- 7) このような経済構造はC. G. Gaddy and B. W. Ickes (1998a) により仮想経済 (Virtual Economy) と呼ばれる。
- 8) 非常事態導入にかんする決定は大統領権限であると政府は地方政府を批判した。
- 9) モスクワでは輸入が80~90%を占める食料品がある (*Finansovaya Rossiya*, 1998, N o.47.)。
- 10) 98年9月大統領令により独占禁止政策・企業活動支援省が新設されたことは、プログラムの課題に対応している。
- 11) 減税には、付加価値税の20%から14%, 10%への段階的引き下げ、35%から30%への利潤税の引き下げなどが含まれる。
- 12) ロシア開銀の原資は開発予算（将来600億ルーブル規模であり、うち360億ルーブルは外国政府信用で、残りは外資を含む民営化収入による）と住民の預金からなる (*Izvestiya*, 4 December 1998.)。開銀の設立はゼロからの場合と既存の銀行からの場合の2つの経路が考えられている。

参考文献

- A. Aslund (1998) Russia's Financial Crisis: Causes and Possible Remedies, Post-Soviet Geography and

- Economics, Vol.39, No.6.
- C. G. Gaddy and B. W. Ickes (1998a) Russia's Virtual Economy, Foreign Affairs, Vol.77, No.5.
- C. G. Gaddy and B. W. Ickes (1998b) Why Are Russian Enterprises Not Restructuring?, The World Bank, Transition, Vol.9, No.4, August.
- A. Lyasko (1998) Realization of Stabilization Programme Cannot Overcome Crisis, Voprosy Ekonomiki, No.9.
- V. Morozov (1998) Anatomy of Crisis - "Postponed Inflation" Policies, Voprosy Ekonomiki, No.9.
- A. Nekipelov (1998) The Nature of Russia's Economic Catastrophe - An Alternative Diagnosis, The World Bank, Transition, Vol.9, No.5, October.
- G. Yavlinsky (1998) Russia's Phony Capitalism, Foreign Affairs, Vol.77, No.3.
- 佐藤経明(1998)「何がロシアの経済危機を増幅させたか」『世界』11月号, No.654.
- 溝端佐登史 (1998)「ロシアにおける資本市場と金融再編」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』6月, No.793.
- (みぞばた さとし 所員 京都大学経済研究所)

基礎経済科学研究所編

新世紀市民社会論

—ポスト福祉国家政治への課題—

大月書店 本体価格 2600 円 [46版]

現代資本主義の「自由主義的再編」がグローバルに展開される過程で進む「国家・企業・家族の相対化」の中に、21世紀市民社会を展望する。談合、天下り、政治資金が社会問題化する社会の大局的な変動を、世界各国の動向も比較しながら解明する。

はじめに

(大西広・神谷章生)

I 新世紀市民社会への日本の課題

第1章 「資本主義の自由主義的再編」の時代の市民社会 ◇21世紀市民社会の可能性 (神谷章生)

第2章 ポスト福祉国家政治と市民的自立 (山口 定)

[コラム] 大蔵省・日銀接待の経済学的意味 (鶴田廣巳)

II 企業活動の市民的監視

第3章 企業活動の市民的監視 ◇株主オンブズマンの経験から (森岡孝二)

第4章 政治資金に対する市民的監視 (醍醐 聰)

第5章 従業員=市民による企業自治とその条件 ◇ダールの経済民主主義論を題材として (上田道明)

III 新世紀市民社会への世界的課題

第6章 英国における政府の「説明責任」と特殊法人 (小堀眞裕)

第7章 ロシア・「民主主義」的な社会への挑戦 (新美治一)

第8章 「開発独裁」の終焉と市民社会形成への条件 ◇試行のつづく東南アジア諸国 (和田幸子)

第9章 民族を超える「市民」の可能性 (大西 広)

ご注文は、基礎経済科学研究所まで TEL&FAX 075-255-2450

平成不況に見る循環と構造

平成不況の基本的性格を知るには、10年周期のジュグラー循環と20年周期のクズネツ循环、および戦後の政官業癒着体制が生み出した金融危機という構造的危機の3つの観点が必要である。



IWASHITA Yūshi
岩下 有司

はじめに

最近の日本経済の危機的状況を理解するには、バブルの形成とその崩壊過程を明らかにする必要がある。平成不況の基本的要因は、バブル崩壊による地価と株価、特に地価の暴落により金融機関が天文学的な額の不良債権をかかえこんでしまったことにあるからである。

また、よく調べてみるとこのバブル形成と崩壊には、冷戦体制とその崩壊がかなり重要な役割を果たしていることも明らかになる。

この巨大バブルの形成と崩壊過程を、循環と構造の両面から分析してみよう。その結果、よく使われる過剰投資という概念が、90年代不況においては約10年の周期をもつジュグラー循環のそれではなく、約20年の周期をもつクズネツ循环のものであり、不良債権問題や金融危機

が日本の戦後体制の構造的危機の問題であることが明らかになる¹⁾。

I バブル形成の諸要因

もともと景気循環の繁忙局面においては、多少のバブルが発生するものである。しかし、80年代後半のバブルがあのように巨大なものになったのは、多くの原因があるが、基本的には①1980年をピークにして長期的に金利が下がり続けた上に、88年春には景気が繁忙状態になったにもかかわらず、主としてアメリカの要請により89年5月まで公定歩合2.5%という超低金利政策を続けたこと、②政官業癒着の下で、土地神話と銀行不倒神話が形成されていたことの2要因があげられる。これらの点を少し詳しく見ていく。

(1) レーガンのソ連潰し政策が生み出した日本の内需拡大策

80年代後半の日本において、なぜあのように超低金利政策を続け、内需拡大に邁進したかと言えば、第1にドル暴落を防ぐためアメリカからの強い要請があったためであり、第2に円高による不況対策をこうじたためである。そして、ドル暴落も円高もアメリカの貿易赤字と財政赤字という双子の赤字が原因である。では、なぜ双子の赤字が生じたかと言うと、レーガンがソ連潰しを至上命令として大軍拡に走り、インフレ抑制とソ連の最大の輸出品である金価格暴落を目的として高金利政策をとったからである。高金利に魅せられて各国の資金がアメリカに流入し米国債を購入したためドルが上昇した。当然、貿易赤字は拡大し産業の空洞化が進んだ。他方で大軍拡と減税により財政赤字も拡大した。かくして双子の赤字が生じたのである。したがって、日本の内需拡大と超低金利政策の元々の原因は冷戦体制下でのレーガンのソ連潰しにあると言えるのである。

(2) 政官業癒着

中曾根民活や東京国際金融センター構想などが大々的に推進されていく中で、過剰な資金が土地と株に向けられた。そして、地価と株価の高騰は景気自体をも急回復させ、バブル景気を生みだした。ここでバブル景気というのは、証券会社とか銀行のオフィスや不動産用施設が全国で建設されたり、奢侈品生産の急増のため設備投資までバブル向けが増大し、水膨れしたからである。おそらく地価高騰の全国的広がりから見れば平成バブルの国民経済に対する大きさは、アメリカの1920年代バブルをしのぎ、17世紀オランダのチューリップ恐慌以来ではなかろうか。

それにしても、たとえ超低金利政策があったとは言え、どうしてあのような巨大バブルが生じたのであろうか。日本のバブルというものは地価と株価が正常水準から大きくかけ離れて異常

な水準にまで上昇したことである。それを可能にした何らかの異常な条件があった筈である。例えば、バブル期には、100億円の土地の売買に銀行やノンバンクが120億円もの融資をするようなことがあった。ふつうの感覚では危なくてできないことである。しかし、公定歩合が2.5%で貸出し金利が5%ならば貸せば貸すほど儲かることになる。そのため、銀行やノンバンクは貸出し競争に走っていた。担保にした土地の価格はこれからもどんどん上がるであろう（土地神話）。なぜなら農業団体と政治家の癒着により土地の保有税はきわめて低く、さらに相続税においても優遇されていたので、土地は最良の資産になっていたからである。実際、地価は戦後ほぼ一貫して上昇してきた。もし、地価が下落したら？ そのときは大蔵省が助けてくれる筈である。現に金融・財政に君臨している大蔵は銀行は一行たりとも潰さないと豪語している。その上、わが行は大蔵や日銀の天下りを役員に多数迎えているから倒れる筈がない。

以上で明らかのように、日本のバブルは超低金利政策と政官業癒着体制が2つの軸になってあのように異常なまで巨大化したのである。

しかし、巨大バブルの形成には他のいくつかの要因がかからんでいる。

①円の転換規制が撤廃され、外国で調達された資金が円に転換されて大量に流入した²⁾。

②株価の上昇により大企業はエクイティファイナンスが盛んになって銀行借入を減らしたため資金が過剰になってあふれ出た。

③ME化で先行した日本は、工場のメカトロ化により低価格・高品質の商品を大量生産することができた。そしてVTR、ビデオカメラ、ファクシミリ、CD、カラオケなどの日本発の新製品によって、円高にもかかわらず巨額の貿易黒字を生み出した。

④また、工場のメカトロ化によって熟練工不足を補ったため、熟練工不足と賃金上昇が好況のネックになるのが遅れた。

⑤円高による輸入原材料などの価格の大幅な低下のため、一般的な物価上昇が生じなかった。このため金融引締めが大きく遅れることになった。

⑥大量の外国人労働者の流入があったため、単純労働者の人手不足と賃金上昇によって好況が限界づけられるのが遅れた。

II バブルの限界

しかし、さしもの巨大バブルも89年から90年にかけていくつかの限界につき当たって崩壊することになる。

①まず、土地価格が上昇しすぎて、オフィス用地の場合、採算が取れなくなり実需の面からの壁にぶち当たった。また、住宅地についても住宅購入費が年間所得の7倍以上にもなり、生活が不可能になるほどのローンを組まねばならなくなつて限界に達した。

②株価は89年には株価収益率（PER=株価を1株当たり利益で割ったもの）が70倍に達した（バブル末期と言われる現在のアメリカでも25倍）。そのため、平均配当利回りが0.4%という信じられない低水準になった（現在のアメリカは2%強）。したがつて、値上がり益が得られるならと

もかく、保有しているだけではまったく意味をもたなくなつていて。

③人手不足が極端なまでに進み、過労死が全国的、日常的になって人間的労働の限界につき当たつた。

④89年5月、10月、12月とさすがに日銀が公定歩合を上げ始めた。その一方で利潤率は上昇しなくなつた。

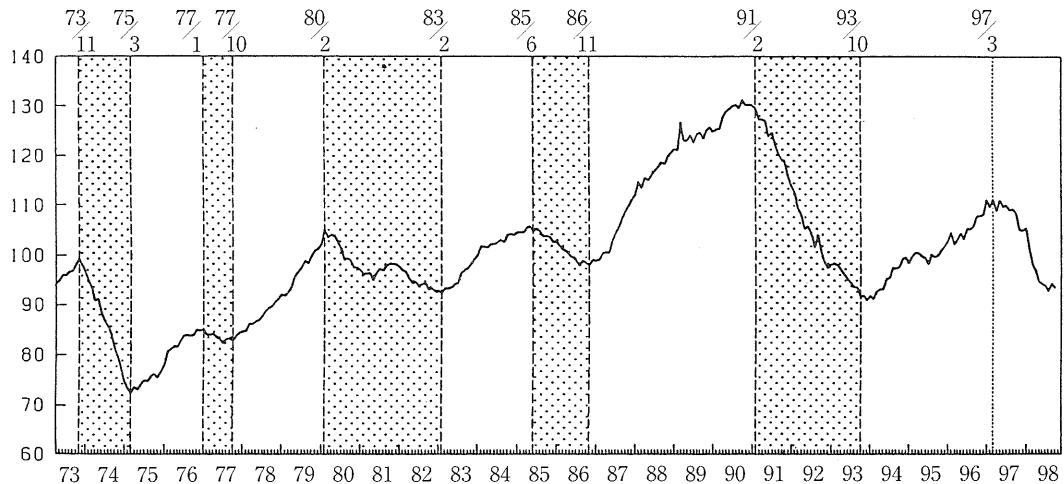
III バブルの崩壊

これまで見てきたように、極限にまで達していたバブル景気は、90年正月明けの株式市場の暴落から崩壊が始まった。この株式市場の暴落はソロモン・ブラザーズ証券の先物指数を利用した金融技術によって引き起こされたが、金融護送船団方式の下にいた日本の証券会社には対抗するすべもなく、赤子の手をひねるようなかたちで日本市場は蹂躪された。

ソロモンの手荒なやり方は、ベルリンの壁が取つ払われるまさに冷戦体制の終焉が開始され

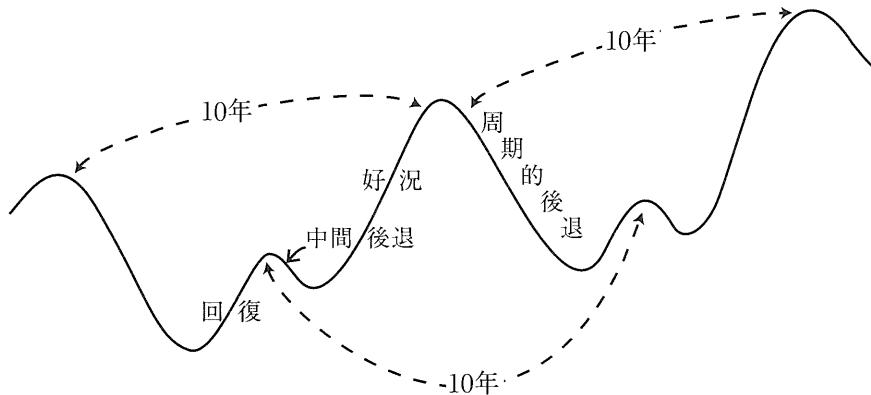
図表1 コンポジット・インデックス（C・I）の一致指数

(1995年 = 100)



(出所) 経済企画庁

図表2 ジュグラー循環の基本パターン



る中で行われた。東西の軍事対決から世界市場での経済競争の時代への転換期であり、アメリカを脅かすまでに巨大化した日本経済から支配権を奪い取るというアメリカの戦略に沿っていた。ソロモンのやり方はアメリカ政府の暗黙の了解を得ていたと考えられる。

このような意味でも、冷戦体制はバブル形成ばかりではなく、バブル崩壊にも大きな影響を与えていたのである。

株式市場の暴落は、円と国債をも急落させて、いわゆるトリプル安を招いた。そして、90年春からは土地総量規制によって不動産融資が規制されたこともあり、しばらくすると地価の下落が始まった。ただ、実体経済のほうはまだ過熱状態が続いていたので、日銀は過熱景気対策と地価抑制のため、また、イラクのクウェート侵入による石油価格の急騰もあって、さらに公定歩合を引き上げた。

このため、さしもの実体経済も90年末にはピークを打ち（公式日付は91年2月）下降を開始した。

結局、引締め→株・円・国債のトリプル安→地価下落→実体経済の悪化という順に進み、さらに不況→輸入減・輸出増→円高→海外投資増・輸入増→物価下方圧力→不況の一層の深刻化→地価・株価下落→不良債権増大というような動きがスパイラル的に進行していった。

IV 90年代不況の基本的性格

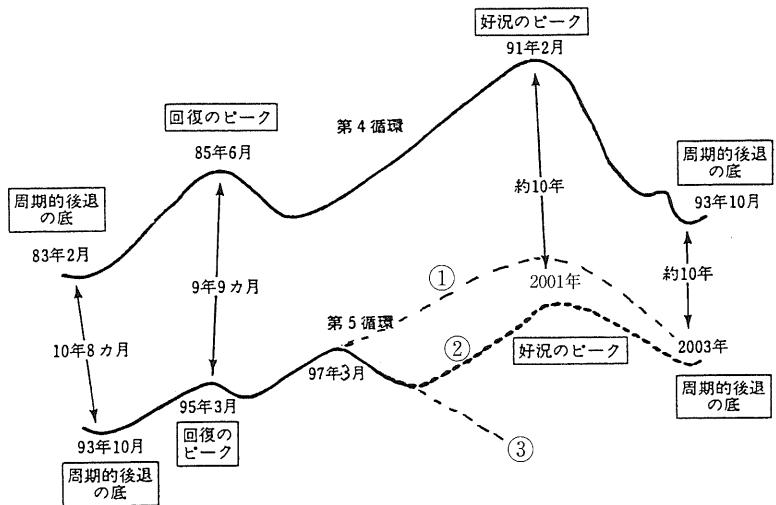
图表1を見ても分かるように、90年代において、景気の強さと方向をあらわす景気指標であるCPI（コンポジット・インデックス）は90年末のピークに戻ることができず、つまり繁栄期を迎えることなく推移してきた。とはいって、次に述べるように低レベルではあるが一定の循環的運動が読みとれる。この図に表れている90年代の動きを循環と構造の両面から理論的に整理してみよう。

(1) ジュグラー循環から見た90年代の景気

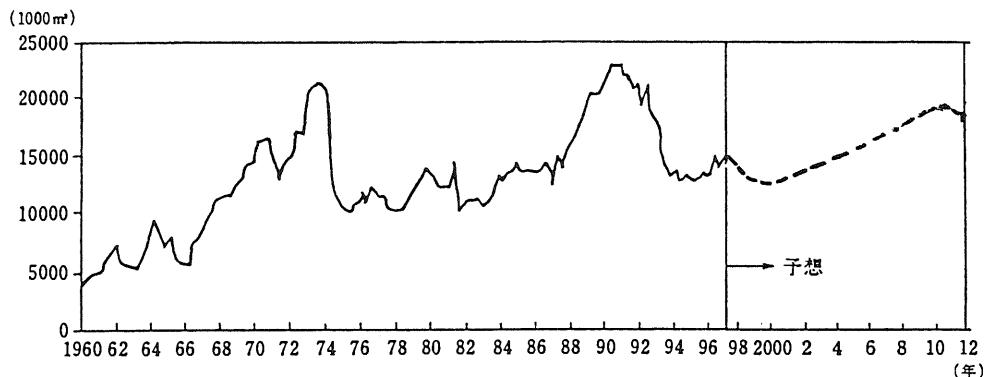
ジュグラー循環というのは約10年（7～13年）の周期をもつ循環のこと、中期循環と言われることもある。ここで詳しく説明するわけにはいかないが、このような周期をもつ循環が生じるのは、設備投資の軸になる様々な機械のうち10年前後で取り替えられるものが一番多く、そのため約10年ごとに更新投資の大きな波がくるからである³⁾。

景気循環の基本的パターンは图表2に示した

図表3 10年周期説から見た最近の景気循環



図表4 建築着工床面積の推移と予想
(鉱工業・商業・サービス)



(出所) 実線部は建設省『建築着工統計』より鷲中雄二氏が作成したもの、『エコノミスト』'98. 1. 13号

ようになっている。ここで注意することは、景気が大底をつけた後の回復期の小さな山と、好況期につける大きな山とは区別する必要があること、また、回復後の比較的軽い後退（中間後退）と好況後の比較的厳しい後退（周期的後退）を区別する必要があるということである。そして、10年周期というのは、回復のピークまでと、好況のピークから次の好況のピークまでが、それぞれ約10年になると

いうことなのである⁴⁾。

図表3を見てみよう。戦後第4番目のジュグラー循環は83年2月の大底から93年10月の大底までの10年8ヶ月である。そして、第5循環は93年10月から始まって実線部分をたどってきた。

ジュグラー循環的に考えれば、91年2月の10年後の2001年前後にピークをつける①のコースがもっとも有力であったが、橋本内閣による9兆円の国民負担増と6兆円の公共投資の削減の

衝撃で97年3月をピークに腰折れてしまったのである。後述するように、第5循環は非常に弱い循環でGDPの3%に当たるマイナス要因に耐えられなかつたのである。

現在、堺屋太一経済企画庁長官を始めとして、何人かの財界人やエコノミストから景気の底入れ発言が相次いでいる。一方でほとんどの民間調査機関や民間エコノミストは99年度も景気は後退すると言っている。もし、底入れがあるならば②のコースをたどることが想定されるが、99年度も後退を続けるとする③のコースは大底が見えてこない。

ジュグラー循環的に見ると、現在②か③かの分岐点に立っているのである。

(2) クズネツ循環から見た90年代の景気

クズネツ循環というのは、成長率や建築活動に見られる20年前後の周期をもつ循環のことである。これには、工場とか商業・サービス用建築物あるいは鉄鋼とか石油化学用の大型装置の耐用年数が短くとも25年、多くは30年を超えるということが関係している。

①好況がしばらく続いて、生産が前のピークを超えてくると、建物が手狭になったり、景気の先行きに対する安心感が生まれてきて、工場、商業用建物とか大型装置に対するいわゆる大型固定資本投資が急増する。そして、それについて設備投資全体も大きくなる。

②好況期に大型固定資本投資が大いに盛り上がった場合、次の循環では、まだまだ若い大型固定資本が多く存在するので、好況期になっても大型固定資本投資はそれほど大きくならない。その次の循環では、先の循環で大型固定資本投資が少なかった分、新規あるいは更新のための大型固定資本投資は大きくなる。

③このようにして、ジュグラー循環の好況期の一つおきにクズネツ循環のピークがくる。そして、ジュグラー循環の好況の間隔が約10年であるから、クズネツ循環の間隔は約20年になる。

このように考えると、80年代後半は大型固定

資本投資が急増し、それについて設備投資全体が急増したので、90年代は設備過剰の時代になり、設備投資は盛り上がりに欠けることになるのである。このように、クズネツ循環から見ると90年代は80年代後半の大型固定資本投資を中心とした過剰投資の後遺症に悩まされる10年なのである。しかし、クズネツ循環の性格からすると、過剰投資の後遺症は10年で消える性格のものである。これが後述する不良債権問題との決定的な違いである。

2000年代最初の10年間はクズネツ循環の上昇期なので、80年代ほどではないにしろ、90年代よりは大型固定資本投資が盛り上がり予想される。(図表4参照)

(3) 構造的危機論から見た90年代不況

90年代の長期停滞基調の原因は、90年代が過剰投資後遺症つまりクズネツ循環の停滞期に当たることが明らかになったが、90年代の停滞をもたらしているさらに大きな要因がある。それは戦後体制の枠組みを作ってきた政官業癒着体制の崩壊という構造的危機の問題である。

それほど多くはないが、経済学者の中にはここでいう構造変化の問題を50~60年周期をもつコンドラchef循環の問題として捉える人たちがいる。つまり、構造変化と見られることも50~60年の周期をもって循環している長期波動として説明できるというものである⁵⁾。私自身はコンドラchef循環の研究の進展は注意深く見ていく必要があると考えているが、それよりも構造とかシステムの大変化として具体的に見ていく方が良いと考えている。

さて、すでに見たように土地と株の価格が異常なまでに高騰した後に、その急落が始まった。日本の金融機関は土地を担保に貸出すのが普通である。しかし、先に上げたバブル期の例で言えば、100億円の土地の売買に120億円の資金を不動産業者に融資した。ところが、その土地が5分の1まで暴落して20億円の価値しかなくなった。そのため、売れば100億円の損が出るという状況が日本中で起きたのである。それでも90年代前半は、まだ、地価はこれほどひどく

下がっていなかったから、不良債権問題についての取り組みはずいぶん甘かった。金を借りた不動産業者も貸した金融機関も地価はもう少し我慢すれば上がるに違いないと考えていた。大蔵省の官僚も最終的には自分たちの手で何とかできると考えていた。そして、銀行が大きな赤字を出すのは大蔵省の責任問題になるということで、損金処理をしようとする銀行を叱責したりしていたのである。

このように、この当時はまだ土地神話と金融護送団方式下での銀行不倒神話にすがっていたので、問題は次々と先送りされていったのである。しかし、現実には地価は下がり続け、大蔵出身の頭取のいる銀行も潰れてしまうような事態になってしまった。そして、戦後体制を支えてきた政官業癒着体制下で長期的に続けられた数々の不正、不法行為が明るみに出始めた。

事態は悪くなるばかりで、地価の暴落によって天文学的な額の不良債権が生み出され、金融危機が生じた。このことからも分かるように、90年代後半の金融危機は、19世紀から20世紀初めにかけての過剰生産恐慌時に起こったような、手形支払いのための貨幣を求めて資金需要が殺到したために起こったのではなく、50年間にもおよぶ政官業癒着体制下で極限までに膨らんだ矛盾が爆発したことから発生している。我々がかかえている不良債権問題とか金融危機というのは周期的恐慌の問題ではなく戦後体制の構造的危機の問題なのである。したがって、土地神話や銀行不倒神話が崩れた後、不良債権問題の解決というのは非常に難しく時間もかかる。さらに、政官業癒着体制が清算されまともな資本主義が生まれるにはもっと長い時間が必要である。

まとめにかえて

資本主義に特有の周期的恐慌は実物面での過

剰投資と貨幣面での金融恐慌の2面性をもつてゐる。90年代不況においても過剰投資や金融危機=不良債権問題について多くが語られている。

しかし、①通常の景気循環ならば、景気後退の間に在庫整理だけでなく中小型機械を中心とした過剰投資の整理は概ね終了する。しかし、91年2月から93年秋までの後退局面においては在庫整理は進んだものの、80年代後半の過剰投資があまりに大きかったため、大型固定資本投資は言うにおよばず、中小型機械の過剰投資の整理もきわめて不十分なものであった。そのため、未整理の膨大な過剰設備が残された。

②大型固定資本投資を中心とした過剰投資と過剰設備の問題は、ジュグラー循環ではなくクズネツ循環で説明すべきものであり、その整理には90年代の10年間が必要である。

③不良債権とか金融危機の問題は、在庫調整とか過剰設備の問題ではなく戦後体制そのものの構造的危機の問題であり、その解決は困難をきわめている。

注

- 1) 岩下有司「バブル景気と90年代不況」『季刊 経済と社会』第13号、時潮社、1998年。
- 同 「2001年、景気循環から見ると明るい」『週刊エコノミスト』創刊75周年記念臨時増刊、毎日新聞社、1998年。
- 2) 宮崎義一『複合不況』中央公論社、1992年。
一ノ瀬篤「バブル初期段階の株価高騰について」『岡山大学経済学会雑誌』第30巻第1号、1998年。
- 3), 4) 岩下『景気循環の経済学——10年周期の解明—』勁草書房、1994年。
同「戦後循環における10年周期論争」『中京大学経済学論叢』第9号、1997年。
- 5) 篠原三代平氏(一橋大学・東京国際大学名誉教授)、藤野正三郎氏(一橋大学名誉教授)、田原昭四氏(東京女子大学講師)、松本和男氏(資本市場フォーラム代表幹事)、鷗中雄二氏(三和総研主席エコノミスト)などのいわゆる複合循環論者がそうである。
(いわした ゆうし 中京大学)

百貨店業界に吹き荒れる リストラの嵐

OCHIAI Shūji
落合 修二

はじめに

長引く消費不況の中で、売り上げ不振に歯止めがかかるず、流通小売業界には今、リストラの嵐が吹き荒れている。

ところで1983年、84年に、百貨店業界は三越や高島屋、大丸などの大手百貨店が経営危機に陥り「百貨店冬の時代」「百貨店構造不況業種論」が呼ばれたことがある。この時各社は経営再建のために不良在庫の処分、間接部門のポスト削減で余った人員の売り場への投入を進めた。また、不採算の関連会社の清算に踏み切ったりもしていたが、その後に始まるバブル景気に浮かれ、構造の抜本的改革をおこなったのが、今次の苦境の大きな原因となっている。

もちろん、バブル崩壊後になって百貨店業界各社は、売上、利益が低迷し、財政が弱りきった状態に陥り、次々と事務の合理化・配置転換・本社機構の改革等のリストラを推し進めるようになって来ている。かつて小売りの王者として君臨した百貨店とはいえ、売上げの右肩上がりが期待できない低成長時代には、業態の限界を露呈し始めることとなる。消費低迷の長期化が避けられない見通しの中、本格的な店舗閉鎖と人的リストラ（人員削減）をせざるをえな

くなっているのである。なかでも東急百貨店が300年以上の歴史を誇る主力店である日本橋店（旧白木屋）を閉鎖・売却し、大丸百貨店が大規模な人的リストラを実施したことは、今次のリストラの規模を象徴するものとなっている。

人員削減にまで及んだ 今回のリストラ

ところで、今次の大不況で脆弱な経営構造の百貨店は、事務の合理化等の小手先の初期的リストラでは、もうどうしようもない状況に追い込まれている。例えば、賃金カット、小規模店舗及び関連会社・海外店の閉鎖等のリストラを実施しても、経営状態は危険と判断、ついに大型主要店舗の閉鎖および人的リストラ（人員削減）をしなければならない状態になる。

そこで、昨年以降の人的リストラと店舗閉鎖を、主要百貨店の具体的例でみると、次のとおりとなる。

○東急百貨店は希望退職制度の導入などで、2002年度までに社員を900人削減し2,300人体制とする。99年東急百貨店日本橋店閉鎖（東京都中央区）。

○高島屋は、2000年末までに600人削減（管理部門を合理化）、98年7月高島屋ロンドン・バンコク支店閉鎖。

- 大丸は45才～59才の社員を対象に300人の人員削減（社員の4%）希望退職を募る。
- 98年2月大丸リヨン支店、12月大丸香港支店（2店）、パリ支店閉鎖。
- 近鉄京都店—従業員110人の削減（社員の14%）

店舗を閉鎖すれば、その店舗で働いていた従業員は必然的に余ってくるわけで、店舗閉鎖と人員削減は相関関係がある。

確かに昨年以前なら、小規模の店舗は閉鎖されても、余剰人員は主要店舗にはほとんどの場合吸収された。なぜなら人を切ることはサービス業である百貨店にとって、マイナスのイメージが強くあり、世間体が悪い。経営者はストア・イメージが重要だと考え、表面だって人を切ることはほとんどしなかったのである。もちろん、希望退職のような制度は導入したが、単に経営者のジェスチャー的なものであり、ほとんど形式的で効果がなかったのである。

しかし、今回の長引く消費不況ではもはや生き残れないと判断、諸経費中の売上高比率の一番高い人件費に手をつけざるをえないと判断するようになっている。ついに、コスト圧縮の最後の聖域、人員にまでリストラの対象が及び、生き残りをかけたなりふり構わぬ労働者いじめが行われようとしているのである。

ここでは以下、A大手百貨店における人員削減のやり方と、その実態について紹介してみたい。

退職させて儲ける アウトプレースメント会社

ところで、このA百貨店が展開したドライで巧妙、かつ計画的・段階的・催眠術的な人的リストラの特徴は、アウトプレースメント会社（以下OP会社）を仲介させたことによってもたらされている。このOP会社とは最近になって少しずつ世間に知られるようになりつつあるものであるが、簡単に言えば「民間ハローワーク（職業紹介業）」。転職が活発な欧米でビジネスマンの再就職をスムーズにする目的で本来は始まったものであるが、日本では人員削減に乗り出す企業がお金を払って利用するケースが急速に拡大している。企業が企業のためにリストラを進める目的で利用するようになっている。その実態は血も涙もない以下のような労働者を食いものとするものとなっている。

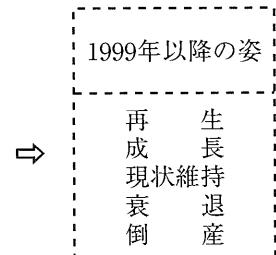
たとえば、このA百貨店での場合でも、OP会社が45歳以上のすべての従業員を対象に各15分程度の「面接」を実施。そして、その「面接」では以下のようない語を全員に内げつける。いわば“人をやめさせる4つのキー・ワード”である。

役に立たない：1. あなたは会社にいらない。
会社のお荷物である。

ポストがない：2. 会社に残ってもあなたのポストがなくなる。

図1 リストラのパターン

パターン	初期段階	中期段階	末期段階
項目	事務の合理化 (本社機構改革)	賃金カット	人的リストラ (人員削減)
	業態変更	小型店舗閉鎖	店舗閉鎖
	配置転換		



- 賃金（給与）：3. 給与も半額になる。
有利な条件：4. いまだったら、有利な条件がつく。

つまり、もし会社に留まつても、次の異動時期にはこのOP会社への出向・転出をさせられ、給料は半分以下で、その後は退職金もでないかも知れないという。そして、こうして誰でも今の条件の方がいいと説得させられ（注：54才退職なら本来の退職金の2倍、57才なら1.5倍、59才なら1.2倍）、退職願いを郵送するか、その場で提出するということになる。まさに警察の取り調べ・催眠的なテクニックである。こうして多くの社員はやめますといつてしまうのである。

こうした見境いなしの退職勧誘にはそれなりの背景がある。というのは、それもそのはずOP会社は、1人辞めさせる毎に平均150万円の報酬を依頼会社から得られるからである。OP会社の担当者が必死なのはこのためである。

もちろん、このOP会社は受け入れたすべての従業員に対してカウンセリングや履歴書の書き方や面接のコツの指導などを10ヶ月程度行なうことになる。これは元の会社との契約にもとづくもので、したがって求職者との契約にもとづき職場を斡旋する一般の人材紹介会社との違いは料金をどこが負担するかという問題だということになる。アウトプレースメントの場合は原則として、依頼会社が負担するという形となり、これまでの企業の総務部、人事部などが受け持っていた仕事を代行しているのだと解釈することができる。

日本における最大手のOP会社は日本ドレーク・ビーム・モリン(DBM、東京港区)であり、82年10月に発足している。この会社は、米大手のドレーク・ビーム・モリンとライセンス契約し、そのノウハウとシステムの活用を売り物にしている。従来、同社の顧客は外資系企業が多くたが、日本企業の人員削減意欲が高まり外資系との比重が逆転する見込み、といわれている。実は、先のA百貨店が利用したのも、このDBM社であり、その時の一人当たり料金150万円は対象者の退職前年収の18%という同社の基本料金から計算されたものである。したがって、

このDBM社はA百貨店のような大企業から委託されればされるほど売上げが伸びるシステムとなっている。

労働者が抵抗できない仕組み

しかし、以上のような45歳以上の全員への「面接」だけですべてのステップが完了するわけではない。最後の切り札、最終面接がさらに待っている。

A百貨店の場合は、最終面接が当初にセレクトされた300名前後に対してのみ実施された。この面接では、OP会社の面接員は約30分の制限時間内に「あなたのキャリアーと能力をもっていたら、どんな会社でも就職できます」とおだてたりする。それもそのはず、その離職させた社員を別会社に再就職させると、今度は就職先の会社からもかなりの斡旋料を得ることができるからである。一石二鳥とはこのことであるが、とはいえたが限られた期限内に再就職できるわけではない。その場合には、結局労働者はうまく退職させられただけということになる。そのため労働者は厳しい選択に迫られることになる。

もちろん、DBM社の担当者は、依頼会社の指示どおり業務を忠実に遂行しているにすぎないが、面接された従業員のなかには、あまりの執拗な態度に「なにもわからない赤の他人から、そこまで侮辱される筋合いはない」と机を思い切り蹴倒し退室した従業員もいたという。会社側の思う壺であり、OP会社担当者にすれば、にっこりノルマ達成である。まだ、幼稚園か小学校に通う子供をもつ従業員が「経済的にやめられません」と言った後でも、さらなる追い落としをかけられ、面接中につい泣き出したという話もある。

こうしてダミー的な人材派遣会社へ出向・転籍させる戦術（テクニック）を会社側は取り入れたのであるが、これが「合法的」であり、そのため組合に通達する必要はないというのがミ

ソである。というのは、法律にふれる「やめろ・やめてください」の言葉は一切使われずに目的が達成されてしまうからである。対象とされた従業員が抵抗できない理由のひとつはここにあるが、かなりの社員が身も心もすたずたにされたのは確かである。このことは『週刊新潮』の昨年12月3日号でも報道されている。

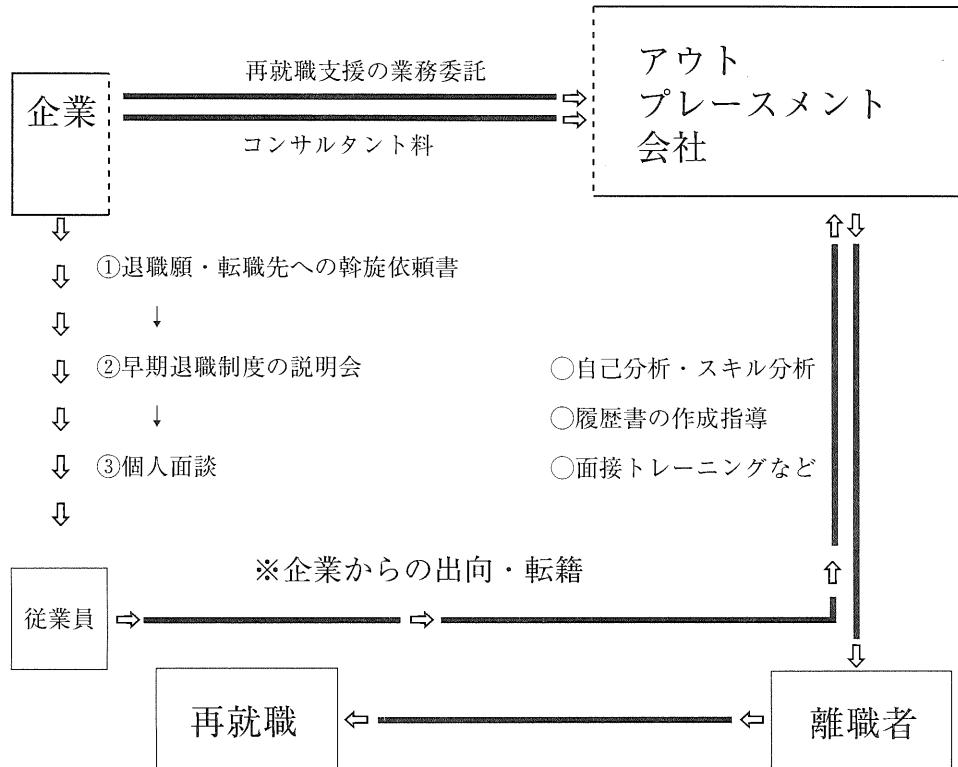
リストラの波動

A百貨店の今回の人員削減リストラでは、昨年11月に締め切った退職「希望」者が目標の300名を大きく上回り746名に達することとなった。社員の10%以上に及ぶ退職者数に驚きの声をあ

げる同業者も多いが、「A百貨店のような思い切った手は株式市場では評価されるかもしれないが、最後の手段」と暗にA社の人員削減の方法を批判する他社社長も出てきている(『週刊ダイヤモンド』12月19日号)。この退職者の中には、会社として必要かつ将来をになって立つ人材も多く含まれていると思われる。最初の個人面談でも、45才以上の全員に対して、機械的・無機的な言葉を繰り返すのみであり、従業員の意欲を高めるような夢のある将来ビジョンは何も提示されなかったと聞く。それでは、優秀な従業員であっても働く意欲を失い、退職するのは当然かもしれない。

ある流通小売業の経営者は、売上高に影響する要因として3つの「気」をとりあげる。3つの気は天気・景気・やる気である。そのうち天気と景気は自分たちの力ではどうしようもない部分で、変えることができないが、「やる気」だ

図2 アウトプレースメントの仕組み



(資料)『日経流通新聞』10月3日付けより作成

けは自分たちの力で高揚でき、売上を伸ばすことができるという。つまり従業員の一人一人のやる気・意欲で売上高を伸ばすことができる、それが、経営者の手腕であるということである。

ある意味においては、終身雇用制や年功賃金制度は、従業員が安心して働く条件を作り上げ、組織のメンバーが仕事に没頭し、全力投球でき、やる気・意欲を出させるベースであった。この2つの制度が戦後の高度成長を支えてきた日本の経営の特徴とされ、従業員の働く意欲を持続させ、多くの企業が業績を伸ばした原動力とも言われてきた。

しかしながら、このリストラで会社への忠誠心のささえでもあった終身雇用のわくが取り払われ、生活保障的年功賃金制度も崩れる。これからは、年功的要素を極力排除し、職務・成果重視を明確にし、能力給・成果給が導入される方向に軌道修正されていくだろう。さらに、従業員の雇用確保をバックアップしてきたはずの労働組合が、このリストラのやり方に対しての従業員のクレームを、ほとんど聞き入れなかつたことに多くの退職者が不満をもったとも聞く。本来労働者の頼みの綱であるべき労働組合が、協調組合とされていることで、組合員の雇用確保についても何もできないということが、このリストラ劇で浮き彫りになったのである。

ある従業員は「(人をやめさせるための)4つのキーワード(前述)はのしをつけて経営者にこそ贈呈したい」といった。現時点で、経営を悪化させ成果がでていないことの責任はまず最初に経営者にあるのではないか。彼等が会社に残り、労働者だけがその尻拭いをさせられようとしているのである。

おわりに

こうした人的リストラの方法は、すでにメーカーなど他業種ではすでに導入されていたものである。しかし、流通業の百貨店がこれを実施

したことは、経営上必要不可欠な手段であったのか、少し時間をまたなければ結論はでない。とはいえ、A百貨店の目標を大幅に越えた「人員削減の成功」は、他の百貨店にも波及することだろう。

この最後の聖域である人員のリストラで、百貨店は本来の意味の再構築(リストラクチャー)をした後に、生まれ変り成長するものなのか、あるいは現状維持ないし衰退から倒産への道を歩むのかは、今後の経営者の才覚による。

変化の激しい日本経済にあって、いくつかの荒波にもまれながら、大きくその姿を変えながらも、100年近くの間発展を続けてきた日本の百貨店は、文字通り近代日本の小売業の成長そのものであった。この時期にこそそれまでの戦後日本が復興した日本の経営のノウハウのよさを思い出すべきである。

効率・成果のみを追求する米国経営方式は人の面を考えない。米国から導入されたアウトプレースメント企業のやり方は、日本人としてちょっと違うと感じる。

日本式の経営ノウハウの神髄は人を大切にすることであったはずである。真のリストラクチャー(再構築)には、人の温もりをベースにしたもののがなければならないというのが筆者の考え方である。

しかも、従業員こそ、その百貨店の真の顧客であり、ボランティア的広報部員で、その家族も親戚もしかりである。この従業員ファミリーの組織力・結束力こそが、不況に立ち向かうに必要な要素である。人を生かしきれない、ないがしろにする会社に明日の成長はないというのが筆者の感じ方である。

参考文献

- 日経流通新聞編『百貨店が危ない』日本経済新聞社,
1994年
小山周三『現代の百貨店』日本経済新聞社、日経文庫,
1997年
山下高之『日本の経営の展開』法律文化社、1991年
『プレジデント』プレジデント社、1998年12月号
『アエラ』朝日新聞社、1998年12月7月号
(おちあい しゅうじ 流通労働者)

世界大恐慌論の問題点

MASUDA Kazuo

増田 和夫

はじめに

本稿の目的は、世界大恐慌（1929－1939）に関する諸論を整理・検討することで、既存の議論のもつ問題点を指摘し、世界大恐慌の教訓を、現在進行中の平成恐慌の理解と、来るべき世界恐慌を回避するために活用する方向の確定にある。

問題そのものの守備範囲が極端に広く、大恐慌に関する諸論の蓄積も深いために、問題解決に特有の困難はあるが、現在指摘できる範囲で、有用な判断を行う事に多少なりとも意味があると考えた。本稿はさらに、大恐慌研究の文献案内をも兼ねている点にご注意いただきたい。

I 大恐慌の実態と原因

大恐慌の実像にせまった著作として、次の文献がある。アレン『オンリー・イエスタディー——1920年代のアメリカ——』は、ジャーナリズムの手によるものであるものであり、当時の

バブル崩壊の姿をあますところなく描き出している。シャノン『大恐慌』ケセジュ文庫は、特に、株式バブル崩壊後の深化する大恐慌の実態を、広範な資料と視点によって抉り出している秀作である。そのほかに、ジョン・A・ギャランティ『世界恐慌——前兆から結末まで』TBSブリタニカ、G・トマス／M・モーガンウイツ『ウォール街の崩壊』（上・下）講談社学術文庫、ガルブレイス『ガルブレイスの大恐慌』徳間文庫。などが読まれるべきであろう。キンドルバーガー『大不況下の世界 1929－1939』東京大学出版会は、大恐慌の10年間の激動過程を丹念に描き出しているだけでなく、金融経済・世界経済と大恐慌の関連を、理論的にも整理しており、必読書の一つであろう。メンデリソン『統・恐慌の理論と歴史』（上・下）青木書店はマルクス経済学からの接近として落とす事のできない作品である。また、林敏彦『大恐慌のアメリカ』岩波新書も読みやすさの点で優れた作品である。

その他、特に注目すべき作品として、経済史家の目からみた大恐慌論として、のちに、くわしく検討する、ミッセル・ボーの著作や、マイケル・A・バーンスタイン『アメリカ大不況——歴史的経験と今日的意味——』サイマル出版会が注目される。特にバーンスタインの作品は、長期波動論を視野に入れながらの、産業間の長期的不均衡問題を論じており貴重な貢献といえる。

世界大恐慌は、1929年10月の株式恐慌によっ

て火ぶたが切られ、1930年代に繰り返す銀行恐慌と累積的に進行する産業恐慌。これらの帰結としての貨幣（為替）恐慌による金為替本位制の崩壊をもって沈静化した。この恐慌の「原因」をめぐる論争は複雑をきわめており、すっきりとした軸点をもって整理することはとても困難である。まずもっともポピュラーなものとしてガルブレイスの見解をみよう。ガルブレイスは大恐慌の原因を①所得の悪分配。②悪しき会社組織。③悪しき銀行組織。④対外収支の疑わしい状態。⑤経済的知性の貧弱な状態。という5点に分析する。ここには、生産、分配、国際関係、政策という視点からの問題が列挙されており、一応、大まかにでも、大恐慌の原因を網羅しているといえる。問題は、これらの要因がどのように絡まりあって、大恐慌は「なぜ、それほど広く…深くなり、かつそれほど長く続いたか」（キンドルバーガー）を解明することにあるとして論争は継続し、現在に至っている。

筆者（＝増田）は、この大恐慌原因説について、それが「金融恐慌」（貨幣資本破壊）を重視するか「デフレーション」（現実資本破壊）を重視するかという、大きな区別が可能であると考えている。そして、どちらも「資本の価値破壊」すなわち恐慌の一形態という意味では、恐慌の形態分析。すなわち、ワールドワイドな恐慌としての＜世界市場恐慌＞という視点から問題が整理される必要があること。また「デフレーション」と「金融恐慌」の絡み合いの分析としては、それらの恐慌の諸契機を、体内に一体化されて体系的な位置づけをおこなう理論的ベース＜利潤率低下法則＞の理解が必要不可欠と考えている。この点をさらにクリアにするために、大恐慌原因論の最近の成果を題材としながら分析を進めてみよう。

侘美光彦『世界大恐慌の分析』有斐閣（1988）は、大恐慌の原因に関するこれまでの議論を3類型に分類している。①各種の経済循環（長期波動など）の複合したもの。シュンペーター『景気循環論』有斐閣など。②アメリカ経済構造の変質（寡占構造、所得の不平等化など）。シュタインドル『アメリカ資本主義の成熟と停滞』日本評論社、テミン『大恐慌の教訓』など。③

国際金融市场および国際決済機構や連邦準備制度の欠陥。キンドルバーガー、Friedman/Schwartz, *Monetary History of the United States, 1987-1934*, 1963など。

侘美はこれらの議論が「重大な欠陥」を持つと主張している。第一は、大恐慌が株式恐慌・産業恐慌・農業恐慌・銀行恐慌という各種の恐慌現象が「特殊に関連し複合しあつた恐慌」である点を無視していること。第二に、「恐慌を景気循環の必然的環の一つとして認識する視点の欠如」である。侘美自身はこの問題をどのようにクリアしているだろうか。

侘美は、大恐慌が「世界恐慌」である点に注目する。侘美の大著『世界大恐慌』御茶の水書房（1994）では「アメリカにおける大恐慌の発生と世界多角決済機構の崩壊とが結合して、史上例をみない世界大恐慌になった」（p.938）大恐慌は「なんども繰り返し発生し、資本主義経済の存続を媒介したような循環性恐慌ではなく、放っておけば各国の資本主義経済の存続を、したがって世界資本主義経済の存続をも脅かす、歴史的大恐慌にほかならなかった」。なぜ、＜循環性恐慌＞は＜非循環性恐慌＞に変身したのかという問い合わせに答えるためには「①アメリカ恐慌および②世界多角決済機構崩壊の基本的原因を追求し、同時にその両者を統合的に分析しなければならない」（p. 938）という。その結論として出てくるのが、「アメリカ恐慌を貫くもっとも基本的原因は、価格機構の硬直化にあった。」（p.940）という独特な見解である。ここまで来て、問題に思えるのは、この結論と先に侘美が示した先行研究の2つの乗り越えのための視点との関連である。まず、アメリカ恐慌の原因を価格硬直性に求める見解は、「産業恐慌」からのみの視点であるという点、そして多角決済機構の崩壊も、そのものとしては再建金本位制の崩壊という形で現象した国際的「信用恐慌」ということになる。

また＜非循環性恐慌＞という見方も、景気循環の頂点としての「恐慌」という視点とそぐわないように思われる。循環性恐慌：短期的な市場の回復とは異なる、恐慌の累積的悪化現象、「不均衡化促進的市場機構」（p.938）という、世

界大恐慌の根本原因を「市場機能の変質」(p.937)に求める見解は、侘美の通説批判である景気循環視点のネグレクトという問題設定にそのまま抵触するのではないだろうか。

侘美の視点（世界恐慌および複合恐慌と景気循環）を本当に生かすためには、先に少しふれたように、まず、「世界恐慌」を理論的にどのように把握するかという点については、マルクスによる世界市場恐慌という考え方を援用すること。また、「各種恐慌」の複合的分析についても、マルクスの見解が参考になるのではないかということ。この両者については、久留間鮫造編『マルクス経済学レキシコン⑧』恐慌Ⅲ、が詳しい。また恐慌を頂点とする景気循環論としては、これまた、マルクスの〈利潤率の傾向的低下論〉を活用するということである。

II 世界市場恐慌

マルクスは恐慌を次のように説明する。「恐慌とは、独立した諸契機のあいだの統一の強力的な回復であり、また、本質的には一つのものである諸契機の強力的な独立化である。」(GRII, S.694) 貨幣が媒介する販売と購買の間の分離は、世界市場においては、商品や資本の輸出や輸入として現れてくる。世界的な信用の連鎖によって、この両者の不一致は、覆い隠されてゆく。しかし「恐慌は相互に独立した諸契機の統一を明示する」(GRII, S.676) のであるから、この不一致の隠蔽は、どこかで恐慌として爆発し、均衡化されねばならない。「過剰輸出」と「過剰輸入」が明らかになり恐慌が爆発する。しかし、この過剰を生み出す原因は何なのだろうか。レキシコンでは、この根本的原因が生産過程に見出されている。機械制大工業の展開が、「世界市場」を自己の制限とし、かつその「世界市場」をみずから生み出そうという活動であることが示されている。

「大工業に照応する一般的な生産諸条件が形成さ

れるや、この経営様式は、原料と購買市場とにおいてのみ制限を見出すところの、一つの弾力性を、突發的で飛躍的な拡張能力を獲得する。……機械生産物の安価と変革された運輸交通機関とは、外国貿易征服のための武器である。……外國市場（の奪取）……国際貿易の創出」(KI, S.474-5)

大工業の弾力性・突發性から生み出され、またその実現（条件）および制限としての「世界市場」から産業循環の運動が展開するというのがマルクスの論旨である。「世界市場」は制限の側面からでしかとらえられていなかった。大工業の突發的な生産力増大は、「世界市場」を生み出す深部の原因である。

また、拡大する生産は、再生産の条件に適合する（高度化する不变資本の実現と再投資を満たす）市場の創出を必要とする。再生産の均衡条件は、国内経済の枠組みを越えてゆく。ここに商品輸出、資本輸出が増大する条件がある。資本は、自己の生み出した「世界市場」の制限に衝突しながら「恐慌」を引き起こし、価値減価を繰り返しながら、そのことによって、新たな剩余価値生産条件を整備しながら（減価した生産手段と過剰な労働力を結合させて）、さらに拡大する「世界市場」を創りあげていく。

マルクスは「個々の国々を構成部分とする世界市場」(KI, S.584)と述べているが、ここでも、本来一つのものに結び付けられた「世界市場」が暴力的に解体され、ばらばらにされる過程が〈世界市場恐慌〉である。

マルクスは「世界市場恐慌は、ブルジョア的経済のあらゆる矛盾の現実的総括および強力的調整として理解」(GRII, S.689)と論じている。資本制のあらゆる矛盾の〈爆発〉と〈調整〉、これが「世界市場恐慌」である。(世界市場恐慌という観点から研究された文献として、ヴァルガ『世界経済恐慌史』慶應書房、『現代資本主義と経済恐慌』岩崎学術出版社がある。)

産業循環の頂点現象としての「世界市場恐慌」は、利潤率の運動に明瞭に現れる。機械制の発展は、蓄積の進展につれて、生産力を増大させ、生きた労働を相対的に縮減することによって〈利潤率低下の傾向〉を生み出す。「外国貿易」

は、<利潤率低下の傾向>を阻止する、有力要因である。「外国貿易」は、その端緒では、輸入国・輸出国双方の国民利潤率を増加させるよう作用する。しかし、利益の上がる部門での競争が促進され、過剰生産が顕わになりはじめると、利潤率を低下させる要因が強く作用するようになる。この利潤率低下傾向を最終的に押しとどめるのが世界市場恐慌による資本破壊である。

III 世界市場恐慌としての大恐慌

歴史家のミッシェル・ボー『資本主義の世界史』(藤原書店)は大恐慌の深部の原因を追求している。不安定性の支配する世界市場において対照的だったのが、自動車・電気・化学などの近代工業の確立を基礎にした、アメリカ経済の飛躍的発展である。この発展は、第一次大戦の戦争債権120億ドルによるところも大きかったといわれている。1920年代にカナダ・中南米がアメリカの資本投資の主要地域となった。

この時期この地域の労働者の状態と、新たな産業組織における搾取の構造の高度化についてボーは次のようにいう「アメリカの労働人口は、戦時中の1000万人から20年に1300万人となるが、30年には1400万人と伸び悩んでいる。」この理由はどうしてだろうか。移民の抑制という問題ももちろんあるが、それ以上に、労働組織の変化が重大であった。「1913年から1919年にかけて、実質賃金は下落した。そして、8時間労働制の原則がたてられたとしても、全般化するには程遠かった。計画と実行を分離する泰ラー方式の労働組織と数々の差別出来高賃金の報酬システムが、作業テンポを強化した。」(p.260) この期間進んだのは、泰ラーシステム導入による熟練の解体と、生産性の上昇による相対的な雇用の圧縮であった。慢性的な失業が生み出される不安が拡大したが、このことが、人口の増加率にきわめて否定的な役割をはたした。

これらの悲観主義は、組合運動をも弱体化さ

せ、労働側は、工場の中へ徹底的に押し込められることになる。大恐慌の最大の原因ともいわれる「消費需要の減退」も、このような労働過程での、予想外の資本家の勝利に由来するというの皮肉な話である。

労働過程の変化に急かされて、1920年代を通じた企業合同の嵐、集積・集中が荒れ狂った。「エネルギーの電力への転換」や「製品スタイルの標準化」は、さらに社会的な規模で泰ラーシステムを確立させた。ボーはさらに、この泰ラーシステムを自動化させたフォードシステムに注目していく。

「フォーディズムとともに導入されたのは、単に新しい労働組織方法だけではない。同一の運動において二つの内容をもった新モデルも生まれた。一つは資本主義的商品生産の新モデルで、労働者階級の一部には高い賃金を支払い、大量生産と合理化によって生産性を著しく上昇させたモデルである。もう一つは、こうして創られた価値の実現の新モデルである。これは中産階級並みの消費水準を一部の労働者階級にまで拡大していく」(p.263)。

つづけてボーは、このフォード・システムの問題点を洗い出していく。まず「離職率が高く適応度が低いため、1名の正規労働者を確保するため、10名を雇わないといけなかった(単純労働のため、訓練期間は1,2週間ですむ)。」このため、出てきたのが、高賃金・短時間・高能率管理であった。T型フォード(1927年まで生産)の基礎価格は、1950ドルから290ドルまで低下し、上層の労働者層までを市場の対象とするまでになっていた。しかし、フォードの高賃金モデルは、単に生産性上昇のためのモデルではなく、実は、労務管理の発展された手段であった点をボーは見逃していない。「フォードにとってこれは単に規律ある忠実な労働者を確保することだけが目的ではなかった。まず、労働者階級の仲間の間に割れ目をつくって分裂させ、フォード社と他社との間に垣根をつくり、<フォード社の身内>の内部にも、一日5ドル享受できる人といまだそれにあずかることができない人々との間に、差別のミゾを広げることをねらったからである。次の人々にはファイブ・ダ

ラーズ・デイの資格を与えなかった。」「入社6月以内の工員」「25歳以下の若い工員」「女性」。「そのうえ、<清潔さと節度>、タバコを吸わない、酒を飲まない、賭け事をしない、バーに足しげくかよわない、といった良俗が必要であった。このようにファイブ・ダラーズ・デイといふのは一つの労務管理の道具であり、いわば「訓練」の一方式にほかならなかった。だが、それは同時に、これらの「善良な労働者」に対して「消費の正しい水準」(したがってフォード工場の製品の販路を確保すること)を提供し、「すばらしい子供」(将来の労働力)をつくれるようにな…」(p.265)

ボーの説をこのように見ると、世界市場恐慌を生み出す深部の原因として、2つのことが理解される。第一には、一般的に指摘されることで、フォーディズムによって生み出された剩余労働を実現するには、国内消費が狭隘であるという点。これは、レギュラシオン学派(アグリエッタ『資本主義のレギュラシオン理論』(大村書店))が「競争的レギュラシオン」として説明している問題である。しかし、アグリエッタはフォーディズムが、労務管理のための「差別の体系」である点を強調してはいない。このことは、戦前のフォーディズムが一時期は目をみはる成果をあげた点を過小評価することになるだろう。そこから、その成功ゆえに生じた、大恐慌(かれらは「大危機」とか「大不況」とか呼んでいるが)の位置がネグレクトされる結果となる。

第二に、この点がさらに重要なのが、さきに見たマルクスの「世界市場恐慌」論からすると、資本が自己の市場としての「世界市場」をみずから生み出すことに関わる問題である。フォーディズムという新たな生産体制の勃興による、生産の突発的な膨張力を実現させる「世界市場」を何故、戦前においては生み出し得なかつたのか?という問題である。

「世界市場恐慌」論からすると、「世界市場」の創造は、他国における同様な生産体制の確立を条件としており、これが、どうして不可能であったのかということは、問題すら、いま立てられたばかりの未解決な課題である。しかし、

ここに大恐慌のもっとも奥深い原因の一つがあることは疑いないであろう。本稿でもこの問題は、残念ながら問題提起に終わっている。

IV 大恐慌の深化・拡大要因

柴田徳太郎『大恐慌と現代資本主義』東洋経済は、景気後退が激しくかつ、長期的なものとなつた原因を二点にわけて整理している。

第一に金融的要因であり、「負債が急増した部門あるいは負債依存度が高い部門(不動産抵当債務者、株式投資家、金融会社、州地方政府、鉄道産業、農業部門、外国部門など)では、保有資産価値の下落により「負債デフレ」が発生」「これらの部門では『借り手リスク』が増大し資金調達条件が悪化したため、投資と消費需要が減退した。『負債デフレ』の進行は同時に銀行部門の不良債権増大をもたらし、銀行恐慌の原因となった。」「銀行恐慌の波及と銀行部門の機能低下は景気後退を促進し、景気回復を阻害する要因になった。」第二に、国際的要因であり、ブーム後の「激しい景気後退は、対外ドル供給の縮小を通じて世界恐慌と再建金本位制の崩壊を引き起したが、逆に世界恐慌と再建金本位制崩壊はアメリカ経済に反作用を及ぼし、アメリカの恐慌を悪化させ長引かせるのに貢献した。」反作用の第一の経路は「商品輸出の減退」。第二の経路「ドルへの取付」である。「ドルへの取付による対外金流出は、アメリカの通貨当局が金本位制を守るために金融引き締め政策を採用し、財政当局も連邦財政赤字の削減を図つたために、アメリカの銀行恐慌を悪化させ景気回復を阻害する要因となった。」(p.191)

負債デフレーションを、大恐慌の深化要因として強調する見解は、フィシャーの債務デフレ論("The Debt-Deflation Theory of Great Depressions", Econometrica 1 (Oct 1933) 以来多数存在する。(ミンスキ『投資と金融——資本主義経済の不安定性』日本経済評論社, 『金融

不 安 定 性 の 経 濟 学 —— 歴 史 ・ 理 論 ・ 政 策 ——
多賀出版、ウォルフソン『金融恐慌——戦後アメリカの経験』日本経済評論社など)。現在の世界的な信用収縮の嵐を説明するためにも珍重されている(侘美光彦(1998)『「大恐慌型」不況』講談社)。

この負債デフレーションは、金融危機と同一視されていることもあるが、明確に定義すれば、「資本の価値破壊」の一契機ということである。資本の価値破壊は、資本の過剰生産の帰結であるが、一方では、その過剰の整理によって、利潤率を回復させる作用もある。

この意味では、大恐慌を長期化させた要因として、現実資本の蓄積過程においては、利潤率を十分に回復させるような「価値破壊」が、1930年代に十分に進まなかった原因は何故か、問われる必要がある。この問題については、シユタインドルの独占停滞説をはじめとして、玉野井芳郎編著『大恐慌の研究——1920年代アメリカ経済の繁栄とその崩壊』東京大学出版会、吉富勝『アメリカの大恐慌』日本評論社、など重厚な研究が積み上げられている。これに対して、貨幣資本の蓄積過程で生じる価値破壊については、「金融恐慌」という論点から接近する見解(キンドルバーガー『金融恐慌は再来するか』日本経済新聞社、フェルドシュタイン編『金融危機——金融恐慌はくるか——』東洋経済新報社)などはあるものの、それを、他の恐慌形態(農業恐慌・産業恐慌・株式恐慌など)と絡ませて分析しうる枠組みが意識されてきたとはいがたい。

マルクスは、利潤率低下法則に反対に作用する要因として、いくつかの契機をあげているが、そのなかに「株式資本の増加」と「外国貿易」という項目がある。マルクス自身十分分析しているわけではないが、株式資本の増大は、そのものとして、一般的利潤率の決定に参加しないにもかかわらず、資本設備を増強させ、生産性を増大させることによって利潤率にプラスに働くことを強調している。また、株式市場の騰貴は、その資産効果によって、対外市場の拡大と同様な効用を、生産物の販路として生み出だすだろう。株式市場の崩壊は、販路の急激な収縮は

生み出すものの、直接には利潤率を規定する要因に作用しない。しかし、この貨幣資本の急激な価値破壊の結果としての債務の増大が、長期的に更新投資をも減退させ、対外貿易を縮小させることによって、国内の雇用を大幅に削減させ、間接的に利潤率の低下を累進的に進める結果となる。先にみた現実資本の蓄積過程は、資本価値の破壊が進まないことによる利潤率低下阻止システムの麻痺現象であったが、貨幣資本の蓄積過程においては、資本価値の劇的な破壊が、利潤率阻止システムを機能停止に陥れた。このような、二重の利潤率低下阻止メカニズムの機能麻痺によって、大恐慌は、未曾有の大危機に至ったのである。

もう一度、先にみた世界市場恐慌論に帰って議論を整理しておこう。大恐慌が発生した、根本原因是、当時の中心的な産業国家であったアメリカが、自己の生産システムに見合った「世界市場」(その意味で、世界の生産システムの革新)を自ら生み出せなかったことである。その結果、利潤率低下阻止システムが二重の意味で破壊され、激烈でかつ長期的な恐慌を生み出すに至ったということである。

おわりに

以上の結論を現代の世界市場恐慌に応用するすれば、どんなことがいえるだろうか。まず、今日においても世界最大の産業国家であるアメリカは、あらたな情報化を基軸とする生産体制に見合った「世界市場」を、現在、世界に構築しえているだろうか。また、今日における、現実資本の減価と貨幣資本の増価という、利潤率低下阻止システムは、どのように評価されるべきだろうか。このように「問い合わせ」立てることによって始めて、1930年代の世界大恐慌の教訓を真に現代の恐慌理解に役立てることができるのでないだろうか。アメリカは1980年代後半から1990年代初頭にかけての、S&Lの破

綻などから生じた不良債権問題を、一方では、貨幣資本蓄積の狩り場を、日本のバブル経済に求めるこことによって。他方では、その日本におけるバブル崩壊過程での資本フライ特を巧みにアメリカ本国に誘導することによって乗り切った。今、日本のバブル崩壊から始まり、アジアの金融危機を経て、ロシア・東欧の第二のクラッシュを経由、中南米危機として、アメリカ本土に真近に迫った大規模な「崩壊（大恐慌）」を回避する手段として、再度、日本を利用しようと狙っている点を特に明記しておく必要があろう。なぞの投資家、ジョージ・ソロスは、世界中で一斉に発売した『グローバル資本主義の危機』（日本経済新聞社）のなかで、日銀の国債引

き受けによる超インフレ政策を示唆している。この施策はたしかに、70年前の世界大恐慌の恐怖再来を阻止する妙案であるのかもしれないが、この政策が生み出す日本国民の苦しみは、先のバブル経済が産み落とした被害とは、比べ物にならないほど重大なものとならないだろうか。このような焦眉の問題の解決のためにも、大恐慌の真摯な研究がこれからも続けられることを大いに期待したい。

*本稿は紙数の都合により注部分を完全に割愛せざるを得なかった。注を含む完全版は増田のホームページ。<http://www.bekkoame.or.jp/~maspy/world.html>に張付けてある。

（まだ かずお 所員）

基礎研だより

東海（岐阜）に基礎研支部を結成

岐阜周辺在住の所員有志によって、この地域に基礎研運動を立ち上げようと話し合いを重ねてきましたが、1998年10月18日ついに結成準備会が岐阜市民会館にて開催されました。基礎研創立30周年にあたる年に、地方での基礎研運動の拠点とも言うべき支部の誕生は、30年の歴史に花を添えるにふさわしい快挙であります。

設立準備会のみなさんの共通の問題意識は、第1に地域で果たせる基礎研の役割は何か、第2に所員・所友の互いの異分野交流を通して発達は可能かということでありました。

当日、基礎研本部から参加した私を含め11名が参集しました。司会をされた中井健一さん（岐阜大学）は、基礎研が地域社会において何か役立つことはできないか問い合わせてきた、そして第一回の共同研究会に漕ぎつけたと開会宣言されました。自己紹介のあと3氏によって報告が行なわれました。

報告1.『北欧におけるスロイド教育の現状——留学体験をもとに——』横山悦生氏（岐阜大）
報告2.『企業統治の国際比較——日欧比較を中心について』小西豊氏（岐阜大）

報告3.『社会福祉ビッグバン——介護保険の光と陰——』中井健一氏（岐阜大）
報告が終って討論に入りましたが、会場での時間

が少なかったため懇親会に引き継ぎ、近くの台湾料理屋でなごやかな話し合いとなりました。

ちなみに参加者は岐阜大3名、岐阜経大4名、岐阜大2回生1名、労働者所員・所友各1名であります。第一回の研究会ではありましたが、研究者所員を軸に、学生、労働者所員が集まり、共同研究が岐阜地方で誕生を見たことはまことに意義の大きいものがあります。

無理のない形で永続させる構えで第二回の研究会を12月20日に設定、今後本部も協力して東海地方在住の『経済科学通信』読者（約40名）に呼びかけ、研究会を成功させていくことの確認、所員費と誌代の支部管理による財政の確立、などが検討されました。

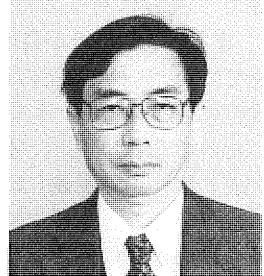
97年の高松、今年の金沢における春季研究交流集会の成功は、基礎研運動が近畿中心から地方へと大きく発展しつつあることを実証するものです。それは、どこにいても基礎研の火を消さないという所員・所友のみなさんの意志の反映だろうと思います。

今後、岐阜の経験をバネに、地方での更なる基礎研支部の結成を期待するものです。

（水野喜志彦 常任理事・研究科委員長）

資本主義の「極限の発展— 未来社会への移行」 について

資本主義に継起する未来社会というテーマは、魅力ある領域である。経済的下部構造と政治的上部構造の区別と連関、「否定の否定」の法則等を意識しつつ、『資本論』における「移行」の諸契機が検討されている。



UMEGAKI Kunitane

梅垣 邦胤

はじめに

絶えず、継起していく時間の流れを人工的に区切って例えば「20世紀とは」と言った問いかけをしても実際、意味は無いのかも知れない。しかし、我々にとっては、時計が無ければ今自分はどこにおり、どれだけの時間が経過し、あといくら残されているか、という問いかけに対して回答を与えることは出来ない。その意味で、時間とか年月とか世紀とかは、現在の位置を特定してくれ、過去の出来事の歴史的意味を探るきっかけを与えてくれる。ここで念頭に置いているのは、世紀末と言っていいこの時期、「20世紀の社会主义」と『資本論』と言ったテーマを検討することの意味である。例えば、ソ連、東欧などの社会主义は、1980年代アメリカがソ連にたいして、戦争の挑発と軍事費の膨張を迫ら

なければ、またソ連自身、民主主義と社会主义の調和の具体的施策を実現できていたなら21世紀においても存続していたかもしれない。社会主义が20世紀の10年代に実現し、1980年代の後半から90年代の前半にかけて崩壊したという事実は、確かに、ある偶然として意識しうる。しかし、やはり事実として、生成、発展、消滅の一つの軌跡を描いたという点で「20世紀の社会主义」の意味、および『資本論』はその誕生の理論的推進力であったのか、なかったのかといふ問題は検討に値するテーマである。

「20世紀の社会主义」について、その崩壊にいたる数十年、官僚制、共産党の利益独占、民衆への抑圧、非効率、宙に浮いた計画経済、スターリン主義等々の否定的言辞で語られることが多かった。しかし、それだけではない。10月社会主义革命、その直接的影響の下での戦争の停止（ジョン・リード『世界を揺るがした10日間』、宮本百合子『播州平野』などの作品においてもその世界史的意味を確認出来る）、ヴァルガによる29年世界恐慌の予測、対ファシズムの防衛戦争の勝利、中国革命の成功、誠実な人民解

放軍、世界初の人工衛星、北京シンポジウム等々これらは社会主義について肯定、否定どのような価値判断をしようと、価値判断を超えた歴史的事実である。「カチューシャ」「ともしひ」「一週間」などのロシア民謡がこの日本で歌われるとき確かにロマンとしての社会主义に無意識ではなかった（ピアニストの中村絃子は『チャイコフスキー・コンクール』において芸術との関係でソ連の体制をごく最近まで評価していた）。また体制の崩壊が芸術家に与えた負の影響を見ていた¹⁾。「20世紀の社会主义」は確かに、解放の思想の実現という「事実」「証拠」を示していたのである。以下、述べるようにこの「社会主义」は「資本主義」に継起して生まれたものではなかった。そこに同時に、誕生の理由と崩壊の理由が共に隠されている。資本主義の要因があったとしてもそれは、レーニンが『ロシアにおける資本主義の発展』でわざわざ証明しなければならなかつたロシア、これは明らかにイギリス、フランス、アメリカ資本主義の水準には到達していない未熟な資本主義であった。東欧、中国、キューバ、チリいずれも、資本主義をこれから課題として設定すべき諸国であった。それではそれらの諸国で何故「社会主义」が成立したのか。20世紀はその前半には二つの世界大戦（戦争）があった。両大戦を通じて少なくとも6000万人の死者がでたと言われている。そして帝国主義と民族抑圧の世紀、労働者、農民、婦人に対する差別と搾取の世紀、今日までつながる恐慌と失業の世紀であった。「社会主义」はそこからの解放の思想として位置づけられた。「平和とパン」は近代から現代へと「進歩」を遂げてきた現代資本主義においてなお掲げなければならない課題であった。ここに「20世紀社会主义」の成立根拠がある。しかし、それは資本主義から社会主义へという命題と比較するときいくつかの問題を含むものであった。発達した資本主義から社会主义への移行ではなかった、のである。史的唯物論では、歴史と社会は原始共同体、奴隸制、農奴制、資本主義、社会主义・共産主義と段階的な発展をしていくとされている。

各段階において生産力は漸次的にあるいは急

激に発展していく。例えば原始共同体における生産力の発展は剩余生産物（直接生産者が自らの生存に必要な最低限を超えて生産した生産物）をうみだす。それは共同体内部において他人の生産物を取得する人と、他人のために労働する人という分裂を生み出し共同体を崩壊させることとなる。『資本論』などの目から見れば「20世紀の社会主义」の誕生と成長そしてその崩壊でさえも、この様な社会における法則を否定するものではなくて、逆に「法則」が作用していることを示していると思われる。以下のような主張がある。社会主义は崩壊したのだから、資本主義から社会主义への移行というのは絵空事であることが証明された。科学は、歴史的諸事実の丹念な収集、発掘に自らの課題を限定すべきである。社会における「法則」などは存在しない。この様な歴史実証主義的なものをも意識しつつ課題に接近したい。

本稿で解明しようとしたテーマは、「20世紀社会主义」を『資本論』の目で評価すること、それとの関わりで、資本主義という社会システムが生成し、発展しそして資本主義に継起する未来の社会システムに移行するならばその前提となる要因は何かと言うことである。

この様なテーマを設定するきっかけとなったのは1867年7月25日、ロンドンでマルクスが書いた『資本論』第1版序文における次の文である。「たとえ一社会がその運動の自然法則を探り出したとしても、——そして近代社会の経済的運動法則を明らかにすることはこの著作の最終目的でもある——、その社会は自然的な発展の諸段階を飛び越えることも法令で取り除くこともできない。しかし、その社会は、分娩の苦痛を短くし緩和することができるのである。」²⁾この引用文で注目されるのは次の2点である。

第1は「自然的な発展の諸段階」を飛び越えることが出来ないという点である。これは、直接的には資本主義の中での発展の諸段階を意味している。資本主義の誕生、成長、成熟という段階設定をすれば、成長期あるいは成熟の初期の段階では社会主义への移行はありえないこととなる。またこの段階を上で触れた、原始共同体、奴隸制、農奴制、資本主義、社会主义・共

産主義を指しているとすれば、社会主義は資本主義に継起する社会システムであり、原始共同体から、奴隸制からあるいは農奴制からの社会主義への移行は「法則」としてはありえないこととなる。ここにはすでに暗黙の内に「20世紀の社会主義」の限界について語るきっかけが与えられている。

第2は「法令で取り除くことが出来ない」という点である。『資本論』では、経済学批判体系プランー1 資本、2 土地所有、3 賃労働、4 国家、5 外国貿易、6 世界市場と恐慌、の中で、資本一般、資本—土地所有—賃労働までに対象は限定されている。4 国家、以降は本格的な考察の対象とはなっていない。「法令」は、国家範疇に属することであり、正面からは論じられていない。しかし、そのような限界の中で特に「法令」にかかわっては、絶対的剩余価値の生産において、労働時間、労働日の無制限の延長への衝動、児童労働、夜間の婦人労働にたいする国家による労働時間の法的制限というかたちで触れられている。これは、労働時間を制限することにより、一面では大資本が中小資本を制覇し、集中を強めるという作用をしたが、他面では、労働者の生活で労働時間と自由時間の区別が可能となり、人間的発達、科学と文化を学び、享受すること、法則を認識すること等の条件となつたものである。資本主義の中で、労働時間の無制限の延長に対する「法令」による制限である。しかし、ここで言っている「法令」は、労働時間の「法定」のような近代社会の内部におけるそれをコントロールするものではなくて、法令によっては資本主義自体の経済法則を否定できないという意味である。「法令」は国家範疇に属する概念であり、政治、イデオロギー、権力、暴力など上部構造の問題である。とすれば、ここで言われていることは資本主義という経済社会システムは、経済の法則においてその「極限の発展」への歩みを止めないのであって、その一有り体に言えば何時なのか分からぬ、あるいはすでにそのような段階に近づいているのかも知れない—「極限」の先にそれに繼起し、連続する形で未来社会の誕生を迎えるのである。「法令では除去出来ない」という言葉の中には本

質的には変革あるいは革命というのは、政治的力、軍事力、暴力、法律の公布によって実現するものではないことが語られている。確かに、経済の次元だけでは変革は完結しない。従って、ここでの含意は、政治体制は、自らが内包している限界、自らは経済的下部構造ではなくて上部構造であること、それはある相対的な形でのみ判断と行動が許されていること、経済的下部構造の発展段階を注意深く把握しておかなければ、その経済の発展段階という問題によって政治的権力は否定されてしまうことを示唆している。

20世紀における幾多の「変革・革命」においては、権力を掌握したものによる弾圧と迫害と差別が行われてきた。しかし、クーデターと反対派の弾圧などはただ生命あるものを冒涜するだけであり、歴史におけるなんら意味ある役割を果たすことは出来ない。「法令」という文言にはこの様な含意もあったと判断される。マルクス主義は「憎悪の哲学」といわれた時期があった。しかしマルクス自身の思想には「個人」にたいする憎悪は無い。人はどのように振る舞おうと諸関係の産物であり、ある特定の社会経済システムの諸法則、ある階級的立場、利害関係を明確に意識し、あるいは無意識のうちにそのようにあるまっているのである（法則通りに無意識に振る舞う、これが経済における法則の作用が持つ意味である）。このことは、同じ序文における「個人を諸関係に責任あるものとすることは出来ない」という文言にもつながっていく。体制の転変の最中においても、またその後においても反対派にたいする暴力、拘禁、差別などは許されない。新しい体制の客観的な、歴史的正当性があるならば弾圧は不要である。「20世紀の社会主義」において「反革命分子」への弾圧は無かったであろうか。「解放」したはずの地域でその「解放軍」による野蛮な暴虐はなかったであろうか。これらのことと想起するだけでも、「20世紀の社会主義」とマルクスがこの序文で確認し、宣言した内容とは異質のものを内包していたことが分かる³⁾。

やはり、最初に提示した疑問、すなわち資本主義から未来社会に転変するのはどのような契機によってかという問題は、ここまでの所でも

なお解決されないまま残されている。この様な疑問に対する解明を始めるときに、さしあたり念頭におく必要があるのは、以下のことである。体制の転変の時につき、一つの社会経済システムの「成熟期」に新しいシステムへの転変が課題になるとし、その「危機の瞬間」は対立するものの一瞬の暴力的爆発ではなくて比較的变化しにくい要因である生産関係とその中でその殻を打ち破ることが必然である生産力との衝突としている。普通、衝突とは利害関係が対立する人と人、グループとグループ、階級と階級の間に生じるはずである。ここで言えるのは次のことである。生産関係（の中には人と人、階級と階級の統一と対立がある）と生産力の、あるいは物質的発展と社会的形態との衝突というのは、もしそこで新しい、より高い社会経済システムを選択する圧倒的多数の人間の同意と能動的意思決定があれば、歴史が転変するその時であると言えよう。「ある成熟段階に達すれば、一定の歴史的な形態は脱ぎ捨てられて、より高い形態に席を譲る。このような危機の瞬間が到來したということがわかるのは、一方の分配関係、したがってまたそれに対応する生産関係の特定の歴史的な姿と、他方の生産諸力との間の矛盾と対立とが、広さと深さを増したときである。そうなれば、生産の物質的発展と生産の社会的形態との間に衝突が起きるのである。」⁴⁾

見られるとおり、本論文はさまざまな限界を意識した上で、ごく限られた範囲での検討である。限界は以下の2点である。

第1点。一社会が否定され、新しい社会に移行する推進力について二つの内容がある。一つは、政治的、イデオロギー的、文化的レベルにおける、保守と革新の対立が高まり、その中で革新勢力が政権を握り、改革をおこなう場合、そしてそれが「革命」と呼ばれる場合である。他の一つは、社会発展史において、生産力が一つの生産関係をはみ出すほどの水準に達し、体制が移行する場合である。この両者の違いは例えば、イギリス資本主義の起点の設定をどこにするかという問い合わせにおいて例示される。政治的には市民革命はイギリスにおいては17世紀における清教徒革命と名誉革命によってである。

しかし、イギリスが社会経済的に資本主義としての道を歩み出すのは18世紀後半の「産業革命期」以降である。社会システムの転変の政治的成熟あるいは条件と経済的成熟あるいは条件との相互作用、相互の分離、時間的なずれなどの問題は、本論文では解明されていない。残された課題となっている。

第2点。資本主義の「極限の発展」とは何かという課題、あるいは例えば日本資本主義の場合すでに「極限の発展」を示しており、しかもなお資本主義であり続けているのかという問題に対して、本稿ではその資本主義から未来社会への移行の問題を、前資本主義から資本主義に移行した諸国における移行が可能であった諸条件とのアナロジーで解こうとした。それが本稿の主張点である。しかし、資本主義から未来社会への移行の直接的条件を解いていない事において限界がある。

「未来社会」と それへの転変の契機

本章では、『資本論』において、資本主義が成熟し、腐敗し、衰退し、新しいシステムに転変する契機は何であったのか、それを検討する。その際、あらかじめ触れておくべきことがある。一つは、『資本論』では「未来社会」はどのようなものとして把握されているかということである。「20世紀社会主義」においては、計画経済が主軸とされ、資本主義における産業循環、恐慌と大量失業との対比でその優位性が説かれていた。そして、その計画経済が計画立案の主体として特權的官僚層の支配と民衆の抑圧に帰結し、「社会主義における民主主義」という、ある意味で奇妙なことが80年代ソ連のスローガンになりました。それでは、マルクスにあってはどうであろうか。たとえば『資本論』第1巻第24章第7節 資本主義的蓄積の歴史的傾向をみよう。そこでは、すでに先行する諸章で資本主義の一般的土台としての商品・貨幣関係、その

上で運動する資本関係が転化論、絶対的・相対的剩余価値論、労賃論、資本蓄積論として展開され、トータルな把握が少なくとも「生産過程」の範囲内で終わった後で、そのようなものとしての資本主義自体の生成、発展、消滅（＝未来社会への移行）を「否定の否定」として示唆したものである。農奴制下の農奴は土地を占有し、小土地所有農民ももちろん土地を所有していたが、資本主義における資本一貫労働関係は、直接生産者と土地との分離を前提としている。そのような所有の「否定」、それが資本主義が成立する前提条件を整備するための「否定」すなわち第1の否定である。第2の否定は、資本主義の運動自体が生み出した自らの否定である。その資本主義自体の否定の上に打ち立てられる経済システムについて次のように言われている。「協業と土地の共有と労働そのものによって生産される生産手段の共有とを基礎とする個人的所有をつくりだすのである。」⁵⁾

私的所有、私的利害の廃止の上に打ち立てられた新しい社会は、私的、個人的利害の軋轢の解消の上に打ち立てられるものであるから、そこにおける「個人的所有」とは一見、奇妙な印象を与える。しかし、社会主义であれ共産主義であれそこには単に共同体の高次復活のみが課題とされているのであれば、資本主義の前段階においてすでに市民革命のスローガンとしてあり、近代資本主義における憲法的条項としてある個人としての人権について無視することになり、それは再び、前にではなくて後に、人権思想が公的に欠如していた奴隸制や農奴制に退くこととなる。時代が前に進むことは共同体から個人が離脱していく過程として把握される。これは近代化の内容であり、マルクスが見た現実である。

この箇所は、今まで、個人的所有が生産手段の所有まで含むのか、あるいは生活手段に限られるのかという形で、対立項が設定されていた。しかし、マルクスが、確かな確信としてこの個人的所有を語ったとき、彼は特に「個人的」にアクセントをおいて語っているのである。『経済学批判要綱』の次の文がそれを傍証している。そこでは、この「否定の否定」と類似した内容

が語られている。第1段階は、人と人が互いにバラバラになることが出来ず、選択不可能なものとして、あるしがらみの中に生活するという時代である。第2段階では、その否定の上に商品と貨幣の動きに従属する形での、商品貨幣を通じて人と人が接触する関係、それ以外では相互的他者の関係が支配的な時代、つまり資本主義の時代である。そのような中での生産力と欲望の発展がある。注目されるべきはその第2の段階の否定の上に打ち立てられた第3の段階である。そこでは「共同体的・社会的な生産性」と言い、先の「協業と土地の共有」にアナロジカルな内容に触れその上につくられるものは何かと問い合わせ、それは「自由な個性」であるとしている。つまり「個人的所有」は「自由な個性」が開花する経済的土台と位置づけられているのである。何よりも、資本主義において、憲法条項としては明記され、しかし、賃金労働者階級にあっては、直接的な資本関係の中（工場、企業の中）では実態が無いものである「自由な個性」、これが未来社会において開花するはずの大切な内容である。「一人は全体のために全体は一人のために」だけではなかった。全体の共同性を土台としつつ、根本はそれによって可能となった精神的にも、物質的にも豊かな自立し、自律した個人の誕生なのである⁶⁾。この点は『資本論』において繰り返し確認されているところである。例えば、共産主義社会を暗示する脈絡の中では労働力を「自分で意識して」支出する「自由な人々の結合体」という表現がある⁷⁾。自らの労働を遂行する権限は自らに所属している。生産集団の成員は誰もが意識的存在であり、他から一方的にコントロールされるものではない「自由な人々」、これが未だ到達していない、従って到達すべき目標である。そして自由な個性において蓄積され、深みと広がりを加えていく過程を表現するものが「全面的に発達した個人」⁸⁾である。

自由と発達、あまねく全ての人々が享受し、レベルをあげ、充実させる課題として自由と発達、これを実現する諸条件を検討することが資本主義に繼起する未来社会を検討する際の重要なテーマである。

第2点は、資本主義から社会主義・共産主義への移行を語るときに、その移行の主体は一国なのか、複数の諸国からなる地域なのか、その総体（全世界）なのかという点である。「20世紀社会主義」は、一国社会主義が可能とされ、鎖の弱い環から社会主義への移行が始まるとか、不均等発展法則によってそれが説明された。『資本論』が理論的に想定していた「資本制生産様式」は、商品・貨幣関係がその社会を100%支配し、資本・土地所有・賃労働関係が純粹に成立している社会である。たとえ、前資本主義やマニユファクチュアの分析が組み込まれていても、それはあくまで資本主義が確立した姿を前提し、それを発生史的に把握するために、あるいは比較の素材として導入しているのであり、前資本主義やマニユファクチュア自体が考察の対象ではない。この点については以下の文言がある。「研究の対象をその純粹性において攪乱的な付隨事に煩わされることなくとらえるためには、われわれはここでは全商業世界を一国とみなさなければならぬのであり、また、資本主義的生産がすでにどこでも確立されていて全ての産業部門を支配しているということを前提しなければならないのである。」⁹⁾ そして、このあくまで理論的な前提が実際のものになるプロセスについても、簡単に触れている箇所がある。それは先の「歴史的傾向」の節における「世界市場の網のなかへの世界各国の組み入れ」と「資本主義体制の国際的性格」¹⁰⁾ という文言である。これらは、資本主義から社会主義への移行における「ある条件を満たした」国、このある条件の検討に直接的なヒントを与えてくれるものである。

資本主義から未来社会へ移行するための契機は何なのか、「20世紀の社会主義」より限定的にはソ連と東欧の社会主義が消滅したことによって、そこにおける体制の移行の歴史的事実は、移行の一般的条件を探る材料としては留保が必要であり、それ故に改めて『資本論』などの古典における移行に関する言及箇所を拾い出すことが必要となる。しかし、あらためて気がつくことであるがマルクスが生きた時代にはなおさら実例は無かったのである（パリコンミューン

は成功はしなかったがマルクスが注目した数少ない実例であった）。マルクスに即していえば、彼は、むしろ、この移行あるいは変革に関しては先の「否定の否定」の様な形で明確に位置づけつつも、資本主義の生命力、ダイナミックな強靭さを十分に把握していた。つまり資本主義が資本主義自体の中に発展の契機を内包していることを繰り返し指摘していた。ここでは簡単な実例をあげる。土地所有者が地代を取得する場合と、資本家あるいは賃労働者とを比較し、前者は地代を単純に「無償で」手に入れている。対して後者が利潤や、労賃を得るのは彼ら自身の才覚と努力、専心などによってであり「労働」や「冒険」や「企業精神」によるとしている¹¹⁾。ここからは土地所有者は早晚その存立理由が稀薄になるかもしれないが、資本家と賃労働者は十分に社会に存立する理由があるという含意が読みとれる。あるいは次の叙述がある。全てが貨幣換算される資本主義の下では、たとえ財産は無くとも、資本家階級の家柄でなくとも、「精力も堅実さも能力も事業知識もある」男は「資本家に転化」できる。「各人の商業価値は多かれ少なかれ正しく評価され」とし「被支配階級の最もすぐれた人物を自分のなかに取り入れる能力が支配階級にあればあるほど、その支配はますます強固でますます危険なのである。」¹²⁾ 現在の日本における有名大学を頂点とする序列は、この様な被支配階級を取り入れる優れた制度的枠組みをなしており、日本資本主義はその意味では極めて「強固」であり「危険」である。歴史の転変、資本主義から未来社会への移行はそのような中に同時に育っていくのである。

以下、この様なものとしての資本主義の「究極の発展」と「未来社会への移行」の検討における一つの試論を示したい。資本主義は前資本主義の否定の上に成立した。換言すれば、前資本主義は資本主義にとっては破壊の対象であった。しかしそれだけではない。資本主義が成立するためには、破壊されるべき対象には明確に一定の条件があったのである。どのようなものでも破壊すれば資本主義が成立するというものではなかった。以下、言及の跡を辿っていこう。その中で資本主義から未来社会に移行する所に

かかるヒントが提供されるはずである。

たとえば、マニュファクチャーについて、それが成立したのは「そのための条件がすでに中世の間に生み出されていたところだけ」¹³⁾という記述がある。つまりマニュファクチャーは、中世の崩壊の後に生まれたのであり中世を否定したのであるが、その否定された中世は、「マニュファクチャーを生み出す条件を備えた中世」でしかありえなかつたのである。あるいは、資本主義以前の生産物地代から貨幣地代への転化について、いつでも転化する意思があれば可能といったものではなく、「商業」「都市工業」「商品生産一般」「貨幣流通」といった前提の上でのみ可能であったとしている¹⁴⁾。あるいはより直接的なヒントになるものとしては、「資本家的借地農業者」につき、それが定着するのは「農村の外の資本主義的生産の一般的発展」が条件であるとし、工業と並んで農業においても資本関係が成立するのは、ただ「世界市場を支配する諸国」だけとしている¹⁵⁾。またより一般的には「新しい生産様式」が成立する条件は「古い生産様式そのものの性格」に依るとしている¹⁶⁾。資本主義は「独自な歴史的規定を持つ生産様式」である。それは「他のすべての特定の生産様式」と同じく、社会の一定の「段階」を「前提」し、「基礎」とし「出發」する¹⁷⁾。

これらは第1の否定に関わる分析である。しかし、これは同時に本稿の検討課題である資本主義が未来社会に転化するための条件はなにかという問題に対する一つ的回答にもなるものである。第一の否定の諸条件は、第二の否定を考察する直接的素材となる。結論に入ろう。未来社会、社会主义・共産主義は、それ以前の社会システムの一定の条件の下でしか成立しない。資本主義は、成立し、成長し、発展する。しかし、その爛熟も直ちには条件とはなり得ない。資本主義は、新しい商品の開発、新しい産業分野の創造（例えば、体制が生み出した公害、環境問題は逆に環境産業という新しい産業分野の創出に結びついている）、産業循環特に不況や恐慌局面におけるクリアリング効果、それらをより増幅させる商業資本と利子生み資本、等々のダイナミックな運動の中で発展していく。未来

社会の前提、未来社会にとっては土台となり、前提となり、条件となる資本主義は、そのようなものである。その中から見えてくる極限の発展、それが未来社会、社会主义・共産主義に繰り起する資本主義の姿である。

おわりに

以上、『資本論』を主な素材として、資本主義から未来社会、社会主义・共産主義へ移行するならばその時に、移行を可能にする条件は何かについて考察してきた。繰り返すまでもなく、その移行の条件を準備するのは、資本主義への移行を準備したのが資本主義にとっては破碎の対象である前資本主義であり、かつそれだけに止まらず、世界市場を支配し、商業が発達し、商品・貨幣関係が成立していた諸国のみであった。資本主義がそれに繰り起する社会システムに席をゆずるのは資本主義自身のなかに発展の極限を迎えた時である。「20世紀の社会主义」は、二つの世界大戦、何千万人、何億人という死者、搾取され、抑圧されている賃労働者などによる、そこからの「解放の思想」として実態を持った。そして「20世紀の社会主义」が生成し、発展し、そして消滅した現在、資本主義の発展そのものの中に、移行の諸契機が胚胎するという古典が教えていた命題が新たな意味を持ってくるのである。

1970年代のオイル・ショックの後の日本資本主義の繁栄、80年代後半からのバブルという名の発展、ソ連と東欧の社会主义の崩壊、これらの中で古典が現代資本主義の下でなお作用していたという事実が忘れ去られた一瞬はなかったであろうか。そして、91年以降の不況と恐慌が、その時の首相、橋本龍太郎の「日本は世界恐慌の引き金を引かない」という言葉、時の政権党、保守党から「恐慌」という言葉が出たことが、驚きとそして再び『資本論』などの意味が分かってくるきっかけにならなかつたであろうか。

これは自戒の言葉でもある。本当は、資本主義の繁栄局面も、恐慌局面も、そして「20世紀社会主義」の崩壊も、そのすべてが古典における法則を再発見する場であったのである。

1) 中村絃子『チャイコフスキー・コンクール』(中央公論社、1988年) 同「ピアニストが聴くペレストロイカ」(『中央公論』1990年9月)

2) 『資本論』(大月書店) 全集第23巻-a, 10頁

3) この点については、次の森嶋通夫の分析が参照されるべきである。「マルクス主義にとって致命的であったことは、マルクス主義による革命と見られているロシア革命を、唯物史観が謙虚に説明しなかったということである。当時のロシアは、マルクス主義革命の三条件（資本主義の高度の発達、強力な資本階級の存在、大量の賃金労働者の存在——引用者）のいずれをも満たしていなかったし、その事実に対応してロシアには極めて非資本主義的な構造（独裁的国家権力、圧倒的に巨大な農民階級、および知識階級からなる非マルクス構造）が定着していた。・・最も悪いことには、今度のソビエト連邦の崩壊の時もそうだが、生産力の顕著な変化が何も生じていないのに、体制が変わったのである。それゆ

え『資本論』の眼でロシア革命を見る硬直的態度は、全く間違っている」(森嶋通夫『思想としての近代経済学』岩波新書、1994年、109-110頁)。また大西広は次のように言っている。「歴史は決して飛び越えることができないこと、・・・資本主義から社会主义への転化もそれがその十分な生産力の基盤を持たなければ失敗する・・。」(山口正之、森岡孝二、大西広『どこへ行く社会主义と資本主義』(かもがわ出版、1990年、53-54頁)

4) 前出『資本論』第25巻-b, 1129頁

5) 同上『資本論』第23巻-b, 995頁

6) 『経済学批判要綱 I』79頁

7) 前出『資本論』第23巻-a, 105頁

8) 同上『資本論』第23巻-a, 634頁

9) 同上『資本論』第23巻-b, 757頁

10) 同上『資本論』第23巻-b, 995頁

11) 同上『資本論』第25巻-b, 995頁

12) 同上『資本論』第25巻-b, 775頁

13) 同上『資本論』第25巻-a, 415頁

14) 同上『資本論』第25巻-b, 1022頁

15) 同上『資本論』第25巻-b, 1023-24頁

16) 同上『資本論』第25巻-a, 414頁

17) 同上『資本論』第25巻-b, 1122頁

(うめがき くにたね 所員 下関市立大学)

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

第84号 特集 中国の香港

香港返還の歴史的意義について(佐藤進)／香港返還と中国の行方(陳福坡)／私の「香港」物語(山本裕美)／中国本土との「経済一体化」を進める香港(姚国利)／香港返還と「一国二制度」(山口正之)／21世紀の中国経済を予測する(大西広)／「西の香港」めざす新疆ウイグル自治区(アブリキム・ハサン)／構造転換に悩む瀋陽(松野周治)／世界資本主義のなかの中国(溝口由己)

第85号 特集 新国際分業とアジア

歴史的転換期の世界とアジア経済(和田幸子)／東南アジアの経済成長と農業・食糧問題(樋原正澄)／国際化のなかの地域産業政策(鈴木茂)／日本と途上国の労働者の競争関係について(小野満)／香川県東部の地場産業手袋業の歴史と課題(橋本了一)／日本のエアゾール産業と生産の国際化(高田好章)

87号まで1部1,200円、88号以降は1部1,300円、申し込みは事務所まで(075-255-2450)

父子家庭における仕事と家事の両立問題

—経済的問題を中心に—

父子家庭における父親が、家事や子育てに関わろうとするとき、仕事中心の社会構造によって、特有の仕事と家事の両立問題に直面する。男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参加と同時に考えるべき課題といえよう。



YAMADA Ryo

山田 亮

●事例 1¹⁾

牛乳工場に勤めていた池田英雄さんは、1976年に妻と死別するまで、ほとんど家事をしたことがなかった。悲しみをこらえる間もなく、家事育児に追われていく。できる料理が卵焼きだけだった池田さんが、初めて目玉焼きを作ると、子供たちは「ワア、やったあ」と大喜びした。長女が小学校の家庭科で習ったカレーを教わり、会社の食堂のコックからハウレンソウいためを伝授され、一つずつフレパートリーを増やした。

夜勤で初めて子供たちだけを家に残した時の不安も大きかった。娘の宿題でスカート縫いが出たが、ミシンの動かし方がわからず、教えられない。学校の体操着にゼッケンをつけるにも格闘した。「妻はこんなこともしていたのか」と知らされることばかりだった。

●事例 2²⁾

島根県益田市の会社員、児玉栄さん（38）は6年前に妻と別れ、当時3歳の双子の長男長女を引き取った。松江市で衣料品店に勤務したが、勤務時間が長く、土日も休めない。子育てと仕

事の両立は不可能なため、実家のある益田市に戻った。しかし、両親は長男夫婦と同居しており、全面的に協力を仰ぐことはできない。新しい生活はまず、家と仕事探しから始まった。

3歳だった子ども達と暮らすには、どうしても週末が休みで、しかも残業のない仕事が必要だった。しかし、その条件で、これまでと同じ収入が見込めるところはなかなかない。やっと見付けた仕事は手取りで12～3万円ほどにしかならず、収入は半減した。

はじめに

一般的に、母子家庭（20歳未満の子どもがいる配偶者のいない女子世帯）の現状に比べ、父子家庭（20歳未満の子どもがいる配偶者のいない男子世帯）の現状は今ひとつ知られていない。例えば、朝日新聞の記事を検索してみると、キ

一ワードが母子家庭の場合には778件の該当があるのに対して、父子家庭の場合には185件しかない。『国民の福祉の動向』1997年版をみても、母子家庭に関する記述が約8ページ使われているのに対して、父子家庭に関しては1ページにも満たない。加えて、そこには「父子家庭は収入の面では問題は少ないものの、家事や子どもの養育などの面で問題をかかえていると考えられる」とされている。

事例1のように父子家庭の父親が家事や子育てに翻弄されていることは知られていても、事例2にみられるような経済的問題と直面していることはあまり知られていない。確かに、雇用や待遇面などにおいて、男女の格差が歴然と存在する日本の企業社会では、母子家庭に比べると、職場の確保が容易で安定した収入を得やすい父子家庭の方が経済的に恵まれているように思える。しかし、父子家庭の父親がひとたび家事や子育てを始めようとすると、男性中心の企業社会ゆえの困難がそこにはあり、高収入だから余裕があるとはいきかないのが現実である。

父子家庭の仕事と家事の両立問題については、春日キスヨの『父子家庭を生きる』(勁草書房、1989)のなかでいくつか取り上げられている。そこでは、男性労働者全般が「親になれない男たち」として家庭生活から隔離させられた位置に置かれており、父子家庭という状況下では、子育てや家事と仕事の二者選択を迫られていること。その選択としての「家庭重視は窮屈への道」であることが、聞き取り調査を中心に述べられている。

本稿では、春日氏の指摘を踏まえたうえで、父子家庭における仕事と家事の両立が、極めて困難であることを指摘すると共に、そのことが昨今議論されている男女共同参画社会ビジョンにとって、不可欠な論点であることを述べていきたい。

なお、死別や離婚など何らかの要因によって、夫婦と子どもで構成される世帯が父子家庭や母子家庭に変化することを、ここでは単親家庭化すると表現している。一般的な用語ではないが、ここでは便宜上このような言葉を使ってみることにした。

I 父子家庭の周辺事情

(1) 単親家庭化の動向

1993（平成5）年8月に行われた厚生省の「全国母子世帯等調査」によると、父子家庭の数は、157,300世帯である。父子家庭となった理由は、第一位が離婚で62.2%，第二位が死別の32.2%である。母子家庭との比較は次の表の通りである。

図表1 母子家庭・父子家庭の概要

	世帯数	親の平均年齢(歳)	働いている人の割合(%)	常用雇用者の割合(%)	平均年収(万円)
父子家庭	157,300	44.2	93.0	71.7	423
母子家庭	789,900	41.7	87.0	53.2	215

『1997年 第44巻第12号 国民の福祉と動向』をもとに作成

父子家庭母子家庭ともに、単親家庭化する一番の原因是離婚である（母子家庭の場合64.3%）。その中でも有子離婚件数は1990年に一時的に減少したが、それ以外は年々増加している。1996年にはその数は124,490件で、全離婚件数（206,955件）に対する割合は60.2%になっている³⁾。この増加傾向は、今後も続くと思われる。例えば、男女ともに「相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方を支持する者の割合は、1970年代の20%前後から1997年では半数を超えているように⁴⁾、従来の離婚に対する否定的な意識が、近年急速に寛大になってきていくことにも裏付けされる。このような背景から、今後も単親世帯数は増加するものと思われる。

(2) 父子家庭への福祉サービス

母子家庭への福祉サービスに比べ、父子家庭への福祉サービスは明らかに未整備な状態にある。その名称をみるとだけでも、母子家庭へのサ

サービスの偏在をみることができる。「母子及び寡婦福祉法」をはじめとして、「母子寮」「母子福祉資金貸付制度」「母子福祉センター」「母子生活支援施設」など、名称を見るだけでも対象を母子に限っているとわかる制度や施策が多い。「児童扶養手当」は、名称こそ「母子」とはつかないが、父子家庭を対象にした制度ではない。

児童育成手当や児童手当は母子、父子ともに支給対象である。しかし、ともに所得制限があり、父子家庭の場合にはこの所得制限によって、母子家庭の場合よりも給付を受ける可能性が低くなっている。

近年は、徐々にではあるが、父子家庭への福祉サービスが増えてきている。しかし、その内容はどうちらかというと、家事援助や子どもの一時預かりといった家事子育て支援が中心であり、母子家庭のような経済的支援は未だに充実していない。この背景には、先述したような「父子家庭は収入の面では問題は少ないものの、家事や子どもの養育などの面で問題をかかえていると考えられる」という、認識がもとになっているといえよう。

II 父子家庭における経済的問題

父子家庭には経済的問題が少ないとみる根拠の一つに、父子家庭と母子家庭の平均収入の差が上げられる。図表1にも示したとおり、父子家庭の平均年収が423万円なのに対して、母子家庭では215万円と、約半分しかない。しかしこの見方は、あくまでも母子家庭と比較したときの父子家庭の優位性を根拠としているだけであり、一般世帯の平均年収648万円と比較すると、父子家庭といえどもその65.3%でしかなく、決して経済的に余裕があるといったものではない⁵⁾。

父子家庭の経済的問題は、収入と支出という二つの側面からの要因が考えられる。収入面における要因には、収入の獲得者が一人に限られ

ていることと、父親が家事や子育て時間の確保のために労働時間を減らさざるを得ず、そのために収入が減ることや、ひいては失業の危機に瀕することである。支出面での問題には、家事時間が必要であるにもかかわらず、労働時間を短縮できない場合に起こる支出の増加が挙げられる。

以下では、収入と支出それぞれの観点から問題をとらえていくことにする。

(1) 収入面にみる父子家庭の仕事と家事の両立問題

事例2にみられるように、家事や子育てを優先させるために、残業や休日出勤をしないという条件で新たに仕事を探すとなると、給与や福利厚生などの条件は、長引く不況の影響も加わり、きわめて悪くなるのが実状である。そのため、大多数の者は父子家庭になる以前と同じ職場で継続的に勤務している(図表2参照)。単親家庭化によって生活環境が大きく変化するために、仕事環境までもが大きく変化することは避けるという意味であろう。事例1の池田氏も「慣れた仕事でも（家事をしながら働くのは：筆者）大変なのだから、慣れない仕事に変わってもうまく行くとは限りませんし、結局そのまま続けてしまったのでした」⁶⁾と書いている。しかしそうすると家事時間の確保のためには、残業や休日出勤といった時間外労働への欠勤などが必要となり、父子家庭となる以前のようには働けなくなる。

図表2 離婚前後の転職等の状況

	親権者（女）	親権者（男）
就職した	20.1	0.0
転職した	23.4	11.0
変わらない	50.4	85.4
退職	5.3	2.4
不詳	0.9	1.2

出所) 平成9年度 社会経済面調査の概況～離婚家庭の子ども～(平成9年10月調査)
<http://www.mhw.go.jp/toukei/s-keizai/mokuji.html>

一般的に、配置人員に余裕があり、家事のための定時退社が可能であるような規模の大きな職場では、所定の勤務時間の労働にたいする基本給は、退職金への跳ね返りを押さえるために低く設定されている。そのかわりに残業をはじめとする時間外労働への貢献が、各種手当によって賃金に跳ね返るシステムを採用している。また昇級も残業などの貢献度によって査定されており、何年か経つとその差が広がるようになってくる。定時退社ができるとはいえ、そのことの賃金への影響は大きい。

一方、仕事量に対してギリギリの人員配置をしている職場では、例えば定時退社後の穴埋めをする職場の同僚への配慮などから、例え同僚の理解が得られたとしても残業を断りにくい状況になる。

結局のところ、①思い切って低収入覚悟で家事時間を確保できるような職場やパート労働者に転職する。あるいは単親家庭化以前の職場に継続して勤務する場合には、②各種手当分や昇級を放棄して家事時間を確保する。もしくは、③それまでの賃金レベルを確保する代わりに家事時間が削られるのを覚悟する、という選択しかないものである。

①の場合には、その職場の確保に困難が生じる。一方、②の場合には、新たな経済的問題に直面する可能性をはらむ。つまり残業、休日出勤、出張などを拒否しながら、それまでの職場を確保することは、実際には非常に困難だからである。日本企業の場合には、インフォーマルな場での商談や打ち合わせといった機会が多く、そこに参加できないということは、査定に悪影響を及ぼすことになる。職場の理解が得られない場合には、配置転換を迫られたり、出向や転勤による事実上の賃金カットが待っている。こうなるといきおい失業の危機に直面することにもなる。

加えて、昨今、労働時間とくに所定外労働時間は長時間化する傾向にある。労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)によると、1996年(平成8)の男性の総実労働時間は168.1時間で前年の0.2%増であった。うち所定内労働時間は152.5時間で前年比0.3%減、所定外労働時

間は15.6時間で前年比5.4%となっている⁷⁾。このような事情の下での残業拒否などは、より一層の査定悪化を誘発するといえる。また、近年声高に語られる「能力主義管理」の浸透は、いきおい残業など所定外労働時間の増加をもたらしているとも考えられる⁸⁾。

以上のように、②を選択しようにも、実際に男性がそれまでの賃金を維持しながら、家事や子育てができる時間を確保することはきわめて困難である。

そこでつぎに、残った③の場合に生じる問題について述べることとする。

(2) 支出面にみる父子家庭の仕事と家事の両立問題

ここでは、家事時間が必要にもかかわらず労働時間を短縮できない場合に伴って起こる、支出増加の問題について述べる。

前節で述べたように、単親家庭化を機会に低収入になることを割り切って定時退社が可能な職場に移ることをしない限り、残業などの時間外労働からは逃れにくい。このような時間外労働は、残業手当など各種の手当収入を得ることとなり、収入面においては経済的問題の回避につながる。しかし、一方で残業などの時間外労働は、新たな支出を誘発することになる。

本来、家事や子育てに充当するはずだった時間を勤務に当てるということは、その時間はなにがしかの代替をもって家事を行わなければならない。今日では、各種の家事はかなりの部分で商品化されており、製品やサービスを購入することで、ある程度の家事は成立するようになっている。様々な家電製品は家事時間の短縮に大いに貢献しているし、サービス産業をみると、住居の掃除はホームクリーニング、洗濯はクリーニング、食事は外食や弁当、加工冷凍食品に依存することで、かなりの部分の家事を済ませることができる。保育所等の利用もこれに近いといえよう。

しかし、これらは商品単品の価格がそれほど高価でないとしても、継続的に利用したり混合して利用したりすると高額な出費を伴うことに

なる。しかも、既製品販売が基本となるために、利用者のオーダーに沿ってサービスを受けると、かなりの付加的出費を伴うことになる。このように、残業等の時間外労働をするために必要な経費が、父子家庭には大きな負担となってくる。

行政などが提供する家事支援サービスについては、これらの支出を抑える効果が期待できるが、利用者でもあった前出の池田氏は、「周囲から援助を頼むのは非常に難しい。気心知れた実の父親でさえ手伝ってもらうのは（条件の折り合いが難しく：筆者）大変。まして見知らぬ他人に家に入って家事を手伝ってもらうには（中略）そう簡単ではないのです」と記している⁹⁾。

以上でみてきたように、父子家庭には仕事と家事の両立困難から生じる深刻な経済的問題が存在している。にもかかわらず、冒頭で述べたように、「父子家庭は収入の面では問題は少ないものの、家事や子どもの養育などの面で問題をかかえていると考えられる」という認識が一般的である。

III 問題の対策として

父子家庭における仕事と家事の両立困難から生じる経済的問題に対しては、当面の問題への早急な対策と、根本的な問題への長期的な対策が必要であると考える。

(1) 当面の問題への対策

本論では、父子家庭において、父親が仕事と家事の両立を計らなければならないにも関わらず、仕事上の都合によって、家事時間の工面に困難をきたしていることを述べてきた。

そこで、まず当面の対策としては、家事時間が確保できない場合における、家事援助サービスの充実が挙げられる。特に、家族に子育てや介護を必要とする者がいる父子家庭への家事サービスの提供は必須である。

例えば、子育てに関してみると、子どもが病気にかかった場合、他の子どもへの感染予防のために、一般的の保育所では預かってもらえないことへの対応や、保育所に預けている途中で発病した場合の、急な引き取りなどに対応できるような新しい保育サービスなどが、既存の保育所サービスの拡充と同時に必要であろう。

現段階では、一部の地域でこのような新しいサービスへの要求に対応する「保育ママ」システムが採用されているが、誰もがいつでも気軽に使える体制が整っているとは言い難い状況である。また、仮に子どもが健康であったとしても、親の急な残業に対応できるよう延長保育体制など、既存の保育所サービスに対する柔軟性への要望も多い。

これらのサービスは父子家庭においてのみ必要なサービスではない。両親そろった家庭の場合でも、例えば、共働き世帯においては以前から求められていることであるし、片働きの場合でも、父親の出張中に母親が急な病気に見舞われたときの子どもの世話など、決して父子家庭に限定されたサービスではなく、すべての家庭における子育て支援にも有意義なものといえよう。

現在、徐々に進められている、父子家庭への家事支援援助サービスは、一部には先にも述べたように、まだ利用しにくい側面を残しているようである。今後の充実が待たれる。

(2) 根本的な問題への対策

前節では、当面早急に整備しなければならない対策として、育児や介護を含めた家事援助サービスの充実を挙げた。しかしこれはあくまでも当面の対策である。いつまでも家事支援サービスがメインの対策では、根本的の解決には向かっていないことになる。

これまで論じてきたことから、根本的な問題への対策としては、父子家庭や母子家庭といった、単親家庭の親が仕事と家事を両立しながら無理なく暮らしていくだけの賃金を確保できるようにすることが求められる。

父子家庭の経済的問題の直接の原因は、仕事

と家事の両立が困難なところにあり、その根幹には、男性労働者の多くが、残業や休日出勤あるいは出張や単身赴任など、家庭での役割を果たす時間や家族と向き合う時間を犠牲にして、はじめてその雇用状態を確保維持でき、ぎりぎりの賃金がもらえるという労働時間と賃金とのバランス設定にある。

逆に、母子家庭における経済的問題は、女性が母親としての役割を担うことを前提に、雇用者側が女性の労働力を安く買い叩く結果として、低賃金や不安定雇用といった直接的な困窮問題として表れているのである。

家事時間を確保できないような長時間労働とそれを前提にした賃金設定の問題は、単親家庭のみの問題に留まらず、大多数の労働者一般家庭の問題でもある。例えば、休暇中の賃金保障が不備なために、男性の育児休暇や介護休暇の取得が進まないことが挙げられる。また、それ以前の問題として、長時間労働・単身赴任・長期出張などによって、父親（夫）不在といわれるような現代家族のあり方は、今日みられる家族病理現象の大きな原因であるといえよう。

男性が父親としての役割を果たし得るような、環境整備が必要であり、そのためには、一日の労働時間の短縮や休日の増加、定時内の労働に対する十分な賃金の保障、更には企業社会のあり方そのものの考え方を問い合わせことなどが求められる。



しかし残念ながら、現在の世論は必ずしもそのような方向には向かっていない。平成9年に総理府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」中の「男性が家事、子育てや教育などに参加するために必要なこと」で、平成5年との比較において、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること（-8.6%）」「企業中心という社会全体の仕組みを改めること（-4.1%）」は、他の項目よりも大きく減少している。一方、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること（+2.9%）」「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと（+3.5%）」が増加している。こういった傾向の背景には、長期的な不況下における雇用不安があり、企業に対しての要求が控えめになっていると考えられる。

夫婦そろった家庭においては、話し合いやお互いに理解を進めることで、ある程度、男女における仕事と家事両立の負担の偏重を解消できるかもしれない。しかし、単親家庭における仕事と家事の両立困難の問題は、当然ながら夫婦間の話し合いという余地はなく、社会全体での仕事と家事の両立を考慮しなければ、解決し得ない。

このように、単親家庭においての仕事と家事の両立が困難であるという問題を、根本的に解決しようとするのであるなら、やはり社会全体に視点を向けざるを得ないのである。

おわりに

ここでは、父子家庭における仕事と家事の両立問題として経済的問題を中心に取り上げてきた。現段階では家事サービスの提供という対策をもって問題の解決をはかるとする施策がみられるが、それだけでは不十分であり、単親家庭において仕事と家事の両立が可能であるような根本的な対策が必要であるということを述べてきた。そういう両立を可能にするためには、

労働時間や最低賃金といった細かな法律を改正することも必要であるが、単にそれだけではなく、働くとはどういったことであるのか、それに応じた賃金はどういったものでなければならないのかといった、社会全体のあり方を根本的に問い合わせなければならない問題であろう。

近年、盛んに議論されている男女共同参画社会への構想をみてみると、女性の社会参加や経済自立についての言及は盛んに行われているにも関わらず、男性の家事参加や生活自立に関するものは極めて少なく論点が偏っている¹⁰⁾。その結果、「『男は仕事、女は仕事も家庭も』という新たな男女の性別役割分業」¹¹⁾を生むこともなりかねない。ここで取り上げた父子家庭における仕事と家事の両立問題を考慮することは、真の男女共同参画社会の実現に向けて、不可欠な論点であるといえよう。

父子家庭の仕事と家事の両立問題の解決には、男女共同参画社会の議論と同様、社会福祉・社会保障をはじめ、関連領域の研究を結集する必要がある。その点については今後の研究の課題とする。

1) 朝日新聞1996年8月30日東京版朝刊、池田英雄著

『父子家庭のお父さん奮戦記』親風舎、1996

- 2) 『AERA』朝日新聞社1997.12.8号、厚生省、『平成10年度版 厚生白書』99ページより
- 3) 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」
- 4) 厚生省、『平成10年度版 厚生白書』77ページ「『結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい』という考え方について」より
- 5) 数値は、『1997年 第44巻第12号 国民の福祉の動向』、厚生統計協会、149~157ページを参考にした。
- 6) 池田、前掲書、42ページ
- 7) 労働省女性局編『平成9年度版 働く女性の実情』、24ページ
- 8) 熊沢誠著『能力主義と企業社会』岩波新書、1997年を参考
- 9) 池田、前掲書、38~39ページより
- 10) 例えば、総理府編、『平成10年版 男女共同参画白書』や労働省女性局編、前掲書、関西女の労働問題研究会編『男女共生社会の社会保障ビジョン』ドメス出版、1996などがあげられる。
- 11) 総理府編、前掲書、58ページでは、このように記されていながら、父親の家事や子育てへの参加に関する記述は極めて少ない。

(やまだ りょう 所員 佛教大学大学院)

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

第82号 特集 インターネットの経済学

インターネットとマルクス・エンゲルス研究（赤間道夫）／インターネットの経済的意義（野口宏）／社会科学におけるインターネットの利用（吉田央）／政治学研究にインターネットは使えるか？（小堀眞裕）

特集 金融システム破綻

日本経済の現段階と金融システム破綻（向壽一）／金融恐慌は来るのか？（伊藤国彦）

第83号 特集 企業・国家・市民社会

ポスト福祉国家政治と市民的自立（山口定）／市民・企業・国家をめぐる英国政治の動き（小堀眞裕）／企業活動の情報公開と市民監視（醍醐聰）／企業活動の市民監視と株主オンブズマン（森岡孝二）／大蔵省改革の課題（横田茂）

87号まで1部1,200円、88号以降は1部1,300円、申し込みは事務所まで（075-255-2450）

メディア王マークの日本上 陸とユニバーサルアクセス権 —スポーツ争奪戦の行方—

「世界の中田」獲得の裏にスポーツ放送権獲得競争がうごめく。マークの強引なスポーツ放送権獲得の手法によってあらわになってきた「見たいスポーツを誰でもが見える」というユニバーサルアクセス権の問題をさぐる。



MORIKAWA Sadao
森川貞夫

I 中田よ、いずこへ

今若者の間では「ナカタ」が大人気だそうだ。イタリアのサッカーハンズリーグ、セリエAのペルージャに入った弱冠21歳の中田英寿のことである。なぜそんなに人気があるのか不思議な若者だが、マスコミにも迎合せず、その受け答えが無愛想なところがかえっていいのだという。中田人気を象徴するかのようにこここのところ矢継ぎ早に「中田本」が出版されている。日本チームが初めて出場した昨年のワールドカップサッカーフランス大会前後の週刊誌には中田の名が出ていないのは一説もないといった異常な状況であった。

その中田のイタリアでの活躍ぶりを示すエピソードの一端を述べると、昨年の最終戦となつた首位フィオレンティーナとの対戦は忘れられない試合の一つであろう。ゲームの後半、相手フィオレンティーナに1対2でリードされ、もはやここまでと思っていた矢先に、最後の最後に中田は見せ場をつくってくれた。試合時間の90分は過ぎてすでにロストライム5分、中田は相手ペナルティエリア内にドリブルで切り込み相手のハンドの反則を誘い、自ら得たペナルティキックのチャンスを見事に決め、同点引き分け、首位を行くフィオレンティーナから勝点1をもぎ

とる活躍、これでチームも強豪ユーベントスに次ぐ9位(18チーム中)となり弱小チームペルージャもセリエA残留濃厚となった。中田選手もセリエAでの得点を7点とし、得点ランキングでも6位となった。

さてその中田の来シーズンの移籍がすでにうわさされている。イタリア国内の話もいくつか出ているが、それよりもイギリスのプレミアリーグの名門チーム、マンチェスター・ユナイテッドというものがもっぱらの評判である。その移籍料もうわさの域を出ないが30億円という。先にアメリカ大リーグで最高給取りとなったピアザが7年契約総額9100万ドル、年平均1300ドル(約15億6000万円)に比べてもこれはかなりの額である。だが中田獲得に動いているマンチェスター・ユナイテッドのオーナーが他ならぬメディア王ルパート・マークとくればさもありなんというところがミソである。それではなぜマーク氏が中田獲得に動くのであろうか。

II マークのスポーツ戦略

オーストラリア出身のマーク氏がイギリスで大衆日曜紙『ニュース・オブ・ザ・ワールド』、大衆紙『サン』、さらに最高級紙『タイムズ』を買収、また衛星・CATV会社スカイ・テレビを買収(後に衛星放送のBスカイBを立ち

上げ)，さらにアメリカ国籍をとつて放送事業の資格を取るやぐに映画製作で有名な21世紀フォックスを獲得，フォックステレビを開局，これを今では三大ネットワークに匹敵するまでに成長させ，アジアでも香港のスター・テレビを買収し，ヨーロッパ，南北アメリカ，アジア・大洋州を股にかけた複合的メディア・グループであるニュース・コーポレーション社の総帥であることはご存じの通りである。

これまで彼にとって唯一の空白地であった日本への上陸は1996年6月21日朝刊各紙の一面トップを飾ったテレビ朝日の株取得を告げる記事がスタートであった。ソフトバンクの孫正義氏と組んだメディア王マードックによるテレビ朝日株の取得は当時大きな衝撃をもって受け取られたが，実はその前にすでに彼は放送事業用に打ち上げられる通信衛星（CS）を使ってCSデジタル多チャンネル放送JスカイBを開設するための準備を進めていた。テレビ朝日の株取得はそのためのソフト集めがねらいであったといわれているが，その後，彼はテレビ朝日の株を手放し，新たにソニー，フジテレビ，さらに作曲・演奏家であり音楽プロデューサーでもある小室哲哉氏らと組んでJスカイBの立ち上げを図った。

1997年の時点で日本における通信衛星を使った新たな衛星放送事業の参入は伊藤忠・住友・日商岩井・三井物産の大手総合商社4社を中心としたパーエクTV，松下電器・三菱商事・三菱電機・大日本印刷・徳間書店・日本IBMなどのディレクTV，それにJスカイBの三つであった。だがパーエクTVとJスカイBはすでに97年5月に対等合併を果たしその名もスカイパーエクTVとなった。デジタル衛星放送は従来のアナログ方式とはちがい，一挙にチャンネル数を300～400にも増やすことができるという意味で画期的であり，新情報革命とよぶにふさわしい，新しいメディアである。しかし問題はいくらチャンネル数が増えたところで人々の数も見る時間も物理的に制約されているのだから，見たい番組（ソフト）がなければお客様（視聴者）は見てくれない。テレビのスイッチを自分のチャンネルに合わせてもらえるかどうかは，提供

されるプログラムの魅力にかかっており，したがって各局が競争相手をなぎ倒して誰でも見てくれるような「殺し屋ソフト」（業界ではこれをキラーソフトもしくはキラーコンテンツとよんでいる）を確保できるかどうかが重要なカギとなる。そのもっとも有力なソフトの一つがスポーツであることはいうまでもない。

スポーツはそれ自体がビジュアルであり，絵になる。また「スポーツは筋書のないドラマ」といわれるよう時に大逆転劇・思わぬ展開で人々をハラハラドキドキさせる。スポーツは最初からテレビ向きともいえるソフトである。それもオリンピックやワールドカップのようなビッグイベントとなればいっそう人々の関心を引きつけて離さない。昨年のワールドカップサッカー・フランス大会のテレビ中継は日本が出場した試合はいずれも高視聴率を稼いだ（最高は6月20日NHK総合テレビのクロアチア戦，60.9%，ビデオリサーチ社，関東地区調査）。今，こうしたキラーソフトとしてのスポーツ争奪戦が水面上で急速に展開されている。

先に中田のイタリア・ペルージャから他チームへの移籍がうわさされているといったが，現時点では日本におけるセリエA，したがって中田の出場するペルージャ戦の放送権の第一位をもっているのは有料放送テレビであるWOW WOWである。ここに来て同社の受信契約数が中田効果のせいで急速に伸びているという。その次の放送権は地上波の民放局フジテレビがもっている。ライブではないがWOW WOWを見られない（受信契約をしていない）者にとって多少時間がずれてもありがたい。そこに割り込んで来たのが後発の衛星放送テレビ（CS）のディレクTVである。こちらは有料放送であるが，二四目のどじょうをねらって「中田見るなら，桑田佳祐見るなら」というプロモーション戦略を用いたい気になるのもよくわかる。

そこでマードック氏が登場することになるのだが，中田をマンチェスター・ユナイテッドに移籍させたいというのは簡単な論理である。イギリスのプレミアリーグの独占放送権をもっているBスカイBのオーナーがマードック氏であり，同時にスカイパーエクTVの有力な株主でもあ

る彼が、中田を移籍させることによって日本での独占放送権をもつスカイパーエクTVの受信契約者が大幅に増えるものと期待するのは当然であろう。受信契約の際の諸費用や毎月の受信料の増大を計算すると、中田の移籍料に仮に30億円払ってもそれ以上の収入が見込まれるというのであればそれはマードック氏には、お安い買物ということになる。

マードックという男は、これまでかなり強引なやり方でスポーツ争奪戦を勝ち抜いてきた。例えば彼の出身地であるオーストラリアはラグビーが盛んなところとして有名だが、オーストラリア・ラグビー連盟が放送権料の交渉の際に彼の札束攻勢に応じないと見るや、大量の連盟所属の優秀選手を引き抜いて新たにスーパーリーグをつくってしまう程の荒業を用いた。スポーツ争奪には金に糸目をつけないという彼の手法は、イギリスではサッカーの人気チームだけを集めてプレミアリーグを独立させ、ラグビーでもイングランド協会と5年間8750万ポンドで独占放送契約を結び、伝統的な五カ国対抗戦も手に入れた。アメリカでは人気のフットボール、NFLの放送権を4年間14億ドルで獲得、同様の手口でインドでは人気のホッケーの放送権を獲得した。こうした彼のやり方には公共放送はほとんど太刀打ちできず、イギリスのBBCは土曜日・日曜日のスポーツ番組の生中継ができず困っているという。

マードック氏は日本でも同様のやり方で競技団体に働きかけている。プロではパ・リーグの放送権を取得したが、セ・リーグは読売ジャイアンツの関係で日本TVが応じるはずもなく、今のところ、日本相撲協会もこれまでのNHKへの義理立てでマードックを受け入れていない。しかし彼のやり方は金で動かなければからめ手でもやるというので、この先どうなるかわかったものではない。NHK以外の民放局も戦々恐々としているであろう。こうまでして獲得したスポーツソフトがいかに効果的に働いているかは、イギリスのBスカイBがプレミアリーグ立ち上げによる独占放送によって受信契約数を150万世帯から一挙に500万世帯に引き上げた例でも証明されよう。したがって、中田獲得に30

億円かけてもペイするわけである。もちろん、その引替えに、視聴者の方は受信契約という形でスポーツを見るお金を払うことによって、スター選手やひいきチームの試合を見ることになるわけだが、同時にお金を払えぬ人々が出てくるかもしれないということ、さらに高騰する放送権料は消費者の商品に上乗せられて国民が払っているということも頭に入れておく必要がありそうである。

III 国民のスポーツを見る権利 ——ユニバーサルアクセス権の行方

これまで日本では大相撲をはじめとして多くのスポーツイベントはNHKや地上局の民放テレビ局、さらにNHK衛星放送などで無料（NHKの受信料をどう見るかは問題だが）で見ることができた。しかし、これからは、日本でもスポーツ中継にもお金を払わなければ見ることができないという時代がやがて到来する。アメリカやヨーロッパなどではすでにペイ・パー・ビュー（有料放送）という方式が取られているが、そこで議論や問題点を一度整理しておく必要があろう。

イギリスでは1954年のTV法の制定の際に国民的関心の高いイベントは放送を独占できない規定が盛り込まれており、1990年の改正された放送法によって特定指定イベントが規定されていた。①クリケットの国際大会、②競馬のダービー、サッカーの③ワールドカップ本選、同じく④F Aカップ本選、さらに⑤スコティッシュ・カップ本選、競馬の⑥グランドナショナル（障害競走）、⑦オリンピック、⑧テニスのウインブルドン本選のような国民的関心の高い上記8イベントについては、ペイ・パー・ビュー方式のテレビサービスは禁止されていた。ところがこれには抜け道がある、加入者が視聴した番組に応じて料金を支払う（ペイ・パー・ビュー）方式は禁止されているが、同じ有料であっても月極による一括契約（サブスクリプション・サービス）によるイベントの放送は禁止されていないために独占放送が可能となったというので

ある。したがってBスカイBの独占放送ということになり、もし上記イベントを見たい人々は月額16ポンドを支払わなければならない。

以前には、イギリスでは公共放送のBBCだけでなく商業放送にも公共サービス放送としての役割を持たせてきたので、オリンピックや戴冠式などのビッグイベントには国民は自由にアクセスできる権利が保障されていた。ところがサッチャー時代に修正され、BBCやチャンネル3(ITV)による市場独占から自由競争による放送権獲得に委ねられることになり、先のサブスクリプション・サービスを行う衛星放送TVの進出を可能にしたのである。結果としてマードック氏率いるBスカイBのスポーツ放送権獲得が次々と進み、ついに1995年にサッカーリーグの独占放送権に及んで国民からの批判が一気に高まった。そこで国民的関心の高いイベントが誰でも無料で自由に見ることのできる権利=ユニバーサルアクセス権があらためて議会でも問われ議論になった。

スポーツのビッグイベントの放送権獲得競争が高まれば高まるほど放送権が高騰していくのは当然であるが、その高額の放送権料を取得した競技団体やスポーツクラブも「国民のスポーツを見る権利」が奪われていくことに対し、どのような考えに立つかが同時に問われることになった。97年6月に亡くなったハウエル卿(初代のスポーツ・カウンシルの議長を勤め、労働党政権時代にはスポーツ大臣もやり、かつサッカーのレフリーとしても有名であった)は放送法改正を審議した上院の委員会で次のような発言をした。

「スポーツ放送権販売の自由を主張する人々は、単なる物、つまり製品の価格にしか考えが及ばない。彼らには、社会におけるスポーツの価値について言うべきことがない。彼らはスカイTVを見るだけの余裕のない300万から400万の人々を無視している。若いころにはスポーツ

を支えていた、老齢で体の弱った人々を無視している。この人たちはルパート・マードックという一人の男の利益の犠牲になる運命にあるらしい。数百万人の若い人たちが、自分の家で地上波のテレビですばらしいスポーツを見て、自分でスポーツをやろうという気になるのに、放送権の自由を主張する人々は、若者にそうした気を起こさせる義務のあることを忘れている。ニック・ファルドは、ジャック・ニクラウスのプレイをテレビで見て、ゴルフを始めたと言っているではないか」(中村美子訳)。

イギリスではその後の審議においてハウエル提案が圧倒的多数で可決され、国民のスポーツを見る権利(ユニバーサル・アクセス権)が一応守られた形になった。果たして日本はどうなるのか。中田の移籍にばかり目をやっている間に国内のスポーツを見る権利がどうなっていくのかが心配である。元Jリーグの役員だったM氏は「参ったよ。白紙の小切手を出されて、いくらでもいいから放送権を売ってくれって言うんだよね」。もちろんその相手がマードック氏であることはいうまでもない。

参考文献

- 中村美子「BSkyBのスポーツ放送権独占にイギリスで論議高まる」『放送研究』1996.3.
中村美子「スポーツ放送支配を目指す英BSkyB」『放送研究』1996.8.
海部一男「放送事業におけるマードックの世界戦略」『放送研究』1996.10.
桂 敬一『メディア王マードック上陸の衝撃』 岩波ブックレット, 1996.10.
『日刊スポーツ』1996.12.18.付
広瀬一郎『メディアスポーツ』 読売新聞社, 1997.
(もりかわ さだお 日本体育大学)

ドイツ政治学の最近の動向

—ラディカル派の議論を中心として—

ドイツの政治学の現状について紹介される機会はあまりない。そこで、その最近の動向を、ドイツ政治学の一般的な特徴をふまえて検討してみた。その際、ラディカル派の議論を中心にして、今後の展望もあわせて論じた。



KITAMURA Hiroshi

北村 浩

I はじめに

日本の政治学が、その成立過程において、ドイツからの影響を大きく受けていることは周知の事実である。正確にいうならば、ドイツの国家学を受容することを通じて、日本の政治学が確立されたのである。しかし、そのためか、日本の研究者の間でドイツの政治学の現状や傾向がかなり知られているのに、それに対するまとまった形での紹介が、あまりなされてはこなかったのではないか。今更、改めてドイツの政治学の状況を紹介することに、あまり価値を見出さなかったのかもしれない。

しかしそうはいっても、初めて政治学に接する人や政治学以外の専門の研究者にとっては、やはりそういったことは、周知のことというわけにはいかない。そこで、あえてドイツの政治学の最近の動向を、簡単に概観してみたい。も

ちろん筆者の力量もさることながら、スペースにも限りがあるので、その全体を論じることはできない。

今回、ここで取り上げるのは、主に左翼の論者、さしづめ英語圏ならばラディカル派と総称されるような人々、それも「政治経済学」(politische Ökonomie)と呼ばれている研究領域の研究者を中心とした一部にすぎない。たしかに、それらの研究は決して多くはない。しかし、その研究の一端が日本にも紹介されており、また英語圏でも、その動向が多少なりとも注目されつつある。さらに、これらラディカル派の議論は、狭い範囲の議論を越えて現代の広範な問題意識に刺激されて、イデオロギー論や民主主義論などへと、幅広く展開している。こうしたことから、日本においても政治学を専門とする人だけではなく、隣接する様々な研究領域、とりわけ経済学の研究者にも、興味と関心をもってもらえるのではないだろうか。また、そこから、多くの専門領域にまたがる、本当の意味での学際的な議論が成立することが可能となるのではないだろうか。

II

ドイツ政治学の特徴

それでは、ドイツにおけるラディカル派の議論を検討する前に、少しドイツの政治学の特徴について述べておきたい。それというのも、単にラディカル派だけが、このような広範な問題関心を持っているというわけではなく、そうした傾向は、ある程度ドイツ政治学に内在する、むしろ伝統的な側面でもあるからである。もちろん左翼に特有のものである、全体的な認識からくる幅の広さという側面もあるが、それ自体がこうしたドイツの特徴と無縁ではない。いずれにしても、ラディカル派の議論もそのようなドイツ政治学における一般的な特徴をふまえたうえで、理解したほうがよい。

周知のことではあるが、ドイツ政治学の今日的な意味での全面的な展開は、第二次世界大戦以降のことである。第二次世界大戦での敗北を契機として、ドイツの学問、とりわけ社会科学の様相は大きく変わった。それまでの伝統的な学問形態に、急速に英米的、特にアメリカ的な実証的・機能的なアプローチが取り入れられていった。政治学は社会学とともに、こうした変化を最もとげた学問の一つであった。

具体的に、政治学においては計量的な手法を用いた政治過程の研究や、社会心理的な問題意識をまじえ、世論調査を駆使した選挙研究などに成果をあげている。こうした傾向に加えて、伝統的な規範的議論も健在である。その代表的なものは、政治哲学と思想史的なアプローチ、そして規範的な理論を重視する傾向であろう。

こうした一見相反するような二つの潮流、つまり機能的なアプローチと規範的議論が、意外なことに、有効に結びついているのである。もちろん個別の研究者が、両方の素養を兼ね備えているというよりは、全体としての研究動向として、異なる研究の方向が、結果としてうまく関連し合っていたり、カリキュラムにそれが

反映しているのである。そのようなところに、ドイツ政治学の一般的な特徴をみることができるのである。

こうした特徴の背景には、いくつかの理由がある。まずなによりも、ドイツの学問の特徴である哲学の伝統と、専攻科目とは別に、副専攻としていくつかの学問領域を、一つの専門に偏らずに同時に勉強するという、ドイツの大学教育の特色に帰する点が大きいだろう。哲学の伝統についてはいまでもないことであるが、このような規範的アプローチが、現在でも一定の影響力を持ちつづけていることを説明するものであり、ドイツ政治学の一般的な特徴を形作るのに際して、最大の要因といいうものであろう。こうした伝統があるからこそ、こうした特徴がみられるのである。

また、副専攻の制度と相まって、ドイツで政治学を担当する大学教員のなかには、他の専攻の出身者も多い。例えば、政治思想や規範的な理論を教える教員の多くが、依然として哲学の出身者であることからそれは明らかだろう。ここにも、こうした特徴を支える要因があり、結果として、それが有効に結びついていると考えられる。さらに、こうした哲学の伝統は、左翼の知的伝統とも密接に関係していることを付け加えておきたい。それというのも、周知のことではあるが、その知的伝統の最大の源泉であるマルクスおよびマルクス主義こそが、こうした哲学の伝統から出てきたものだからである。

先に述べたように、伝統と実証的な方法が有効に結びついているのが、ドイツの政治学の一般的な特徴である。だが、そこにおける伝統の全てが継承されているわけではない。特に、日本の政治学の形成に大きく貢献した、統治、支配の学問である国法学や国家学といった伝統は、モダンな意味での現代の政治学とはあまり密接なつながりをもっていない。むしろそうした学問は、その出自である法律学、それも公法学の一分野として、現在もとどまっている。政治学とは直接の接点はほとんどないのである。

それは、ドイツ政治学がワイマール時代に國家学の影響から脱して、リベラルな科学として自立しようとしたことに起因する。それがドイ

ツ政治学の誕生の経緯であり、そのような下地があったからこそ、戦後のこうした展開が可能となったといえる。蛇足ながら付け加えておくならば、このような実証的、機能的なアプローチもまた、アメリカにおいて大きく展開したのであるが、それにはドイツからの影響と、さらにはドイツからの多くの亡命した学者によるところが大きいことは、良く知られているところである。

III

ドイツ・ラディカル派の諸相

さて、それではドイツのラディカル派の議論を、その代表的な論者を中心に、簡単にではあるが紹介してみたい。ラディカル派の系譜をひく「政治経済学」を代表するのは、ヨアヒム・ヒルシュ (Joachim Hirsch) であろう。最近、相次いでその著作が邦訳されている。『資本主義にオルタナティブはないのか?』1997年（原書は1990年）と『国民的競争国家』1998年（原書は1995年），ともに木原滋哉／中村健吾訳，ミネルヴァ書房。この点からも、ヒルシュは最近注目されている理論家の一人といえるだろう。

ヒルシュは1960年代に、旧西ドイツで開花したマルクス主義のルネサンスの一端を、ファシズム論のR・キューンル (R. Kühnl) らと担った。そこで彼は、そうした時代状況のなかでなされた「国家導出論争」において、国家論を積極的に展開して、日本でも政治学研究者だけでなく、経済学などの研究者にも、その存在が知られるようになった。なお「国家導出論争」でのヒルシュらの主張は、田口富久治ほかの訳で『資本と国家』御茶の水書房、1983年として一部訳されている。また、論争そのものについては、鎌倉孝夫『国家論のプロブレマティク』社会評論社、1991年にその背景を含めて紹介されている。

「国家導出論争」について、詳しくその内容を述べることはできないが、1960年代に明らかに

その構造転換をとげつつあった資本主義と、そこにおける国家の役割を政治経済学的に問なおすものであった。それは、その後の国家論の隆盛に大きく貢献するものであり、旧東ドイツの教条的な傾向とは異なっているという意味でネオ・マルクス主義と呼ばれ、そうしたなかから、広い意味でのニュー・レフトがでてくるのである。

しかし残念なことに、ドイツにおけるラディカル派の政治経済学を代表するヒルシュについて、その存在が多少なりとも知られているのに反して、体系だって日本に紹介されてはいない。「国家導出論争」に関するもののほかに前記の翻訳があるわけだが、それらだけで、その理論的展開を十分に説明することはできない。

それというのも、後述するように1970年代の後半から1980年代にかけての重要な理論的展開が抜け落ちているのである。だが、それだけではなく、近年ヒルシュらの議論が注目されるのは、グローバリゼーションと呼ばれる政治、経済、社会の再編成、とりわけ経済の領域における急激なまでの変容についての関心が高まることによる。こうした点からも、ドイツにおけるラディカル派の系譜の政治経済学が、英語圏を中心として国際的に興味を持たれていることが分かるだろう。

この他に、代表的な人物としてエルマー・アルトファー (Elmar Altvater) の名が挙げられるだろう。彼はヒルシュと並んで、ドイツにおけるラディカル派の政治経済学の中心的存在であり、日本ではあまり知名度がないが、最近のグローバリゼーションをめぐる議論のなかで、国際的にも注目を集めつつある。さらに政治経済学の範囲をいくらか逸脱してしまうが、アレックス・デミロビイッチ (Alex Demirović) とクラウス・デッレ (Klaus Dörre) の二人も、これからの中西ドイツにおけるラディカル派を担っていくであろう新進気鋭の研究者であるといえる。彼らは、比較的若い年代に属するのであるが、最近、積極的に自説を展開しており、徐々にではあるがその存在が知られつつある。

ドイツのラディカル派の知名度が、英語圏を中心に国際的にも高まりつつあるわけだが、こ

これらの研究者はそうした点でも大きく寄与している。例えば、英語圏におけるラディカル派の政治経済学の中心的存在であるジェームズ・オコンナー (James O'Conner) が編集している「民主主義とエコロジー」というシリーズの一冊で、マルティン・オコンナー (Martin O'Conner) が編者をつとめ「政治経済学とエコロジーの政治学」という副題のつけられた『資本主義はサステイナブルか?』(Is Capitalism Sustainable?) という巻 (The Guilford Press, 1994) に、ドイツのラディカル派の論考が収められている。具体的には、先にあげたアルトファーター、デミロビイッチのほか、F・ベッケンバッハ (F. Beckenbach) の三人のものが載せられている。

日本でも、雑誌『情況』が1998年の11月号で、グローバリゼーションという特集を組んでいるが、そのなかでリピエツやジェソップらと並んで、ヒルシュ、アルトファーター [B・マーンコップ (B. Mahnkopf)との共著]、デミロビイッチの論文を掲載している。またデッレについては、最近、高屋正一がその所説を「ポスト・フォーディズムとドイツ労使関係の諸問題—K. デッレの分析の検討（上）、（下）—」[『政経研究』, No. 69, No. 70, 1997, 1998]などで、かなり詳しく紹介している。

こうしたことからも、ドイツのラディカル派が、英語圏を中心として、国際的な議論にも一定の影響力を持ちつつあるのが分かるだろう。また、近年のグローバリゼーションの進展や、ポスト・フォーディズムの台頭にともなう資本主義の変容という事態に直面して、日本において彼らの議論が注目されているのである。

ところで、このようなドイツにおけるラディカル派の議論は、戦後のドイツ社会の変化と密接に関連して展開されていた。これを、ヒルシュがその所論をどのように発展させてきたのかによってあとづけてみたい。まず、前にも述べたように「国家導出論争」が、1960年代末の資本主義の全般的危機という状況のなかで展開されたのだが、それをうけて彼は1970年代の社会民主主義的な政府によるテクノクラート化の傾向に、『安全保障国家』(Der Sicherheitsstaat)

という著作 (Europäische Verlagsanstalt, 1980) で警告を発した。そこで彼は「ドイツ・モデル」の危機を分析し、それに対抗する戦術として「ラディカルな改良主義」を唱えた。それは、新しい社会運動が台頭し、やがてそれが「緑の党」の結党へといたる、ドイツの社会情勢と軌を一にしていた。

さらに、ポスト・フォーディズムなどのレギュラシオン・アプローチを取り入れ、資本主義の変容を検討して、それをR・ロート (R. Roth) との共著『資本主義の新しい相貌』(Das neue Gesicht des Kapitalismus, VSA, 1986) で議論を展開させ、前出の『資本主義にオルタナティブはないのか?』(Kapitalismus ohne Alternative?) に帰結させた。そのため日本では、レギュラシオン学派の人として、ヒルシュを紹介したものもある。

だが簡単に、こうした枠組みに収まらないことは、その後に書かれた、やはり前出の『国民的競争国家』(Der nationale Wettbewerbsstaat) をみれば明らかだろう。そこで彼は、グローバリゼーションという状況における国家の役割の変容を問題にしたのである。そこからも、ヒルシュの理論的展開が、現代のドイツにおける社会の変化と密接に結びついていることが分かるだろう。したがって、その議論を全体として理解しようとするのならば、こうしたドイツの社会情勢と一緒に理解する必要があるだろう。

IV

おわりに —今後の展望—

ここまで、政治経済学を軸に、ドイツのラディカル派について、ドイツ政治学の一般的特徴をふまえ、できるだけその現状と最近の動向が分かるよう簡単に紹介してきた。そこで最後に、非常に簡潔ではあるが今後の展望について述べておきたい。まず、比較的若い研究者についてだが、彼らの関心は大変多岐にわたっており、民主主義論やイデオロギー論から、右翼・極右

まで極めて幅が広い。そこにもドイツの社会状況が反映しているのだが、それだけではなく、ドイツ政治学の特徴からも、こうした視野の広さが生じてきているのは間違いないだろう。

特に、デミロビイッチはその点でも注目すべき存在であり、フランクフルトの社会調査研究所の極右についての共同研究でも中心的な役割を果たしている。そこから明らかなように、フランクフルト学派の系譜をひく人々とも接点を持ちつつ、政治経済学から広範な理論的視座を獲得している。それはまた、リベラリズムとコミュニケーションとの論争やマルチカルチャリズムをめぐる議論、ラディカル・デモクラシーなどの最近の社会科学の流行のテーマともつながるものであり、その点でも知的に大変刺激的である。

また、左派の理論的な雑誌も、英語圏と同様にたくさん出されている。代表的なものは、政治経済学を中心とした『プロクラ』誌（正式名称は「階級闘争の諸問題」であり、そのドイツ語を短縮したもの）や、哲学を含む広範な社会科学を扱う『アルゲメント』などである。そこからも分かるように、ドイツにおいても広い意味での左翼の言説空間が存在している。それは学問の領域において、かなり強固なものである。

今後も、恐らくドイツにおけるラディカル派の展開から目を離すことはできない。また、日本の政治学、経済学を中心に、社会科学一般に幅広く影響を及ぼすことも間違いない。その意味でも、国際的な状況をふまえ、注目していく必要があるだろう。

（きたむら ひろし 財団法人 政治経済研究所）

基礎経済科学研究所編

地球社会の政治経済学

ナカニシヤ出版、本体2500円 [A5版上製]

地球市民が学ぶ教養！ グローバルな社会の一員として、現代世界と日本・アジアのダイナミックな政治経済の動きや、その未来を読み解くための新しい経済学入門！

序章 世界地図を広げてみよう

第Ⅰ部○ 地球をおおう資本主義

第1章●世界経済を支配する多国籍企業 第2章●ヨーロッパ統合の歩みと行方

第3章●アジアの成長と変貌 第4章●市場経済化への新しい波

第Ⅱ部○ 世界とともに生きる日本

第5章●世界のなかの日本企業 第6章●データで読む日米の景気循環

第7章●外国為替と国際通貨 第8章●世界の農業と食糧

第9章●グローバリゼーションと地球環境問題

第Ⅲ部○ 21世紀地球社会の市民生活

第10章●世界の労働時間の流れと日本 第11章●経済のグローバル化と女性労働

第12章●世界の高齢者福祉 第13章●21世紀地球社会とマルチメディア

ご注文は基礎経済科学研究所 075-255-2450 まで!!

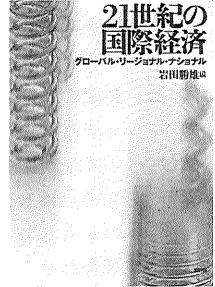
書評

岩田勝雄編

『21世紀の国際経済

グローバル・リージョナル・ナショナル』

新評論 1997年3月 本体価格2800円



本書は30年以上も続いている国際経済にかかわる研究会の、現在の参加メンバーによるものである。「まえがき」によると発足時のメンバーは、川尻武、宮崎犀一、柴田政利、堀晋作、山田隆士、柳井哲男、辻忠夫、堀中浩（敬称略、以下同様）という揃々たる顔ぶれである。研究会は理論的な検討と交流の場として貴重なものとなってきたようで、発足時のメンバーの多くが次々と亡くなられていく中でも新たな参加者を得て今日まで続いてきたという。本書の全体構想は研究会参加者の共同討論の中から生まれたとされるが、その背後にある問題意識は「まえがき」の次の文に見ることができる。

「当面する経済学の課題は、混迷の続く経済社会とりわけ国際経済の状況・特徴をどのように捉らえるべきかなのか、国民経済と国際経済はどのような相互関係にあるのかを分析し、どのような国際社会を形成しなければならないのかを明らかにすることが重要である。したがって経済学とりわけ国際経済論は、従来の経済成長のみをめざす経済学から、現行の経済秩序を変えていくような経済学を構築していくなければならない。いわば経済学は新しい経済社会建設の鳥瞰図を描き出すことが必要になっているのである」(pp.2-3)。

こうした意欲的な問題意識に基づいて、「本書は、現在の国際経済を形成する主要な契機を多国籍企業に求め、その多国籍企業が貿易体制、国際金融、アジアをはじめとする发展途上国問題、EUなどの経済統合とどのように関わっているのか、および21世紀をめざす国際経済はどのような構造なのかを提示することに目的」があり、さらに「従来の国際経済論研究の方法をふまえながら同時に新しい論点を提示することにつとめている」(p.3)とされている。

章の構成は次の通りである（括弧内は執筆者）。

第1章 21世紀の世界と日本（岩田勝雄）
第2章 現代国際経済分析の視角—パックス・アメ

リカーナの形成と動搖—（辻忠夫）

- 第3章 WTOと貿易システム（応和邦昭）
- 第4章 国際通貨・金融問題の複雑化・多様化（秋山誠一）
- 第5章 多国籍企業の活動と国際経済の編成（岩田勝雄）
- 第6章 戦後世界とアメリカ経済の変化（瀬戸岡紘）
- 第7章 EU経済統合の新展開（白石義樹）
- 第8章 発展途上国の開発（堀中浩）
- 第9章 東アジア経済の発展（角田収）
- 第10章 アラブ・アフリカの苦悩（福田邦夫）
- 第11章 国際経済の歴史（辻忠夫）
- 第12章 国際経済の基礎理論（岩田勝雄）

現在の国際経済を考える上で不可欠なテーマをカバーしているが、それぞれの章は内容的にも形式的にも独立したものとなっている。したがって本来、各章それぞれについて紹介・検討するのが自然なやり方であろう。しかし評者の能力の問題もあり、ここでは「まえがき」で述べられている「21世紀をめざす国際経済」の構造を明らかにするという目的に即して、本書全体を通じて浮び上がってくる事柄をとりあげたい。2つの点が強く印象に残る。

第1点は、多国籍企業が現代国際経済を特徴づけるとともに、現代国際経済を形成する主体となっているという視点である（岩田）。これはまた、多国籍企業の展開という形で「全世界が資本主義化されていく歴史的過程のなかで、アメリカがひとつの世界史的な使命をはたしてきた」（瀬戸岡）という認識とつながる。アメリカ型の普遍性が問題になるだろうが、多国籍企業を主体とみる視点自体に大きな異論はないであろう。問題は次の点との関連である。

第2に戦後国際経済は1975年を画期として（岩田、辻）長期の停滞局面に入ったという認識である。アメリカを中心とする国際分業が変容し、貿易が不安定化することから利潤率が低下し、投資の停滞を招

き、先進国の長期停滞が始まったという。これは一方では資本過剰を生み、ドル不安とホットマネーによる市場の搅乱を引き起こす。しかし、他方では、多国籍企業間の熾烈な市場争奪戦を生み、EUなどのリージョナリズムの拡大を招いている。かくしてグローバリズムは蝕まれつつあるという（辻）。

特に第2の点は9人の執筆者に共通する認識とは言えないのかもしれないが、アメリカの経済的地位低下と繋ぎ合わせると、一定のまとまりのある国際経済像を提供するものとして興味深い。しかし最近のアメリカ経済の「好調」は別にしても、いくつかの疑問も生じる。多国籍企業を国際経済形成の主体として捉らえる第1の点から見ると、今日の世界は21世紀を前にグローバリズムが力強く作用する世界として描かれるのではないか。これに対して第2の点から見ると、長期停滞に喘ぐ先進国のリージョナリズムなどによってグローバリズムが蝕まれているという話になる。両者はどう関連し、繋ぎ合わされるとどのような像を結ぶのか、まずこれが基本

的な疑問として残る。

75年を画期とすることについても、貿易との関連が指摘されているが、肝心の多国籍企業との関連はどうなのか、またいくつかの章で事实上大きな画期として扱われている冷戦終結との関連をどうつかむかなど、もう少し立ち入った説明が必要なのではないだろうか。

全体に関わる論点を強引に2つに絞ってとりあげてみたが、各章の独立性の強い本書は、国際経済の全体構造の理解については読者に課題のまま残しているように思える。この課題を解くための手がかりが各章でそれぞれのテーマに即して多様に提供されていること、特に現在の経済秩序をどう変えていくかという問題が強く意識された内容になっていること、ここに本書の積極的な意味があると言えよう。ただ叙述が要約的すぎるところもあり、初学者よりも、ある程度学んできた者にとって有益な書である。

（細居俊明 所員 高知短期大学）

書評

角谷新一・西山賢一・御園謙吉著

『経済・経営系学生のためのエクセル入門』

大月書店 1998年4月 本体価格1500円



これまで、この種のパソコンソフト活用法を解説した著書は、社会人を対象としてプレゼンテーションにおける資料作成を援助するものや、営業や趣味のビラ・案内状の作り方を例題としているものが主流であった。その中で本書は、学生を対象としている点が目を引く。研究図書とは異なるため、「まえがき」も「あとがき」もなく、著者らがどのような思いで本書を作成したのかは推測となるが、著者らが実際に大学で教えている中で、学生に知っておいてほしいと感じたことをまとめたのであろう。

まず使ってみてすぐに感じたのは、本がリング式にとじられているため、パソコンを操作しながら読みやすい点である。通常の図書では薄くて大きな本でない限り、本を開いているためには手で押さえるか、重しを乗せるか、というちょっとした手間が必

要となる。ただ読むだけであるならば、それでも特に不便さは感じないであろう。しかしパソコンソフトの活用法が書かれている本であれば、読者は実際にパソコンの画面を見て、操作しながらそれを読むことが多かろう。リング式であるおかげで、片手で本を開いていなければならなかったり、ページをめくる度に重しを乗せかえたりする手間がいらないのである。

本書の構成

本書の構成は以下の通りである。

S T E P 1 エクセル操作の第一歩

S T E P 2 簡単に棒グラフ作成

S T E P 3 表と折れ線グラフを同時に印刷

- STEP 4 構成比と帯グラフ
- STEP 5 並べ替えと円グラフ
- STEP 6 増大率と2軸グラフ
- Review & Tips ビジネス・コンピューティング検定3級実技科目問題回答要領
- ADVANCE 1 インターネット・サイトからデータをダウンロード
- ADVANCE 2 エクセル図表をワープロへ貼り付けてレポート作成
- APPENDIX (レジュメのサンプル、論文・レポート作成要領)

STEPについて特に目新しくはなかろう。基本通りに、簡単なものから始まって徐々に応用に入っていく。特筆すべきは後半である。近年、インターネットで様々な資料を入手することができるようになってきている。本書では例として、日本銀行のホームページから金融経済統計資料をダウンロードし、それをもとに表を作成している。こうすれば、従来のようにいちいち数字を見ながら打ち込んで、自分でデータ化する手間が省けるというわけである。

学生だけでなく

パソコンにインターネットとくれば、食わず嫌いともいえる「コンピューターなんて」という意見もある。また、このような便利な機器がなかった時代には、資料を本から転写し、それをもとに一つ一つ手書きで図表を作成していたことであろうし、若いころにそのようにして論文等を作成した時代の方々にとって、このような作業は「手抜き」ともうつることもある。評者からすれば、現代においてこの種のデーター源や機器を活用しないなどというのは、もったいないことこの上ない。これまで当該作業に費やしていた時間を用いれば、中身の検討に費やすことのできる時間が増えるであろう。また、多彩な資料が簡単に入手できれば、その分、論文等の価値も高まるであろう（もちろん資料が豊富な「だけ」では意味が薄いが）。

さらに本書が対象とする学部学生というよりも研究論文を作成する研究者・院生等にいえることであるが、この種の機器が利用可能になれば、それを活用できる人たちが増えてくる。そうすれば論文の評価の基準が上がることになろう。逆に言えば、これまで通りでは比較劣位となることは論を待たないであろう。

APPENDIXでは、エクセルについてというよりも、(特に)社会科学系の学問におけるレジュメ・論文の作法等のイロハが解説されている。とかく初学者が知らずに犯してしまう過ちについて、なぜそれがよくないのか、またなぜしきたりに従う必要があるのかが丁寧に書かれている。理由が付されていることから、より読者の理解を深めようとの配慮がうかがえる。

論文の中身のあり方についての記述には、「論文とはかくあるべき」という著者らの私見がうかがえる点が何点かあり、これに評者は大いに賛同する。各所を列挙すれば冗長になるため控えるが、特に共感したのが「オリジナルの意見・主張」の必要性を説いている点である。もちろん主張は一人よがりであってはならないが、現存の研究者の中にも、資料を整理したり概念をいたずらにこねまわしたりして「論文」を書いたと錯覚している人たちが少なくないことを感じるからである。

以上のような点からすれば、本書は学生に限らず既存の研究者にも一読の価値はある。

社会科学の連携に

ほんの些細なことではあるが、評者の立場から本書に向けて一言。「経済・経営系」のためにとされているが、評者自身は法学系の学問をしている。だからこそ感じたのであるが、論文等の作成の仕方などの基本はともかくとして、エクセルを使ってデータを分析したり図表を作成したりするのは、経済・経営系が中心的のはもちろんであるが、それには限られない。

社会科学系の分野は、もともと共通の学問的土台や研究対象を有している。各学問分野に固有な点もあるが、自然科学をも含めた学際的研究が増加しつつある昨今の状況を踏まえても、本書が目的とするところに、わざわざ他と区別するような枠を作る必要はなかろう。

このことを認識した上で、あえて「主な」対象である経済・経営系を前面に出したのか、または認識せずに漠然と著者らの所属にそろえたのか、それは評者には知るよしもない。しかしながら、ただ「学生のための」でよかったのではないかとの思いが残った。

(佐々木潤子 所員 立命館大学大学院)

書評

森田成也著

『資本主義と性差別

ジェンダー的公正をめざして』

青木書店 1997年10月 本体価格2600円



あるフェミニスト歴史家は性差別の問題について次のように書いている。「右翼（は）・・・洋の東西を問わず・・・女がその伝統的な従属の地位に戻ることが、何よりも優先する事柄」と見ているのとは対照的に、進歩派は『『女の問題』と進歩的な目標達成とのかかわりが見えないまま』であり、「二次的ないし周縁的な問題」と見なしている（リーアン・アイスラー『聖杯と剣』法政大学出版局1991、288頁）。この指摘は日本の経済学、とりわけ理論経済学の大勢の特徴づけとして正鶴を射たものであるように思われる。

『資本主義と性差別』は、1996年の博士課程論文を拡充して成了るものであるが、以上のようなフェミニズムの問題提起を真摯に受けとめ、資本主義と性差別との関連の理論的解明、日本型企業社会と性差別構造との結びつきの分析およびその克服の方向性の提示を課題とした意欲的な労作である。

本書の構成は次の通りである。

序論

第一章 現代フェミニズムにおける「家父長制」概念

第二章 「家父長制」概念の諸困難

第三章 労働とセクシュアリティ

第四章 問題設定のための諸命題

第五章 資本主義そのものの性差別性

第六章 日本型企業社会とジェンダー論

第七章 日本的経営と性差別

第八章 ジェンダー的公正をめざして

見られるように第一～五章は理論的検討、第六章以降は日本の現状分析の章である。評者の問題関心にもよるが、独自な理論的検討が行われ、評者にとって豊富な考察材料を与えられた第一～五章を中心紹介し、多くの興味深い論点が含まれている第六章以降は、理論的検討との関わりでのみ言及するにとどめたい。

第一～四章では、フェミニズム理論の中核的概念である「家父長制」概念をめぐる理論史的検討が行われている。

まずラディカル・フェミニズムによって性差別制度概念として創始された「家父長制」概念を導入したマルクス主義フェミニズムの理論的諸困難が理論史的に検討されている。マルクス主義フェミニズムは、家父長制を労働の視点から解明しようとするものであるが、その場合家父長制と資本主義との原理的二元論（この場合無限の理論的種差を発生し理論分化する）に陥るか、家父長制と資本主義との統一化をはかるうとすれば、家父長制概念の無内容化が生ずるというジレンマが避けられないことが理論史的に実証されている。また家父長制を独自の「生産様式」（男性階級による女性階級の家事労働の支配・搾取）概念で把握する説（デルフィ／ファーガソン）を検討し、男女の総労働量と総消費量の比較から「搾取」説成立の困難なこと、女性の労働上の地位の多様性と性差別の普遍性との理論的整合化の困難なこと、男性の女性労働支配力の基礎についての説明の欠落等のため、この説が成立しがたいことが論証されている。

（以上の検討により第四章では、資本主義的性差別概念としては、歴史制度的意味を含む「家父長制」概念を廃棄し、性差別の記述概念としての「ジェンダー・ヒエラルキー」概念に代替すること、この概念の部分構造としての近代家族内の権力構造概念としてのみ「家父長制」用語を使用すると断っている。）

次に（第三章2節以降）、マルクス主義フェミニズムのような労働視点ではなく、セクシュアリティをめぐる権力関係に性差別の根源を見るラディカル・フェミニズムの理論として、ミレットとファイアストーンおよびマッキノンの説が検討されている。まずミレットとファイアストーンの説が比較検討され、両者はセクシュアリティ根源説では共通だが、前者

が男女の性的行為を、後者が女性の生殖性（能力、妊娠、出産）を女性抑圧の核心とする点で深刻な相違があること、また女性による「生殖権」奪取というファイアストーンの理論は、女性の自己身体所有権の完全回復というフェミニズムの共通目標設定に意義があったことを指摘している。しかしフェミニズム理論史として筆者が最高評価を与えてるのはミレットの理論系譜の到達点としてのマッキノンの「性的客体化 sexual objectification」説（女性のセクシャル化と男性によるセクシャリティの消費：女性のセクシュアリティの男性領有）であり、詳細な紹介と検討を行っている。だが、マッキノンの場合でもセクシュアリティと女性労働との関連の検討が欠落しているため、マルクス主義フェミニズムとの理論統一は未達成である。従って、セクシュアリティ論と労働論との統一理論をいかに構築するかが課題となると結論づけられている。

第五章は、著者の積極的理論展開が行われ全編の核をなす章ではあるが、概念操作的論旨展開（「概念化される」「見なされる」等の主体の不明な受動態表現の多用）となっており、論理展開の論拠についての多くの疑問を残す論の運びとなっている。したがってここでは、著者自身（=主体）がいかに「概念化する」ことによって、労働論とセクシュアリティ論を「統一」しているかについての簡単な紹介にとどめざるをえない。この「統一」は次の三段論法によって行われている。

第一段（家事・育児労働のセクシュアリティ概念への包摂）。資本主義による社会の公領域と私領域への分裂を前提して、「公領域＝生産＝労働＝有償性」と「私領域＝再生産＝セクシュアリティ＝無償性」との対立的等置概念化による家事・育児労働のセクシュアリティ概念化。

第二段（ファイアストーン的生殖視点の性差別論への導入と女性の労働概念からの除外）。「資本の内的傾向＝労働力差別化」との理解（労働制約性の少ない労働力とそれが多い労働力の差別化という理解）を前提して、女性の生殖能力（生理、妊娠・出産）にもとづく労働制約性を資本による性差別の根源として導入し、「労働＝男性（女性排除）」という等置概念化。

第三段（マッキノン説による女性のセクシュアリティ概念への包摂とジェンダーの構造概念化）。女性の労働からの排除と性的客体化としての「女性＝セクシュアリティ」という等置概念化、セクシュアリテ

ィ（家事・育児労働を含む）の男性による消費、それをを通じた「ジェンダーのシステム」という構造概念化。

以上の三段の「概念化」によってマルクス主義フェミニズムの論理（家事・育児労働）を資本の論理とセクシュアリティ（性的客体化）の論理に包摂統合している。

第六章以下の中心的論点は、日本型企業社会の特殊性（性別役割分業の強度）を家父長制概念で説明する大沢真理氏の説の批判である。日本の特殊な性差別構造は家父長制の強さからではなく、むしろその弱さのため「資本主義そのものの性差別性」の貫徹した結果であるとする。

本書の意義と問題点を論評しよう。第五章における理論統一が成功しているとは思われないが、それにもかかわらず本書は、フェミニズム理論史の検討を通じてラディカル・フェミニズムの社会認識（セクシュアリティ論）の有効性を明らかにした点に独自の意義があると思われる。人間の関係行為の領域としての「人間と自然」との関係には、「労働」（人間と土地自然＝使用価値との関係）領域以外に、独自領域として「セクシュアリティ」（人間と人間自然＝身体との関係）領域があること、性差別は第一次的にはこの領域と関連させてはじめて性差別の普遍性を解明できることが明らかにされている。ボーヴォワールは『第二の性』の末尾でマルクスの「経営手稿」の一文（全集④ 456頁）を引用し、高い評価を与えたが、それは人間と人間自然との関係（性的行為）の根源性と歴史性に関する深い洞察が含まれていると評価したからであろう（これは本書140頁の評価とは全く逆）。

社会の二つの領域を人間相互の関係として見れば、産業的労働領域は身体接触を排除した純言語的関係領域であるのに対し、家族的世帯領域は身体的関係行為（性的行為、育児・介護）とスキシップ関係を含み、それを前提して生活手段の共同消費（共同占有）と独自の世帯的物質代謝労働が行われる領域である。本書はこの二つの領域の独自性に接近する手がかりを与えているところに意義がある。

本書の問題点は、ファイアストーン的理論系譜としての「生殖（管理）権 reproductive rights」＝「自己身体所有権」回復という女性要求へと至る理論発展史と、生殖視点による性差別構造の検討に接近しつつも、理論の中軸に据えられなかつたことである。「身体所有権」は賃労働の前提としての「二重の自由」に直接かかわる問題であることを考慮すれば、

資本主義と性差別の検討を課題とした本書がこの視点を看過したのは重大な問題である。

第五章の展開からも明らかなように、生殖の問題は事実上労働論とセクシュアリティ論をつなぐ理論的媒介環となっている。また生殖の問題は、歴史的にもセクシュアリティと資本の生成をつなぐ媒介環となりうるようと思われる。生殖と性の歴史に関する最新の研究（フーコーやショーターなどの70年代の研究への批判を内包する研究）は、ヨーロッパの16世紀以降の宗教的・暴力的な生殖権剥奪過程と女性の性的受動化（「客体化」）との関連性および生殖権剥奪過程と晩婚化やプロト工業化を含むプロレタリア的世帯とプロレタリア的人口の創出・増加との関連性を次第に明らかにしつつあるようと思われる。また過去の生殖様式の累積的結果としての人口史（労働人口動態と世代的労働人口構成）の視点から観

察すれば、日本型企業社会とヨーロッパ先進社会とのジェンダー的労働構造の相違を両者の人口史的労働人口構造の相違という内的契機から検討することを可能にし、また21世紀初頭日本の人口史構造のヨーロッパ人口史構造（1950年代以降）との劇的共通化（＝劇的社會変容）といった予測的検討も可能になると思われる。

本書のあとがきでジェンダーを軸とした資本主義の段階論の検討（割愛）とセクシュアリティの検討を第六章以下で行いえなかったことが述べられているが、もしセクシュアリティ（生殖＝人口史を含む）と資本主義の発展段階との関連性が検討されたとすれば、ここで提起した内容と共に通する問題が検討されえたのではないかと想像している。著者の歴史具体的な理論展開が望まれる。

（青柳和身 所員 岐阜経済大学）

基礎研だより

「市場経済と人間発達の関係を考える—現下の危機の本質と打開の方向を探るために—」 基礎研ワークショップの報告

歳末恒例の基礎研ワークショップが、1998年12月26日（土）に開かれた。

まず、森岡真史さん（立命館大学）から、「資本主義・経済成長・自由民主主義」と題する報告があった。氏は、ソ連などにみられる社会主义革命の負の遺産の大きさを直視すべきこと、これにたいして、議会制民主主義、個人の尊厳などを保障する「自由民主主義」は普遍的な価値をもつと述べられた。そして、資本主義（市場）が、経済成長を促す条件となり、経済成長が、自由民主主義の拡充の基礎条件となるかぎりで、肯定的評価の対象となる、ただしそのような連関が成立するかは、資本主義下の企業者の主体的資質、及び制度的な要因にも関わると述べられた。

ついで、北野正一さん（神戸商科大学）が、「市場と新自由主義をどう評価するか」と題して報告。野放しの自由市場ではなく、地域コミュニティや福祉分野を基盤にして、社会によってコントロールされた「社会的市場」のしくみを発展させていくこと

が重要だと提起された。

最後に、日本福祉大学の遠州尋美さんが立ち、「今日の経済危機：その本質と脱出の展望」と題して問題提起された。危機の根本原因是、金融危機よりも過剰生産の危機にあり、需要供給のギャップの急増にあると述べた。そこから、国際投機資金の監視と規制を行いつつ、勤労者や貧しい地域の間での「自らの首を絞める（権利と賃金の）切り下げ競争」を停止させようと呼びかけた。そして人間発達のインフラを整備構築しよう、金融ビッグバンは中止させ、地域内部のマネー循環を強める地域再投資法のような政策を実行させていくこうと述べられた。これらの報告をうけて、22名の参加者の間で活発な議論が行われた。

私たちは、昨年『地球市民の政治経済学』を、本年『新世紀市民社会論』を公刊した。この到達点を発展させ、今後の共同研究を前進させて行く上で、この企画は貴重な土台となったように思われる。

（藤岡惇 立命館大学）



人間発達の社会的条件をめぐる討論

—『経済科学通信』88号を読んで—

活発な交流と討論を通じて現実と切り結ぶ経済科学を創造すること——基礎研は人間発達をひとつのキー概念としてこれに取り組んできた。福祉国家をめぐる討論はこの際の重要な問題領域のひとつであり、『通信』はこれまでにもしばしばここに焦点をおいた特集を組んできた。近年のところでは日本型企業社会からの転換の課題と関連させて議論されてきたのであるが、先の88号は1998年夏の研究大会の3つのシンポジウムにおける報告と討論をベースとして特集されたものであり、不十分ながらもやっと日の目をみたNPO法を念頭に置いてさらなる議論や問題領域に光を当てようとした意欲的な取り組みであった。私自身はそのシンポの討論者のひとりでもあったので、今回は1号後れで感想めいたことを述べる役回りである。

市民のための、市民による、 市民の福祉の創造

What's NPO?と題した88号の特集は、私なりに別言することを許していただくなれば、福祉国家が提起してきた社会経済システムのありかたの探究を「市民のための、市民による、市民の福祉の創造」としてさらに発展させる課題について考えることを読者に問い合わせたものであると考えられる。NPOセクターやNPO法をめぐってまず2つの論文が並ぶ。「非営利・共同セクター」の成長として今日の問題のありかを捉えようとされている川口清史氏が非営利協同組織の発展の理論問題を紹介・吟味する中から「福祉国家を越えた道」を探ろうと意欲的な論点を提示されている。そして、市民の立場にたつ弁護士活動をすすめて株主オンブズマンなどにも参加されている池田直樹氏が日本型企業社会とNPOとの関係を論じつつ、NPO法の意義と問題点を整理されて市民運動への呼びかけを行われている。次いで、日本における福祉国家と企業社会との基本関係の整理を試みられてきた横山寿一氏が「企業社会型および企

業・市場主導パートナーシップ型福祉構造を超えたバージョンアップされた福祉国家」へと導くべき論点を原則的な諸点とのかかわりで整理されている。そして、正義論など社会哲学をめぐって発言されている碓井敏正氏が「福祉国家の矛盾」についての認識を欠いた福祉国家再編論の問題性を強調されており、マルクス経済学におけるジェンダーの正確な受け止めをめぐって議論を展開されている中川スミ氏が福祉国家再編の展望をジェンダー視点の座標軸を置いて語ることの緊急性を指摘している。

さらに福祉観をめぐって今日の議論に欠かすことのできないアマルティア・センや国連の人間発達指標について論じてこられた吉川英治氏がセンの発達概念についてわかりやすく解説され、センの「社会的コミットメント」論の意義についても立ち入って触れている。またスリランカ出身で国連の活動にも従事されて現在は立命館大学教授であるモンテ・カセム氏からは、グローバルな視点から、いわば北と南との多様なネットワークによる学びあいの関係づくりを実践している中から公正、文化、環境を配慮した人づくりと社会づくりについて経験に裏打ちされた興味深い内容が語られている。

特集だけでなく、飯田経夫の『経済学の終わり』の提起をうけて経済学における人間論・主体形成論・人間発達の経済学の新しい枠組みを論じた中谷武雄論文、政治学入門においてフェミニズムから政治学の新しい地平について論じた世登和美論文、そして投稿論文の近代家族論におけるマルクス主義の評価について論じた遠山日出也論文が、それぞれ特集の論点とオーバーラップしたところを論じており、さらにいえば映画鑑賞の弁証法を論じた平野喜一郎論文もまた芸術鑑賞を通じた人間的なWELL-BEINGな社会関係を捉える興味深い議論であるとも言うことができる。

WELL-BEING実現のための 学習合理性アプローチを求めて

88号を読んでさらに研究と討論を発展させるべき幾つかの論点を私なりに気づくところがあったので、紙面批評というにはやや趣を異にするかもしれないが、そのうちの極く基本的なところについて感想的な議論を記して責を果たすこととさせていただくことにしたい。

第1に、日本社会においてやっと登場したNPO法は、NPOセクターの未来への「シナリオの第1章」であると池田直樹氏が指摘されているように、福祉を実現していく上でも、アドボカシー型とサービス提供型の双方において、新たな社会システム「探究」の取り組みやまた法そのものの改善の出発点であると受け止めることができる。今回の特集もこれらの法や制度や組織やセクターの社会システム全体のなかでの位置づけをめぐるさらなる議論の出発点を築いてくれたものであると思われる。

第2に、福祉や福祉国家をめぐって個人の視点やジェンダーの視点が強調される背景をめぐる議論においては、これまでにも基礎研が積み上げてきたように、人間を絶対自由論やアナーキズムや新古典派の選好合理性などの抽象的個人主義において把握したり、かつての宇野理論風の「商品化無理」説に陥るのではなくて、人間の潜在能力やその顕在化の条件を正面から議論することが重要ではないかということが改めて気付かされる。個々人は「他から学ぶことなしに人間たりえない」「人間性とは社会から個人への贈り物である」といった相互作用・相互学習の中にあることを見出すことは、経済学や社会科学においてはこれまで文学的として避けられる傾きのもとに置かれてきたし、今日でもグローバリズムの市場経済主義がそれをかき消すことに逆に理論的に安堵する傾きもないわけではなかった。それにもかかわらず、否それゆえにかえって、いっそう強まるこうした志向を福祉国家論も経済学も正面から取り組まねばならなくなっているのではないだろうか。

第3に、これらは決して経済学にとって不間にすべき（あるいは断念すべき）領域ではなくアダム・スミスやカール・マルクスが重視した論点であり、それは今日において社会的分業の発展とともに社会文化のもうひとつの側面である社会的相互依存が深まり、社会的な相互作用のプロセスに注目した議論が

情報化やコミュニケーション論を背景に説得性を強めているとき、いっそうの焦点が置かれるべき視点である。今日、福祉もまた社会的分業によって充足される関係が広がる中において、それらの「出会い」の関係を最適化する社会システムの探究こそが今、問題とされている。確かにその中では碓井氏が言うように「矛盾」の可能性を秘めており、また川口氏や横山氏が指摘するように「当事者性」を尊重し意思決定や実際のサービスにおける参加をすすめつつも公共的な意思決定にまで問題を高めることが重要であろう。問題はヒューマン・ニーズの客觀性や普遍性を踏まえつつ同時に合理的な集合的意思決定がなされる条件が問われなければならないということがあり、分権的であるとともに集権的でもあることが必要であり、それらの最適なコーディネーションを通じて達成される必要があることであろう、と私は議論したい。

第4に、日本型企業社会からの転換の課題においては企業内福祉の社会的福祉への置き換えが進められてきたのであるが、今日では、それを消費税増税による低位な基礎ベース整備と「最低限度の」福祉ですら市場原理導入によって充足するという方向がいっそう鮮明にされており、人々の将来不安を増幅することとなっている。こうした事態は個々人の自立を支援する社会システムやそれを担うインフラストラクチャの議論を深めることを求めておりし、また多国籍企業の時代の中での公正な税負担のありかたや零細貯蓄活用のありかたの議論までが必要となっている。福祉国家をめぐる討論は、究極のところ人間らしい生活条件を社会的にサポートする効果的なシステムを私たちが納税者としてどのように創り出すのかを求めているということであろう。

第5に、問題の重要なもうひとつの側面は「国家」もまた抽象的な議論によって一蹴するアナーキズムなどに傾斜するのではなく、具体的に論じつつそのなかに潜むいわゆる「必要悪」としての矛盾を明るみに出し、官僚機構の制御可能性や公務労働について公共的意思決定にもとづく公共サービス供給システムとの関連のもとで論じることが必要である。この点は財政学を科学として確立することに奮闘してきた故島恭彦氏の「政治と経済との矛盾」をめぐる問題提起をさらに発展させる課題もある（拙稿「『政治と経済との矛盾』考」、島恭彦先生追悼文集刊行会編『時計の塔風雪に耐う』）。マルクスも工場法の経験から階級国家における「一般的法律」の意義

について論じたように、国民に対する徵税権をはじめ各種権限を集中する現代国家の性格、あるいはそのものとの地方自治体の役割、あるいはまた今回のN P O法を積極的に活かし、より十全な法律を求めていく課題を、単に「国家領域」の形態的な議論だけで判断するわけにはいかない。狭い納税者意識から抜け出して国家と市民社会との関係のありかたを問うことが経済科学に課せられている課題であろう。

最後に、経済学的にアプローチする際にマルクスが古典派経済学を詳細に批判的に吟味したように、労働や言語や人間発達にまで解明することなしに経済科学の創造的発展は望めないのではないか、ということがある。マルクスは『経済学・哲学手稿』のなかで次のように述べている。

「国民経済学は私の所有の事実から出発するが、これをわれわれに解明しない。それは私の所有が現実のなかで経る物質的過程を、一般的な抽象的な諸方式に表現する。するとこれらは国民経済学にとって諸法則と見なされる。それはこれらの法則を理解しない」(国民文庫版p. 96)

市場経済の物神性とそれを当然の前提とする新古典派経済学の「所有の経済学」としての思考方法がもつ問題点を明らかにするうえで、マルティア・センの業績についていっそう研究する必要が感じられる。センの潜在能力アプローチをマルクスの潜勢力論と切り離そうとする試みもあるが、彼の議論がスミスやマルクスを継承したものであることは彼自身も認めているところである。それどころかセンは社会的コミットメント自体が「資本主義発展による社会的相互依存」と「社会主義運動が生み出した社会的共感」との双方によって促されたものであるとはっきりと議論するのである。彼によれば福祉国家や個人の自由とはそうした社会的コミットメントの帰結でもある。

限られた条件のもとで多くを語り、言葉足らずとなってしまったかもしれない。別の機会に私自身の議論についても批判を得たい。88号が提起したものと共に深めたいと思う。

(柳ヶ瀬孝三 所員 立命館大学)

読者の声

私は政治学、とりわけ規範理論を研究しており、『政治学入門』など経済学以外の論文がのっているので、定期購読することにしました。

No. 88は、特集をはじめ、興味深い論文が豊富だったと思います。とくに吉川さんのA. センの紹介など。経済学周辺諸科学をふくめて、規範理論の動向をフォローするテーマをぜひ読みたいです。

ある京大経済の院生によれば、「規範」や「価値」の問題を語れば、研究科内では、変人扱いされるとのことです。これにもかかわらず、志を持った院生も少なからずいますので、読者拡大のためにも、また、院生の業績づくりのためにも、以上のようなことも考えていただければと思います。

(京都市在住・大学院生)

1998年10月31日基礎経済科学研究所シンポジウムレポート 「地域福祉社会をどう作るか—介護保険導入後の福祉のあり方を考える—」

2000年4月から運用される介護保険は、例えば介護サービスが措置制度から個々の契約によるものに変わることなど、これまでの社会福祉のあり方を大きく変えようとしています。このような制度の大きな変化に対して、シンポジウムでは現場や研究の場からの報告がもたらされました。参加人数は主催者の予想を上回り、用意した椅子が足りないほどでした。大半が研究所外の参加者で、人々の介護保険への関心の高さが伺えました。

まず、施設からは特別養護老人ホーム「原谷こぶしの里」の杉原優子さんの報告「福祉施設は介護保険にどう対応するか」がありました。これまで、福祉施設の理解において、経営状況は触れられることの少ない側面でしたが、本報告では介護保険導入後の試算について、具体的な数字を用いての解説を得ることができました。その試算をもとに、介護保険制度の導入後は入居高齢者の約半数が年収を上回る費用負担を強いられること、施設運用経費の抑制のために職員が非常勤化されること、入院等による施設利用の空白期間の収入減等による施設経営における負担の増加などが報告されました。保険制度の導入後、利用者のニーズに応えようとするほど、経営が困難になるというという施設の事情が説明されました。

次に京都府社会福祉協議会の武田知記さんによる



報告「ケアマネージャーは21世紀の福祉を切り開く職種となるか」がもたらされました。介護保険制度におけるケアマネージメント（居宅介護支援事業）について、実際にサービス給付される経路とそれに沿った課題の報告がありました。特に、要介護認定のための訪問調査を、ケアマネージャーに委託できるということに関しては興味深いものでした。民間業者から派遣されるケアマネージャーにとって、訪問調査は事実上の訪問セールスです。発見からサービス利用までの時間短縮というメリットと裏腹に、ケアマネージャーの公平・中立性が確保されていないと自社のサービスの押し売りになりかねなく、利用者の選択は保障されにくいということが指摘されました。

広島女子大学の鈴木勉さんの報告「21世紀の福祉社会をどう構築するか」は、福祉社会に対する包括的な理念と非営利・福祉協同組織の可能性についての報告でした。特に前半において、アマルティア・センの「福祉の潜在能力（機能）アプローチ」と、それに基づいた福祉社会の基本条件が紹介されました。その中で、「（属性などによる）能力差のない者への差別解消が20世紀の課題であったとするなら、21世紀は能力差のある人ととの無差別なつながりが求められる」ことが報告されました。

「changeとchanceは一文字違い。changeにどう向き合いchanceとするかが、自分のあり方を決定する」と言った人がいました。大きな変化（change）は、物事を進展させるチャンス（chance）でもあります。介護保険制度は運用当初からの混乱が予想されていますが、その混乱はこれまで介護や福祉に関心の薄かった人々の目を引き付けることにもつながるでしょう。その時、いかに社会福祉の理念と現場をつなぎながら「より良く変革」させていく提案を用意しているかが、今後の私たちの課題になるのではないでしょうか。

（山田 亮 佛教大学大学院）

編集後記

▼読者の方から、「書評を充実させてほしい」という声が寄せられています。どのような所が物足りないのか、具体的には指摘しているのでない限り、こちらで推測させていただくと、まず、取り上げさせていただいている文献の数が少ないことが考えられます。

最近発行した88号までの7冊を振り返ってみると、「書評」欄では、平均して4点、86号以降については、平均2点の書籍が取り上げられています。書評の役割を、広く文献の紹介として捉えますと、その数では物足りないように思われます。しかし、当編集局の方針では、書評を厳密に、評論・論文として扱っていますので、内容の

充実を重視すると、1本当たりの分量が増え、紙面の割り当ての制約があるため、どうしても本数が少なくなってしまいます。ただ、分量を少なくして、数を増やすことも一つのやり方として、検討課題としております。

また、数とは関係なく、内容が特定の分野に偏っていることも考えられますが、経済科学だけではなく、政治学や人権の問題に関する文献も取り上げていますので、極端な偏向は見られないと思います。けれども、当編集局は、新聞のように書評を定期的に請け負つていただける人材を有しているわけではなく、基礎経済科学研究所の関係者を含む、編集局員のつて

で原稿の依頼を行っていますので、そのために生じる偏りは、免れることができません。

▼88号に同封させていただいた、読者の皆様への「お願い」の文書にて、書評も含めて、原稿を執筆していただける方の紹介・推薦を呼びかけさせていただきました。さらに、投稿も常時歓迎いたします。今後こうした声に応えて、様々な方からご協力をいただけることを期待しつつ、読者の皆様のご意見・ご希望を承りながら、誌面の改善に一層の努力をしていきたいと思います。

(まつい ひでひろ)

訂 正

前号のモンテ・カセム氏の論文「2000年代の人材育成戦略」において、編集局によるテープ起こしの際の誤りがありました。また同じく前号の遠山日出也氏の論文「近代家族論と歴史の進歩」において、編集局内の校正により文意の変わってしまった点について筆者からご指摘を受けましたので、ここにお詫びを申し上げますとともに、以下の様に訂正させていただきます。

カセム論文：47頁 右 21行目、他 (誤) 杉浦千畝

(正) 杉原千畝

遠山論文：63頁 左 17行目 (誤) 保障することによって、また家族が

(正) 保障することによって、家族が

投稿規程

次の要領で投稿をお願いします。奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート：50枚以内 研究動向、書評：20枚以内
いずれも、図表、注などを含む200字詰

原稿 審査の迅速化のため、コピー1部を添えてください。

ワープロ・パソコンをご使用の場合にはフロッピーディスクを同封してください。

投稿先 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局宛

掲載料 5000円（所外の方のみ）

経済科学通信 89号

1999年3月1日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局 (〒602-0851 京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル4F)
TELおよびFAX(075)255-2450 E-Mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp
ホームページアドレス <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>
振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 森岡 真史
副編集局長 大西 広 神谷 章生
編集局 佐々木潤子 小松 史朗 水野喜志彦 増田 和夫 中田 晋自 木下 英雄 松居 秀博
印刷所 新日本プロセス株式会社 (〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21) TEL (075) 661-5688
額価 1部1,300円 定期購読費（前納3冊分）3,600円（郵送料を含む）

藤田 勇[著]

自由・平等と 社会主義

1840年代ヨーロッパ～1917年ロシア革命
政治的民主主義の観点から、社会主義の思想、運動、システムを歴史的に再検討・総括する大作の第一部。

¥8500

若森章孝・松岡利道[編]

歴史としての 資本主義

グローバリゼーションと近代認識の再考
「世界システム」論の分析視角を再検討・再構築するなかから資本主義と近代世界の再定義への手がかりを探る共同研究。

¥2800

松石勝彦[編著]

情報ネットワーク 経済論

コンピュータ制御生産、インターネット、電子取引、電子マネー、CALSなどの現況を紹介しつつ、その影響、経済学的意味を多角的に明らかにする。

¥2800

林 直道[著]

日本経済を どう見るか

昏迷をきわめる日本経済に活路はあるのか？
——景気循環・恐慌研究の第一人者が、日本経済の現況を構造・循環・政策面から分析し提起する。

¥2200

20世紀《社会学》の軌跡をした新しい古典

シリーズ 社会学の思想 [第I期 全12冊]

編集委員◆長谷川公一／藤田弘夫／吉原直樹

[A5判上製／平均500頁／予定価5500円～8000円]

■第1回配本 ¥5800：税別

A・ギデンズ (監訳：藤田弘夫)

社会理論と現代社会学

■以下、続刊

M・カステル (監訳：大澤善信)

都市・情報・グローバル経済

H・ルフェーブル (訳：斎藤日出治／岩永真治)

空間の生産

D・ハーヴェイ (監訳：吉原直樹)

ポストモダンの条件

A・リビエッツ (訳：若森章孝／井上泰夫)

レギュラシオンの社会理論

A・トゥレーヌ (監訳：伊藤るり)

社会の生産

J・アレクサンダー (訳：佐藤成基)

社会学の理論論法

J・コールマン (訳：久慈利武)

社会理論の基礎

D・マッケンジー (監訳：佐々木力)

核ミサイル誘導の歴史社会学

C・ティリー他 (監訳：片桐新自)

反乱の世紀 1830-1930

H・ガーフィンケル (監訳：浜日出夫)

エスノメソドロジー研究

A・ゴフマン (監訳：安川一)

リレーションズ・イン・パブリック

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】